

出國報告（出國類別：考察）

106 年參訪日本邊境查驗管理實務

服務機關：衛生福利部食品藥物管理署

姓名職稱：廖姿婷科長、陳慶裕視察、陳家慧技士

派赴國家：日本

出國期間：106 年 11 月 28 日至 106 年 12 月 2 日

報告日期：107 年 1 月

目次

壹、	目的.....	1
貳、	行程及成員.....	2
	一、行程安排.....	2
	二、我方成員名單.....	2
	三、日方接待成員名單.....	2
參、	考察紀要.....	4
	一、拜訪厚生勞動省「醫藥生活衛生局之食品監視安全課」就「日本邊境輸入管理」進行交流.....	4
	二、參訪成田空港檢疫所、國際空港上屋株式會社(IACT)及日航國際貨物空港所(JALCARGO)保稅倉庫.....	11
	三、參訪東京檢疫所及五十嵐冷藏株式會社(倉庫).....	14
肆、	心得與建議事項.....	18
伍、	未來建議.....	23
	一、推動機關合作申報系統整合，提倡簡化便捷通關措施.....	23
	二、優化臨場查驗現場措施及設備.....	23
	三、強化業者自主管理責任，開放諮詢管道.....	24
	四、擴大食品系統性查核，協力強化輸出國食品安全措施.....	24
陸、	附件.....	25
柒、	參考資料.....	25

壹、目的

為瞭解並搜集先進國家對於輸入食品邊境查驗之管理，經評估擬擇國情與實務現況與我國相似之日本前往觀摩。日本糧食自給率約 4 成，進口食品需求量大，且輸入食品樣態與種類相當多元豐富，與我國情形相似。東京港目前為日本最大之貨櫃吞吐港口，近年改建並擴大規模，且鄰近日本最大城市東京都，地理位置位居要塞，以港口為中心，具大量放射狀的鐵路與公路支線，成為日本主要物流據點。另成田機場為日本最大的國際機場，進口貨運量為日本第一。近 20 年來，日本經歷多次食品安全危機，日本政府對於食品規範與行政系統，進行大力的改革，並與國際接軌，達到更高的食品安全水準，爰其邊境管理制度、法規與執行做法，值得我國借鏡與效法。

貳、行程及成員

一、行程安排

日期	行程	地點
11月29日	1.起始會議 2.拜會主管機關官員 3.邊境查驗制度法規與實務研習與交流	厚生勞働省， 東京都
11月30日	1.拜會機關官員 2.成田空港食品輸入查驗制度說明 3.查驗現場實務操作流程觀摩 4.經驗分享與交流	東京成田空 港，千葉縣
12月1日	1.拜會機關官員 2.東京檢疫所食品輸入查驗制度說明 3.查驗現場實務操作流程觀摩 4.經驗分享與交流	東京檢疫所， 東京都

二、我方成員名單

代表機關	姓名	職稱	主要業務職掌
衛生福利部 食品藥物管理署 北區管理中心	廖姿婷	科長	輸入食品邊境查驗相關 業務
	陳慶裕	視察	
	陳家慧	技士	

三、日方接待成員名單

日期	機關單位	主要出席人員	職稱	主要業務職掌
11/29	厚生勞働省 醫藥生活衛生局 食品監視安全課	道野英司	課長	主管食品引起衛生危害及稽查輔導、 審查食品及加工產品之製程管理、 食品衛生檢查員之管理、 訂定食品和洗滌劑衛生安全規定、 預防由含有農藥或剩餘食物之飲食引
	食品監視安全課 輸入食品安全對策室	飯塚 涉	室長輔佐	

	食品監視安全課 輸入食品安全對策室	多田剛士	監視調整 係長	起的衛生危害、 有關《食品衛生法》第 29 條規定的產 品檢查和檢查設施、 關於食品和添加劑的出口查驗、 確保屠宰場、家禽加工廠的衛生及其 檢驗之安全性、化學工廠和類似設施 的管理。
	生活衛生食品安全企 劃課 檢疫所業務管理室	黑木鐵治	輸入監視 係長	主責食品標準審查部門、食品監督安 全部門、生活衛生部門、供水部門的 統籌規劃、風險溝通與協調。
11/30	厚生勞働省 成田空港檢疫所	福島靖正	所長	執行進口食品邊境輸入查驗業務、 關於檢疫機場內船舶、飛機及其相關 設施、建築物等場所衛生安全稽查。
	成田空港檢疫所 食品監視課	處 真也	課長	
	成田空港檢疫所 食品監視課	江島裕一郎	輸入食品 檢督官	
	成田空港檢疫所 食品監視課	村上隆行	調整係長	
	食品監視安全課 輸入食品安全對策室	多田剛士	監視調整 係長	同上
12/1	厚生勞働省 東京檢疫所	加藤誠實	所長	執行進口食品邊境輸入查驗業務、 關於檢疫港口及其設施、建築物等場 所衛生安全稽查。
	厚生勞働省 東京檢疫所	西村佳也	企劃調整 官	
	東京檢疫所 食品監視課	平尾 曉	食品衛生 專門官	
	生活衛生食品安全企 劃課 檢疫所業務管理室	松井保喜	室長輔佐	同黑木鐵治先生

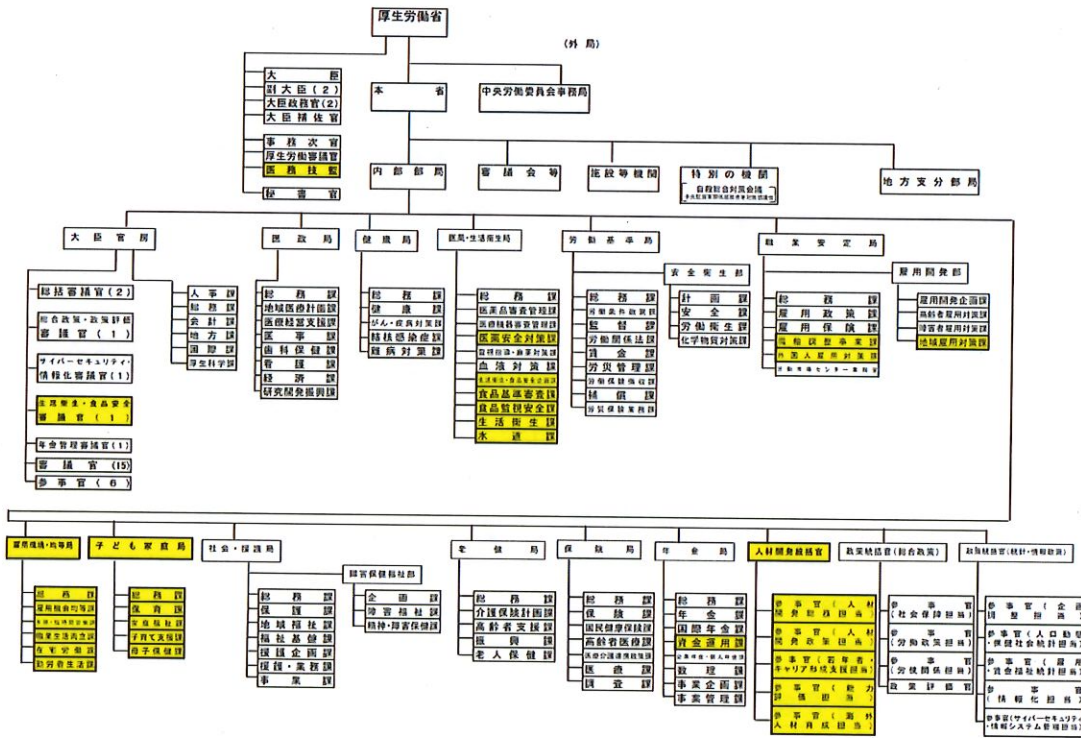
參、考察紀要

一、拜訪厚生勞働省「醫藥生活衛生局之食品監視安全課」就「日本邊境輸入管理」進行交流

(一)日本輸入食品管理組織介紹

日本輸入食品管理及查驗之主管機關為「厚生勞働省」(Ministry of Health, Labour and Welfare, MHLW) 之「醫藥生活衛生局」,其下有「食品監視安全課」、「生活衛生食品安全企劃課」,掌管食品及其相關產品之法令規範、政策規劃、監督輔導、標準審查及風險溝通與協調。另還有負責邊境輸入食品查驗執行之業務單位,分布於全國各地的「檢疫所業務管理室」,以上3個機關為本次我方參訪,並就邊境輸入食品管理及查驗業務進行交流的主要對談單位(如圖一)。

厚生勞働省機構圖(組織再編後)



圖一、厚生勞働省組織機構圖(該組織重編於平成 29 年(即西元 2017 年)7 月公布施行如上)(資料來源：厚生勞働省官網

<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/sisetu/ken-eki.html>)

第一天首要拜會主管機關之厚生勞働省醫藥生活衛生局，由食品監視安全課之輸入食品安全對策室的飯塚涉先生為我方說明。

(二)日本輸入食品管理

日本近年來的糧食自給率為 39%，顯示超過 6 成食品需仰賴輸入進口，從歷年報驗情形可以看出日本食品的進口件數逐年上升，2016 年之邊境輸入食品報驗批數約 2,338,763 件，重量 32,302,113 公噸。另日方表示近 5 年來輸入重量無太大差異，說明應是整體輸入趨勢呈現貨物多量化、少量進口模式之增加、亦可能是業者企圖維持少量庫存已讓倉儲有更大的彈性空間有關。

以 2016 年輸入食品的種類進行分析(以重量計)，以農產品及其加工品為最大宗，佔了整體報驗量的 67.1%，其中又以大豆、小麥、玉米最多，次為生鮮禽畜產品及其加工品(10.5%)及生鮮水產品及其加工品(6.6%)。其中容器具類的產品與食品接觸面者皆屬之，包括料理用剪刀等，約佔整體 0.3%。

日本輸入食品管制措施，可區分為輸入前、輸入時、輸入後的三大管理模式：

1. 輸入前：針對輸出國進行監測，確認該國執行衛生對策之情形，及其輸入產品是否符合日本法規。
2. 輸入時：進行申報查驗，查驗方式分別有「命令檢查」、「監測檢查」、「指導檢查(自主檢查)」及查驗人員得視現場情形執行之「行政檢查」。查驗措施包含書面審查、臨場查核或抽查檢驗。
3. 輸入後：由國內各地方都道府縣進行查驗及監測。

以上各階段之監測，如查有違規案例，均須回報給厚生勞働省主管機關，作為後續食品安全監測措施的參考。

針對輸入時政府邊境輸入食品查驗方式，說明如下：

1. **命令檢查**(Inspection Orders, **檢查命令**)：針對違規率高者進行逐批查驗(即抽中率 100%)，此查驗費用為業者自行負擔，查驗結果未確認前不得輸入。
2. **監視檢查**(Monitoring Inspections, **モニタリング検査**)：政府訂定年度計劃，包含各種食品類別，依據食品特性進行可能的衛生安全監測，必要時得強化進口查驗措施(如加強監視檢查，抽中率提高為 30%)。查驗費用由政府支應，並允許進口商無需等待查驗結果即可先提領貨品。
3. **指導檢查**(Voluntary inspection guided by an inspector, **指導検査(自主検査)**)：政府指導進口商對於產品應執行的衛生安全措施及定期檢驗(含初次進口產品)，為輔導進口商善盡自主管理責任，日方會定期辦理業者說明會及開放進口前諮詢服務。業者應定期執行自主檢驗，其檢驗費用由業者自行負擔。

另，還有「**行政查驗**」(行政検査)，其為除了監測檢查之產品品項外，針對初次進口、已有違規案例或發現運輸途中有事故發生者等必要之情形，查驗人員得依現場檢查狀況，變更查驗方式。此外，日本規定如曾有違規紀錄或是第 1 次進口的業者，需依政府指定檢驗項目，進行自主檢驗，於申報時同時檢附檢驗報告及相關資訊佐證安全性。

關於查驗方式之變更，如原為命令檢查者，產品需 2 年內無違規或是 1 年內 300 件的檢查符合規定，則可由命令檢查(抽中率 100%)改為加強監視檢查(抽中率 30%)；如原為加強監視檢查者，產品持續 1 年無違規紀錄或是 60 件查驗合格者，則可由加強監視檢查返回至一般監視檢查。

依據日本《食品衛生法》第 23 條，厚生勞動省每年針對次年度之食品、添加物、器具、容器包裝等進口事宜，制定「輸入食品監測指導計畫」(Imported Foods Monitoring and Guidance

Plan)，由中央政府執行。該計畫主要涵蓋以下事宜：(1)對進口業者與其實施自主性食品衛生檢查之應受指導事項，如監視檢查中應優先管理品項之指導；(2)由生產地及其他情形評估，應重點式實施查驗與指導之項目，如輸出國是否有完善的食品安全措施者；(3)其他對進口業者自主管理的指導。該計畫於制定或變更時，會公布並接受民眾評論，並依據民眾意見進行修正。該計畫及其1年後執行成果均會公布於報紙及厚生勞動省官網上，亦有提供英文版供國際參考。

在源頭管理的層面，日本十分重視輸入食品進日本之輸出國當地的食品安全措施，其因應作為主要如下：(1)提供英文版日本食品安全法規資訊與簡報予輸出國參考；(2)針對高風險性產品，進行雙方協商或是實地調查，以了解違規原因進而協助改善；(3)與輸出國家進行技術合作與交流，並提供日本相關監測技術，改善輸出國之食品安全衛生問題，例如農藥殘留與真菌毒素的監測方式。日本於2016年實行的案例包含巴拉圭的芝麻、南韓的比目魚類(Olive flounder)、美國及愛爾蘭的牛肉，日本針對上述品項，除了輔導外，於輸入時亦採取命令檢查方式，施以逐批查驗，以確保輸入日本食品的衛生安全。

當進口產品有不合格產品警訊發生時，日本政府會先通報業者，請業者啟動回收機制，並通知當地政府協助調查。針對國外產品有疑慮但尚未違反日本法規者，日方會持續監控該批產品，確認是否有同批產品輸入紀錄、與地方政府共同監測，必要時啟動產品召回。2016年執行產品召回案例如下：

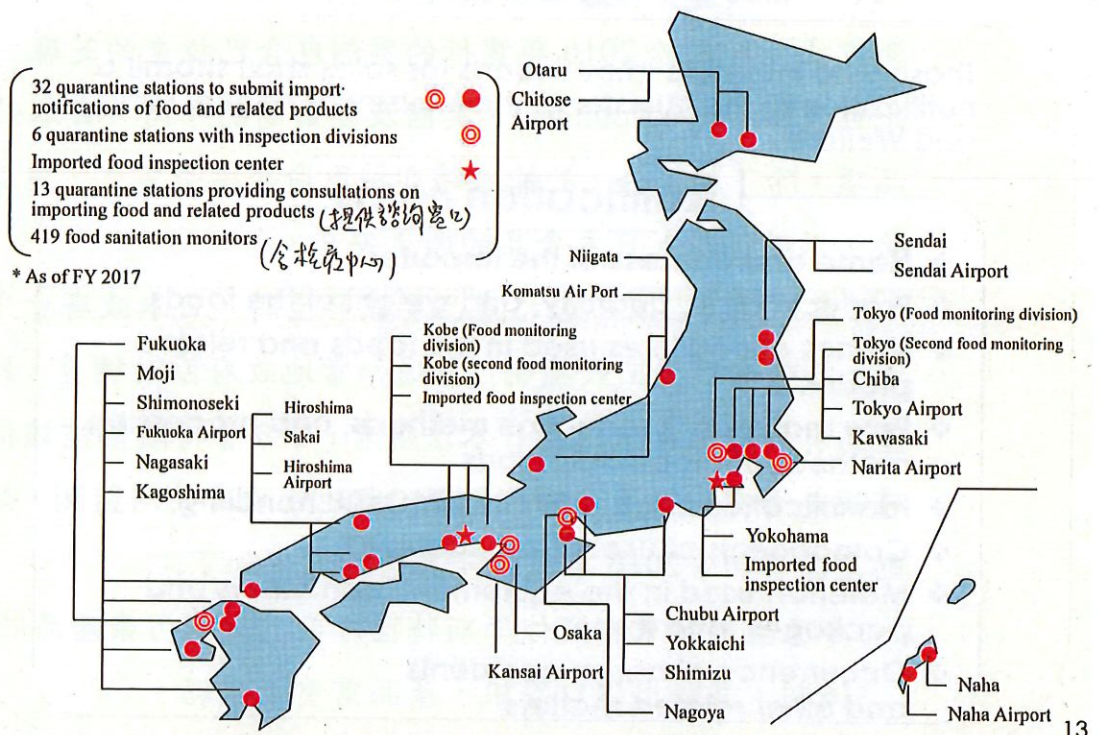
1. 冷凍生鮮蔬果：疑似李斯特菌汙染，針對污染產品啟動召回機制，並發出進口警訊，產品需重新確認。
2. 海藻(Gracilaria)：疑似沙門氏桿菌汙染，針對污染產品啟動召回機制，並發出進口警訊，產品需重新確認。
3. 禽肉產品：肉類製品異常製程(巴西曾有雞肉遭不正常切割、

異物混入等污染事件)，針對該疑似汙染設備需暫停作業，再次確認產品安全，其相關產品及其成品之輸入程序暫停，並發布進口警訊，產品需加強查驗程序。

關於不合格產品後續的處理機制有三種：廢棄銷毀、退運或是提供給動物作為飼料用，由業者自行選擇。如為退運的話須先由業者提交違規原因及改善措施給政府審查，核准之後才得以退運及准許後續進口。違規案例均會公布在網站上。

(三)日本輸入食品查驗執行現況

現行日本全國有 32 個檢疫所可以受理輸入食品申請，其中 13 個設有「輸入食品相談室」可供業者預約面談洽詢；2 個大型實驗室，位於橫濱與神戶，受理農藥殘留、動物用藥、黴菌毒素及病毒等需精密儀器的檢驗，另其中 6 個檢疫所設置有簡易實驗室之檢查課(如圖二)。

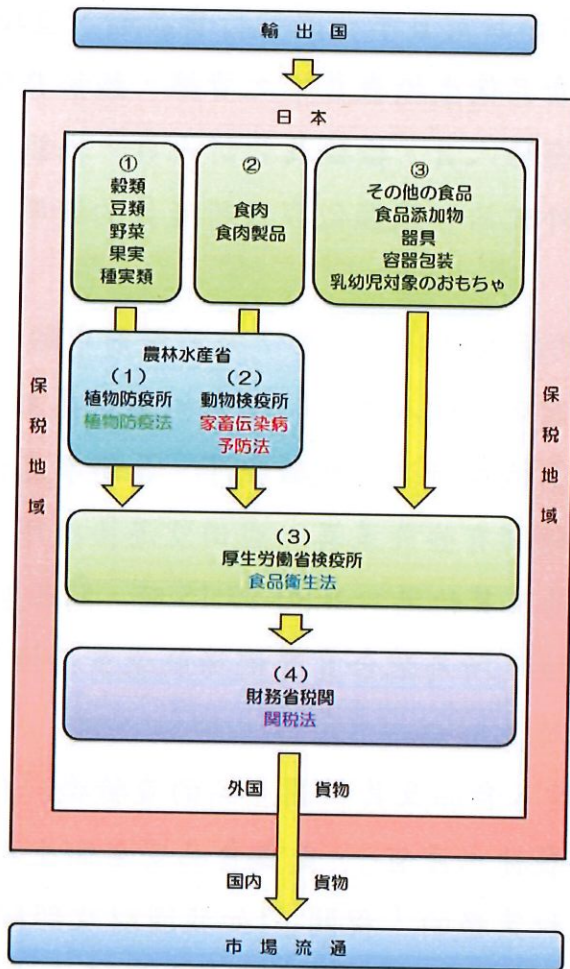


圖二、日本受理申報輸入食品之檢疫所及實驗室分布圖

日方表示目前日本全國執行食品輸入查驗人力計有 419 人，須具備「食品衛生檢查員」之資格，經松井保喜先生補充，該檢查員會在查驗人員、檢驗及分析人員中輪調，針對需要外勤查驗的人會另外配給一張類似我國稽查員的證明，以利現場稽查使用。

民眾的輸入申請，可於 7 天前提前申報，查驗案件的受理單位係依據業者在輸入食品時進來的港口為主，如為從東京港入關，則須向東京檢疫所進行報驗程序。各辦事處依據受理申報單位特性，受理時間有些許差異，成田空港檢疫所受理時間為 8:30-21 時、東京港及其他港口 8:30-17:15 時、關西空港檢疫所 9-23 時，其中空港檢疫所為配合實際機場航運業務性質，為 365 天每天受理案件申請。

邊境輸入食品及其相關產品的查驗機關包含負責動物及植物檢疫之「農林水產省」、負責食品安全衛生之「厚生勞動省」及進出口財稅業務的「稅關」(如我國財政部關務署，簡稱海關)，各單位間的資料目前已相互勾稽與流通。日本的查驗程序為先由農林水產省進行動植物檢疫檢查，後經厚生勞動省確認食品安全衛生後，再向海關申報(如圖三)。如為申報非生鮮動植物產品者，不須有動物或植物檢疫措施者，則可以直接進行厚生勞動省及海關的審查。



圖三、日本邊境輸入食品簽審機關流程

日本業者輸入食品查驗的申請程序可透過網路線上或書面申請，須提交輸入申請書及衛生證明等官方需求文件，日方表示目前 97% 屬於線上申請，3% 採書面申請。

依據日本《食品衛生法》第 27 條，業者申請輸入查驗產品需檢附相關資料如下：(1) 輸入業者名稱與地址；(2) 產品名、數量、重量；(3) 食品添加物名稱；(4) 成分、製造方法及加工製程；(5) 基因產品的證明；(6) 食品添加物成分；(7) 設備、容器或玩具所使用的材料；(8) 是否有發生船難或其他相關事由(作為評估本批產品安全性之用)。另特別的是，日本要求業者在申報資料時，需填報前一次該產品的申請案號，以便查驗人員確認是否為第一次查驗及前一次查驗情形。

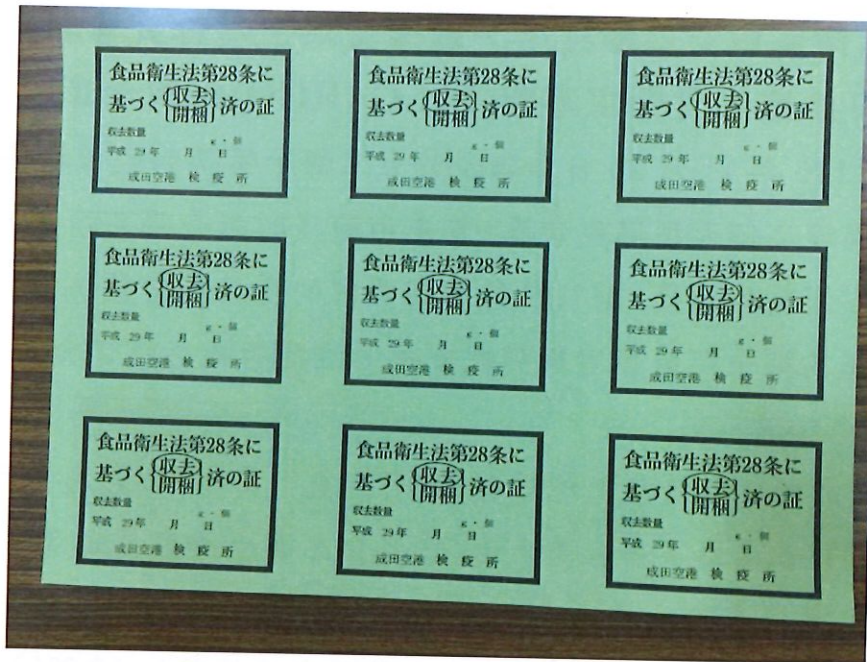
二、參訪成田空港檢疫所、國際空港上屋株式會社(IACT)及日航國際貨物空港所(JALCARGO)保稅倉庫

106年11月30日參訪位於東京都千葉縣的成田機場檢疫所及鄰近2個大型保稅倉庫。首先由檢疫所所長福島靖正先生歡迎我方團員到訪後，前往位於管制區內的食品安全監視課辦公室，由江島裕一郎監督官說明成田機場檢疫所執行進口食品查驗的情形。

成田空港檢疫所總計有28名人員，其中22名為食品衛生檢查員，6名為事務人員。由22名食品衛生檢查員負責執行輸入食品現場查驗及書面審查的工作。以2016年為例，該所受理申請案件數為284,337件(佔日本整體申請件數的12.2%)，但重量僅佔全國受理申請產品之0.3%，主因為產品型態多為高價值之生鮮產品或高級食材，重視其保鮮程度者。

隨後前往位在檢疫所旁的國際空港上屋株式會社(IACT)及日航國際貨物空港所(JALCARGO)二間保稅倉庫，了解實地作業查驗情形。該倉儲內每一區均有特定檢查區，現場檢查項目包含外箱標記與申請書是否一致(現場人員表示，常常有不一致情形發生)、確認業者、產品有無不符食品衛生安全情狀。若有冷凍冷藏產品也需要到該冷凍、冷藏倉儲檢查，有時也可能在冷凍貨櫃或是貨車上進行檢查。執行現場查驗時需要先取得業者的同意，查驗時需有業者或業者代理人陪同，主要係因需即時確認申報文件與現有產品是否有出入。

現場查驗的部分可分成一般查驗(查看現場產品狀況、資訊及標示)及抽驗檢查(需抽驗進行檢測)，經查驗人員檢查過的產品均會由查驗人員在其外箱上黏貼政府專用綠色標籤，標明「抽中」或是「開箱」，以及取樣的數(重)量(如圖四)。



圖四、日本查驗人員在開箱後會在箱上貼上政府專用綠色標籤，作為識別。

現場查驗人員在執行勤務時穿著全套制服，安全帽、帶著查驗用具包及樣品箱。在抽驗時會戴上手套，針對生鮮產品或是高風險性產品會使用無菌裝備，包含滅菌刀具、夾子、無菌袋進行取樣。查驗過程均全程拍照。如果查驗時發現產品數量非常少，除了原為「命令檢查」規定者，查驗人員得視現場情形評估變更查驗方式(視為行政檢查)。

江島先生表示成田空港檢疫所 1 天查驗量約 800 件，案件量大時可能會到 2000 件。日方表示每天實際查驗人數約 12 人，每件申報由 2 人辦理。對於第 1 次申報及比較複雜的案件會由資深同仁負責。實際作業模式為報驗案件申請後，先由資深查驗人員分類案件，各自進行書面審查，同時比對該產品之歷年申報情形、違規紀錄等資訊，評估產品的查驗方式，查驗人員也可視現場情形決定。受理查驗時間為 8:30-21:00，一天輪 3 班：8:30-17:15、10:30-18:30、13:00-21:30。

在邊境輸入食品相關單位申報系統上，厚生勞働省申報系統為 FAINS(輸入食品監視支援システム)，海關採用 NACCS(通関情報処理システム，Nippon Automated Cargo Clearance System)，江島先生表示之前業者須在各機關特定系統上進行申報，近年持續透過系統整合，於 2017 年 10 月已將各機關系統整併，業者現可以透過 NACCS 單一窗口申報通關，另相關查驗資料，如衛生證明可上傳電子檔至系統中，各單位即可同步取得相關資訊。

產品抽驗檢驗方面，每年由厚生勞働省統一制定查驗計畫並分配予各個檢疫所，需要檢驗之項目及數量由檢疫所各自執行。其中部分檢驗項目會委託予有向厚生勞働省登記之民間檢驗單位檢驗，少部分由檢疫所內檢驗課執行。委外民間機構的原因主要為分散橫濱及神戶實驗室的檢驗量能，並透過同樣檢體提供給民間單位檢驗，亦得以相互比對雙方檢驗之確效性。

成田空港檢疫所設有「輸入食品相談指導室」，目前由 1 人負責電話及受理業者預約申請之面談諮詢，1 年內約有 1000 件之面談諮詢申請案。接受過面談之業者，會取得一個字號，可於申報該批產品時填入該字號，則在後續申報流程上，可以加速查驗人員審核時間，如下圖五。



圖五、成田空港檢疫所之「輸入食品相談指導室」，可以接受業者或民眾事先申請針對輸入食品查驗問題面談諮詢。

三、參訪東京檢疫所及五十嵐冷藏株式會社(倉庫)

106年12月1日至「東京檢疫所」參訪，由食品安全監視課平尾曉食品衛生專門官說明。東京檢疫所受理查驗案件數約為626,076件(佔全國26.8%)，重量6,127,583公噸。取樣範圍涵蓋檢疫所周邊方圓100公里內的倉儲業者，大型倉儲業者計有12家。實務上，將周邊區分為方圓20公里、50公里、100公里，以利安排查驗順序。另在東京檢疫所申報案件中，約有9成在倉庫取樣，1成在戶外貨櫃場中取樣。此外，針對特殊大型產品，亦可直接用貨櫃通關，則查驗人員需直接在貨櫃上驗貨。如遇大型穀物倉，抽驗時會分15個區塊，每個區塊各取10公斤均勻混合之後，取1公斤作為最後的樣品。不同的船會視為不同批報驗案號。

東京檢疫所食品監視課目前有36人，其中33人負責輸入食品查驗作業，各類食品申請報驗的比例與全國之情形類似。2016年查驗不合格件數171件，違規率約22.1%，為全國最高。平尾先生表示，東京檢疫所一天平均案件量為2500件，1天實際取樣量約50件，每天會分3組人出門取樣，實務上視情形調整之。

聽取簡報後，前往離檢疫所約30分鐘車程，位於和平島上的「五十嵐冷藏倉庫」參訪，實地觀摩查驗人員取樣作業情形(圖六、七)。



圖六、東京檢疫所會議室中聽取日方說明
簡報



圖七、和平島「五十嵐冷藏株式會社」倉庫

現場倉儲查驗作業模式與成田空港檢疫所類似，查驗時須有倉儲業者或是業者代理人陪同，每次取樣由 2 名人員負責，由其中 1 位人員同時負責駕車。當日現場查驗人員肩背保溫箱(目視約為長 45 公分，寬 60 公分，高 45 公分)，箱內有放乾冰，取樣後之樣品會暫時置放於保溫箱中維持溫度，之後再送回檢疫所由資深人員核對取樣明細，包含取樣數量及產品資訊是否與申報資料核實後，再分別依檢驗項目寄送至不同檢驗單位。查驗人員特別表示不會對外公布樣品的委託實驗室單位。

當日現場觀摩的抽驗產品是生鮮肉品，全程採用滅菌袋及使用滅菌器具採樣，取樣時先於平面上鋪上一層無菌袋作為簡易操作台，取樣作業流程，依規定擇 8 箱打開，各自剝下部分肉品樣品，現場總計 1756 公斤，扣除用具重量後，肉品淨重取樣 1150 公斤(預定取樣量為 1 公斤，查驗情形如圖八至十)。取樣完後會在開箱過的箱子上貼上政府查驗專用綠色標籤，並標註「1150 公斤/8ct」(如圖十一)。查驗人員現場會協助將開箱過的剩餘產品包裝後，由業者自行封箱。現場觀摩取樣流程，完成 1 件肉品樣品取樣時間約為 15 分鐘。



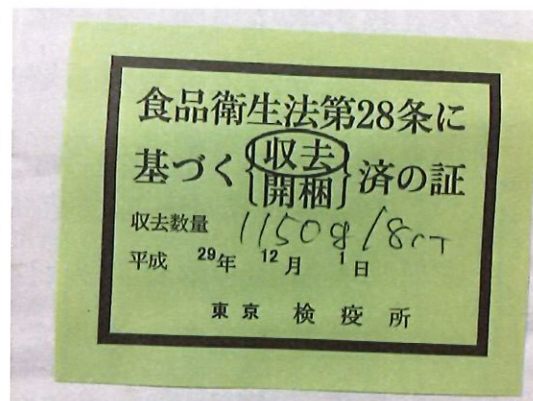
圖八、現場肉品取樣情形：在砧板外套上滅菌過的袋子，使用滅菌過的器具進行肉品分切。使用器具有棒槌、菜刀、砧板、夾子、滅菌袋、磅秤。



圖九、取樣後，在樣品上貼上標籤識別，資訊如下：送驗單位、檢驗單位、檢體大號、採樣日期、取樣人員、品名、報驗案號



圖十、取樣人員取樣後實照：人員身著全套制服、安全帽，肩負取樣用具、採樣箱等相關物品



圖十一、政府專用綠色標籤

最後訪團一行人回到食品監視課辦公室，參觀樣品室及取樣工具（包含不鏽鋼斧，刀片，無菌袋，取樣器...等）的儲存室。日方表示，取樣時會大量使用到的滅菌器具之滅菌作業係以委外專業公司執行，僅部分檢驗由該所檢驗課人員執行。



圖十一、取樣工具儲存室，圖中為大型取樣棒(針對穀物類產品)，架上有取樣袋、滅菌過後用具等取樣器材。

肆、心得與建議事項

本次有機會赴日本參訪邊境輸入食品管理及實務上的考察，十分難能可貴，非常感謝協助促成此行的台北駐日經濟文化代表處、日方相關單位與衛生福利部食品藥物管理署長官大力支持。3天行程中透過參訪與交流討論，深刻體會日本對於邊境輸入食品管理的重視，及執行查驗作業時謹慎的態度。此外，也觀察到日本十分注重申報流程的簡化與便捷化，積極的運用多元申報制度，提高通關效率，以下綜合羅列數項可供我國未來進一步參考與比較者說明之：

- 一、事前申報制度：業者可以在貨物到港預定日7日前，向檢疫所窗口進行申報，經審查判定不需要進一步查驗者，即可在產品到港後通關。此外，屬於器具、容器具、包裝、嬰幼兒玩具等類產品，得事先提交衛生管理說明書，且於過去半年間無違規案例，該產品之輸送保存方法無疑慮者，則可在產品到達前取得輸入許可通知書。
- 二、計畫輸入申報制度：對於特定預定輸入產品，進口業者可提出進口計畫及進口紀錄資訊，該計畫須依產品特性而異，提交1年至3年間的進口計畫，且須檢附進口日期前3年間的進口紀錄，做為判定審查結果的參考，通過者，則該產品可不用查驗。另透過計畫輸入申報的產品，每年度都需要針對該產品輸入情形進行檢視與報告。
- 三、得受理國外檢驗單位之檢驗報告：針對指導檢查方式輸入的產品，得於申報時檢附由輸出國認定之該國檢驗單位出具的檢驗報告，則該檢驗項目可被省略，惟運輸途中可能影響產品變異情形之檢驗項目(如細菌或黴菌污染等)，不予受理。
- 四、持續進口相同產品之申報簡化：針對持續進口同樣產品之情形，在初次進口時，可檢附該產品之檢驗報告，經審查無疑慮者，再次進口同批產品時，除了命令檢查或特殊情形(如在運輸途中可能發生細菌或黴菌污染的產品)外，得省略一定期間內的指導檢查。

五、輸入食品事先確認制度：透過該產品之輸出國政府，製造者可先向厚生勞働省確認已符合日本食品法規標準之產品，經向厚生勞働省申請登錄。在登錄有效期間內，除了命令檢查及監視檢查之產品外，可省略指導檢查，並可於審查後直接通關。

六、品目登錄制度：業者可事先將輸入相關資訊進行系統登錄，政府會在該申請書上註記登錄碼(包含登錄有效期間)，於後續申報時則可以簡化通知書的部分說明。

以下，進一步就日本與我國辦理輸入食品邊境查驗之管理進行比較(如表一)，及針對兩國輸入食品查驗執行之現況分析比對(如表二)：

表一、日本與臺灣針對輸入食品邊境查驗管理比較

項目	日本	臺灣
法令依據	食品衛生法、 食品衛生法施行細則、 食品安全基本法	食品安全衛生管理法 食品及相關產品輸入查驗辦法、食品及相關產品輸入查驗規費收費標準、食品及相關產品輸入查驗作業要點
邊境查驗資訊系統	1.邊境相關簽審系統合一，採單一窗口申報，業者及民眾均可以直接在一般網頁上申請。 2.介接單位包含海關、厚生勞働省、農林水產省等	1.食藥署已與海關實施進口通關單證合一大報單作業整併，採單一窗口申報。 2.介接單位含海關、食藥署。
查驗方式	1. 命令檢查(抽中率 100%) 2. 監視檢查(抽中率 30%以下) 3. 指導檢查(即自主檢查，自行提交檢驗報告) 4. 行政檢查(視查驗人員判定)	1. 逐批查驗(抽中率 100%) 2. 抽批查驗(一般查驗 2-10%、加強查驗 20-50%) 3. 逐批查核(每批臨場查核) 4. 監視查驗(公告產品每批臨場查核及抽驗) 5. 績優廠商提供優惠措施 6. 特殊情形查驗人員得視情形調整之
臨場	1. 每個倉儲均有專區供查驗	1. 貨櫃場設置有集中查驗區，倉

項目	日本	臺灣
查驗作業	<p>人員檢查產品，有桌子及照明設備</p> <ol style="list-style-type: none"> 自行開車前往 值勤 2 人一組(其中有 1 名需具備「食品衛生檢查員」資格) 取樣證明：在開箱或取樣後由查驗人員於箱上黏貼政府專用綠色標籤，並註記於申請書上 針對生鮮產品或高風險性產品取樣採用滅菌器具 查驗現場及產品拍照 監視檢查的產品，其檢驗費用由政府單位支付，其他查驗方式由業者依政府單位規定檢驗項目自行檢驗。 	<p>儲部分則直接在產品存放處查驗</p> <ol style="list-style-type: none"> 計程車或公務車 值勤 1-2 人一組(1 名正式人員，1 名助理) 取樣證明註記於申請書上之取樣單 以取樣袋、樣品罐取樣，針對檢驗微生物產品以完整包裝取樣 查驗現場全程錄影、拍照 抽中批的產品均由政府單位指定檢驗項目，檢驗費用亦由政府單位支應
具結先行放行制度	<p>無。</p> <p>(日本採監視檢查之產品，業者得先行領取，但如後續查驗不合格，則需立即配合召回產品)</p>	<p>有具結先放行制度。</p> <p>(符合「食品及相關產品輸入查驗辦法」第 19 條要件得申請具結者)</p>
不合格產品處理及公布	<ol style="list-style-type: none"> 退運、銷毀，或轉用動物飼料 違規情形嚴重者，與輸出國協商並提供技術輔導 先通知進口商提出原因分析及預防措施後，必要時配合召回後，公布不合格產品資訊於官網上。 	<ol style="list-style-type: none"> 退運或銷毀，或提出改製或改正計畫 不合格情形嚴重者，要求輸出國政府或進口商提出改善措施 簽發不合格通知書予業者，另公布不合格產品資訊在官網，如輸出國另有要求者通知輸出國政府在台窗口。
進口業者輔導	<ol style="list-style-type: none"> 定期辦理說明會 電話、臨櫃諮詢，另設置有諮詢室，開放申報業者預約 	<ol style="list-style-type: none"> 定期辦理報驗業者座談會及輸入食品業者座談會 受理業者電話或臨櫃諮詢

項目	日本	臺灣
	一對一面談，可於申報前事先訪談，經訪談後可得訪談字號，有助於後續申報審核效率	

表二、日本與臺灣輸入食品查驗執行現況比較

類別		報驗件數	查驗重量 (公噸)	檢查件數	不合格件數 (不合格率)	查驗人力 (人)
日本	全國	233.8 萬	32,302,113	195,580 (8.4%)	773 (0.03%)	419
	成田空港 檢疫所	28.4 萬 (佔全國 12.2%)	105,243 (佔全國 0.3%)	24,913 (佔全國 8.8%)	71 (佔全國 0.02%)	22
	東京檢疫 所	62.6 萬 (佔全國 26.8%)	6,127,583 (佔全國 19%)	44,952 (佔全國 23%)	171 (佔全國 22.1%)	33
臺灣	全國	67.5 萬	9,254,327	52,725 (7.81%)	915 (0.13%)	72

註：日本數據均為參採日方簡報，為平成 28 年度(西元 2016 年)資料。

由上表一可以發現日本與臺灣在查驗方式上有許多的差異，且由不合格產品處置及進口業者的輔導中，亦可觀察出日本著重於業者自主管理，除了以稽查進行審查外，透過多方指導的方式，輔導進口業者遵循規範、了解流程申報通關；另亦建構監視檢查查驗之產品，業者得先領取，必要時再行召回、及針對指導檢查者得受理業者提供檢驗報告之措施。

另在臨場查驗的措施上，日本特有政府專用之綠色標籤作為取樣或開箱之識別，及倉儲區設置的查驗專區，亦值得我方參考。

檢視表二之兩國查驗執行現況，日本與我國之年度查驗件數比例相近，縱使受理報驗件數與執行查驗方式有相當大的差異，針對整體查驗的頻率均約為 8%。惟我國之檢驗不合率高於日本 4 倍，主要可能為查驗方式、及檢查標的的設定不同所致。

在參訪過程中，雙方亦針對彼此邊境查驗業務進行交流，成田空港檢疫所江島先生詢問我國受理進口食品申請查驗的方式、抽樣檢驗件數等，我方團員均立即說明與分享我國管理做法。回國後，亦與食品監視課飯塚先生多方電郵，討論查驗結果資訊公開的方式，日方亦分享日本微生物查驗與檢驗方法、食品衛生檢查官之資格等，建立了良好的對談關係。

伍、未來建議

一、推動機關合作申報系統整合，提倡簡化便捷通關措施

日本大力推動邊境輸入查驗單位之申報資料系統整合，目前已相互勾稽流通，包含海關相關資訊、檢疫證明或衛生證明等，民眾現可透過單一窗口進行申報，並藉由產品查驗相關資訊電子化上傳於系統中，各單位可逕自取得所需資訊，另亦透過多元化申報方式，簡化流程，提升查驗時審查正確性與增進查驗效率。

我國目前已與財政部關務署實施進口通關簽審單證合一(包含輸入食品與進口醫療器材報驗)，自 104 年 11 月 11 日實施，業者可採「單證合一進口報單(NX5105)」訊息同時進行報關及報驗申辦作業。該申報方式可避免業者重複登打，報關、報驗資訊不符而致單證比對錯誤之情事發生，除了有效減輕業者行政作業負擔外，亦可加速貨物通關時效。本署將持續擴大相關申報資料的電子化與系統整合，例如稅則號列、檢疫證明等資訊互通。另，亦針對特定產品辦理電子化審查之查驗，如容器具產品，已大幅簡化該類產品查驗流程，有助於提升整體查驗效率。此外，本署基隆港辦事處 107 年 1 月 3 日與財政部關務署舉辦揭牌儀式，正式啟動合署辦公，透過機關合作，縮短相互聯繫時間，共創更為便捷合作平台。

二、優化臨場查驗現場措施及設備

本次觀摩日本查驗人員現場取樣時，除申請書上填報取樣數量外，對於現場查驗產品會以政府專用「綠色標籤」特別識別之。我方目前係於申請書中「取樣單」上標註取樣數量，並由業者或其代理人自行在開箱過的產品上註記(實務上，有些會註記，有些不會，曾發生過業者發現貨品數量不足的紛擾)。審視目前實務查驗情形，為強化政府單位取樣時的公信力，同時減少進口業者對於取樣數量有疑慮引起的紛爭，該政府專用「綠色標籤」之識別，可做為參考與效法。

另日本業者倉儲設置有查驗專區，便利查驗人員臨場查驗時進行產品檢視與查驗，查我國現於貨櫃場已設置有集中查驗區，除了降低查驗人員臨櫃取樣的危險性與不便性，亦有助於人員臨場審視查驗產品狀態。

三、強化業者自主管理責任，開放諮詢管道

日本業者在報驗產品時，申請書上須填報前一次相同產品報驗之申報號碼，以利查驗人員審視前次查驗結果，亦可督促業者詳加確認申報內容正確性，降低再犯同一錯誤情狀。另針對第一次進口業者或是對輸入食品申報上有疑慮者，日本檢疫所除辦理教育訓練外，另設置有與業者一對一面談的「輸入食品相談指導室」，經政府人員預先審查與輔導後，該批產品後續通關查驗上可更為快速，也降低業者因不清楚申報手續或是相關法律規定而致申報錯誤之情狀。

我國目前對於業者在申報上有疑慮者，可透過電話或臨櫃諮詢。業者管理方面，持續辦理輸入業者及報驗業者等輸入食品查驗相關座談會，透過宣導規範與溝通交流，期能提高業者自主管理責任外，亦降低申報案件的錯誤率，有效提升通關速度。

四、擴大食品系統性查核，協力強化輸出國食品安全措施

日本十分重視輸出國家當地的食品安全衛生情形，除了透過雙方協商及實地調查外，亦會與該國進行技術合作與交流，適時提供日本監測技術，協助改善輸出國之食品安全衛生問題，以提升進口食品的衛生安全。我國目前針對不合格情形嚴重者，要求輸出國或進口商提出改善措施，另依據我國食品安全衛生管理法第 35 條第 1 項規定，中央主管機關對於管控安全風險程度較高之食品，得於其輸入前，實施系統性查核。建議參照我國歷年輸入食品查驗結果，針對違規率高之品項類別或是國家，進行整體性的調查，透過系統性查核、雙方協商交流或是技術合作，更為有效進行源頭管理，共同確保輸入我國食品之衛生安全。

陸、 附件

- 一、厚生労働省 106 年 11 月 29 日簡報。
- 二、成田空港検疫所 106 年 11 月 30 日簡報。
- 三、東京検疫所 106 年 12 月 1 日簡報。
- 四、厚生労働省《平成 28 年度輸入食品監視統計》。
- 五、厚生労働省《食品、添加物等の規格基準に定めるサルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌の試験法の改正について》(修正關於食品、食品添加物規格標準中所訂定之沙門氏桿菌及金黄色葡萄球菌項目的檢驗方法)。

柒、 參考資料

- 一、厚生労働省官方網站。2018。 <http://www.mhlw.go.jp/index.shtml>。
- 二、衛生福利部食品藥物管理署。2018。
<https://www.fda.gov.tw/TC/index.aspx>。
- 三、范代志。2017。亞太七國輸入食品法規與制度。216-246 頁，翰蘆圖書出版有限公司，臺北市。

附件
1



厚生労働省

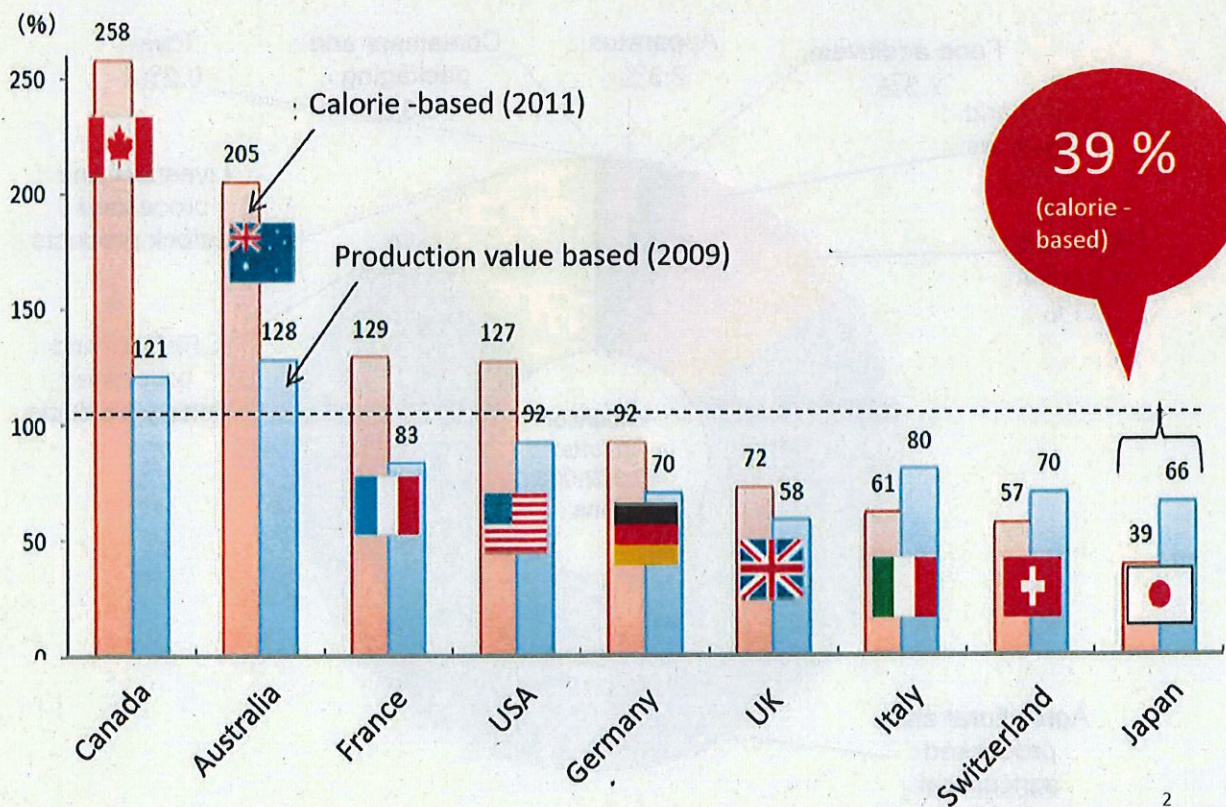
Ministry of Health, Labour and Welfare

Import food regulations and control in Japan

Office of Import Food Safety, Food Inspection and Safety Division
Pharmaceutical Safety and Environmental Health Bureau
Ministry of Health, Labour and Welfare

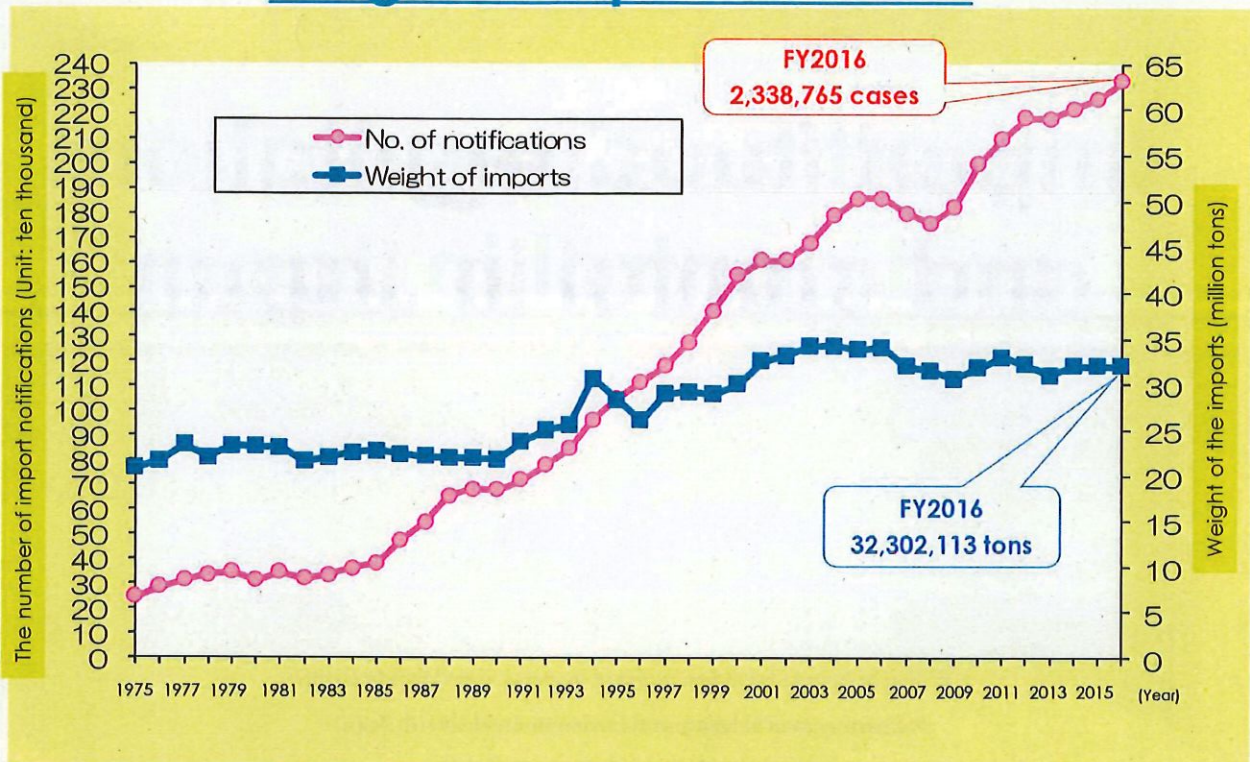
1

food self-sufficiency rate



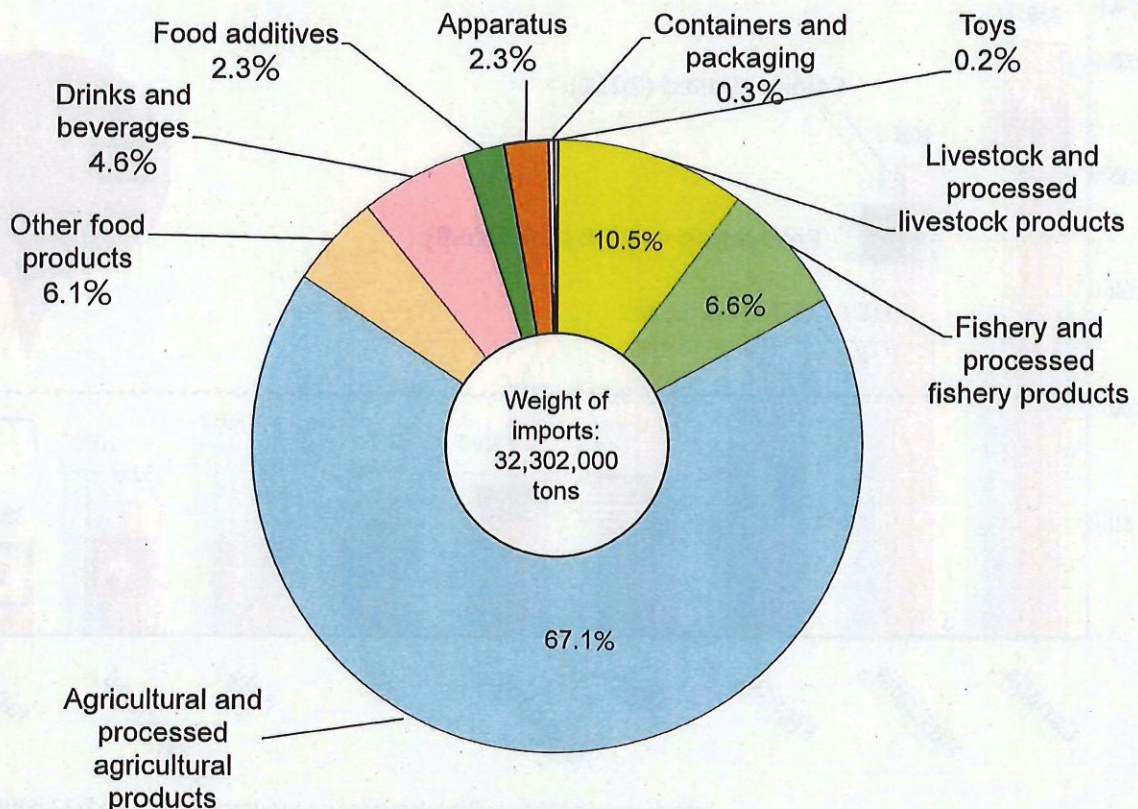
2

The Number of Import Notifications for and weight of Imported Foods



* From 1975 to 2006: based on the calendar year; from 2007: based on the fiscal year 3

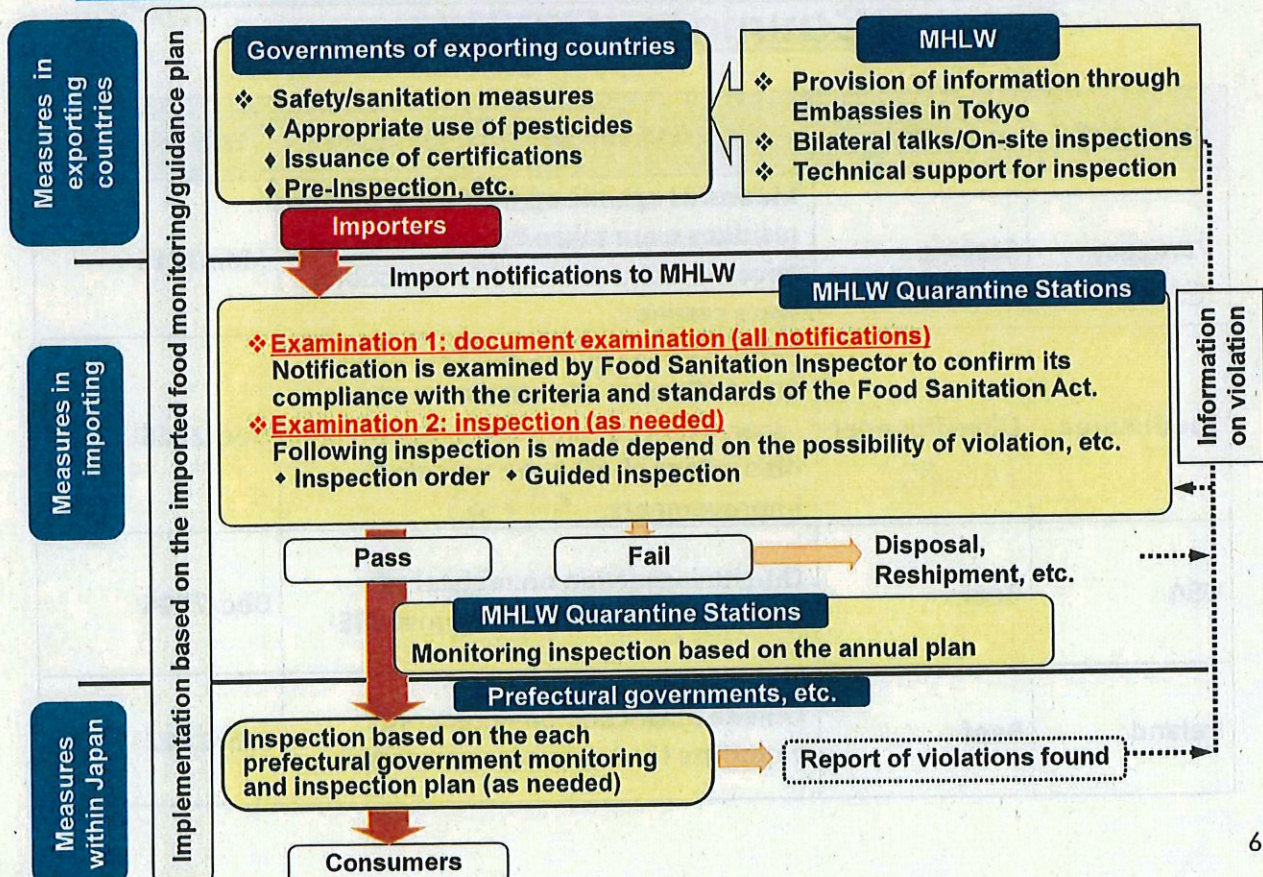
Volume of Food Imports (FY2016)



Imported Food Monitoring and Guidance plan (Article 23)

- ❖ MHLW shall formulate “Imported Foods Monitoring and Guidance Plan” every fiscal year.
- ❖ Plan includes as follows;
 - ◆ Priority Items for Monitoring and Guidance: Monitoring Inspection Plan, etc.
 - ◆ Promotion of Food Safety Measures in Exporting Countries
 - ◆ Guidance for Importers on Voluntary Safety Control, etc.
- ❖ When plan established, MHLW officially announces for public comment
- ❖ Plan and the results are opened

Overview of Imported Food Monitoring System



Promotion of Food Safety in Exporting Countries

❖ Provision of information on the food safety regulations of Japan

- ◆ Provide information in English on the Imported Food Monitoring and Guidance Plan and its results
- ◆ Provide information in English on food safety regulations
- ◆ Provide information to importers and embassies in Japan
- ◆ Hold briefings for governmental officials and food business operators of exporting countries

❖ Bilateral talks, on-site inspections, etc.

- ◆ For imported foods with a high possibility of violating laws and regulations (e.g., foods subject to inspection orders at the time of arrival in Japan), hold bilateral talks to investigate the causes of violation and to request preventive measures against reoccurrence.
- ◆ Systematically conduct on-site inspections and acquire information on the sanitation measures of major exporting countries.

❖ Technical cooperation for exporting countries

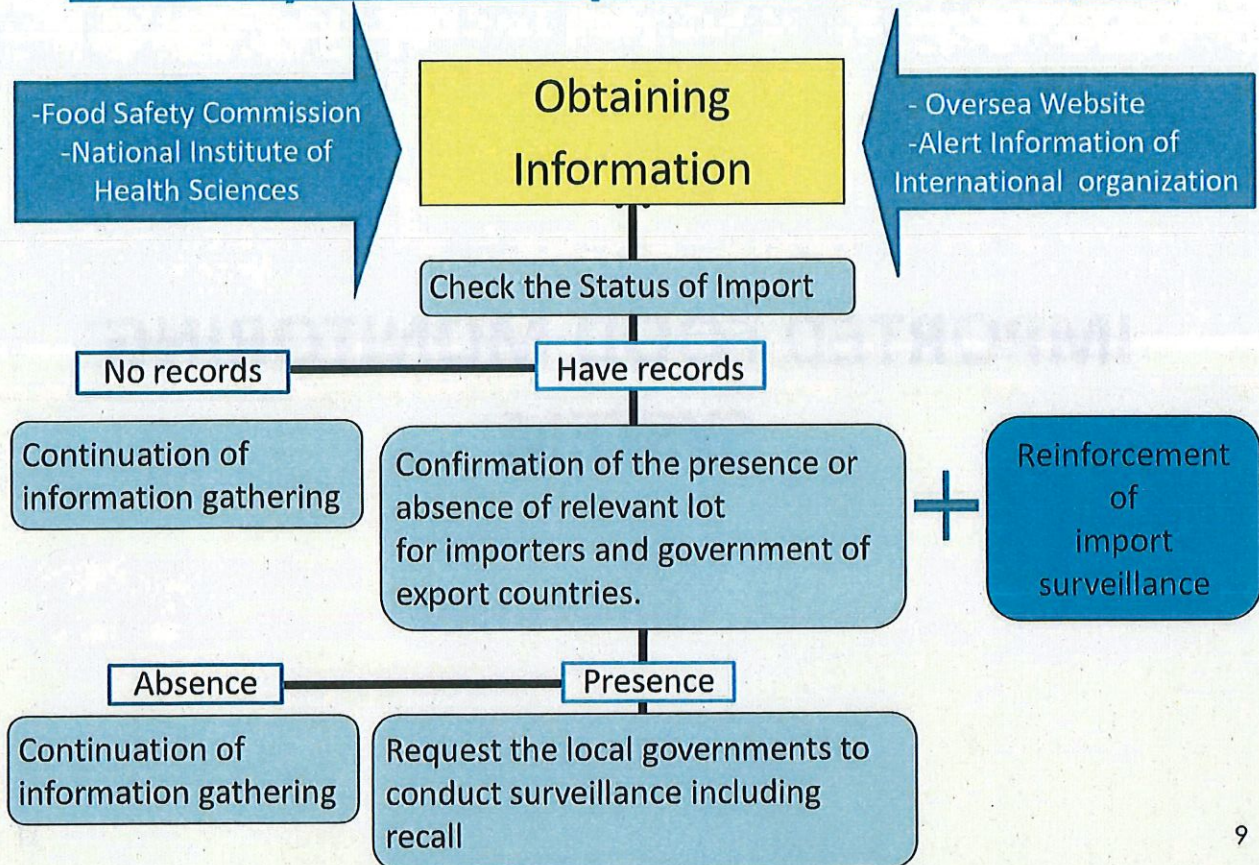
- ◆ Provide exporting countries with technical cooperation to enhance their monitoring systems, including testing techniques for residual agricultural chemicals and mycotoxin.

7

Inspection and Discussions with Exporting Countries (FY2016)

Country	Item	Inspection and discussion purposes	Year & Month
Paraguay 巴拉圭	Sesame	Measures against agricultural chemical residues were taken by the Paraguayan government, and on-site inspections were carried.	Mar. 2016
South Korea	Olive flounder 比目魚	On-site inspections were carried out for verification of observance of a Japan export verification program and discussions about the cause and improvements. (有害生虫)	Dec. 2016
USA	Beef	On-site inspection on registered exporters for measures against BSE	Dec. 2016
Ireland	Beef	On-site inspection on registered exporters for measures against BSE	Feb. 2017

Recall System of Imported foods in Japan



9

Examples of Enhanced Monitoring based on Overseas Information(FY2016)

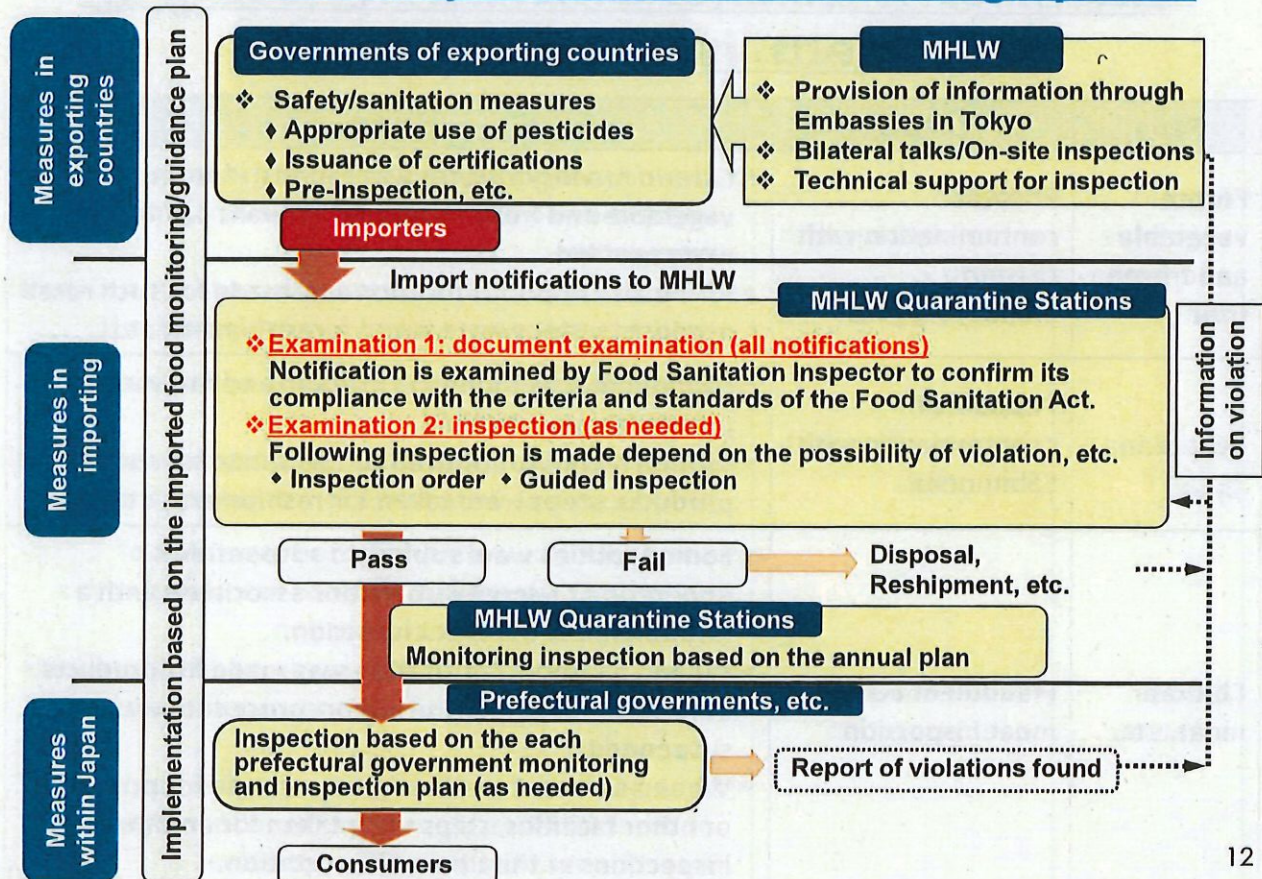
Food	Details	Status
Frozen vegetable and frozen fruit	Possible contamination with <i>Listeria monocytogenes</i>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <i>Listeria monocytogenes</i> was found in frozen vegetable and frozen fruit and relevant products were recalled. ◆ When an import notification was made for such recall products, steps were taken for reshipment, etc.
Gracilaria 海藻	Possible of contamination with Salmonella	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Salmonella was found in gracilaria and relevant gracilaria was recalled. ◆ When an import notification was made for such recall products, steps were taken for reshipment, etc.
Chicken meat, etc.	Fraudulent act in meat inspection	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Some facilities were subject to suspension of operation or special inspections associated with a fraudulent act in meat inspection. ◆ When an import notification was made for products of relevant facilities, the import procedure was suspended. ◆ When an import notification was made for products of other facilities, steps were taken for enhanced inspections at the time of importation.

10

IMPORTED FOOD MONITORING SYSTEM

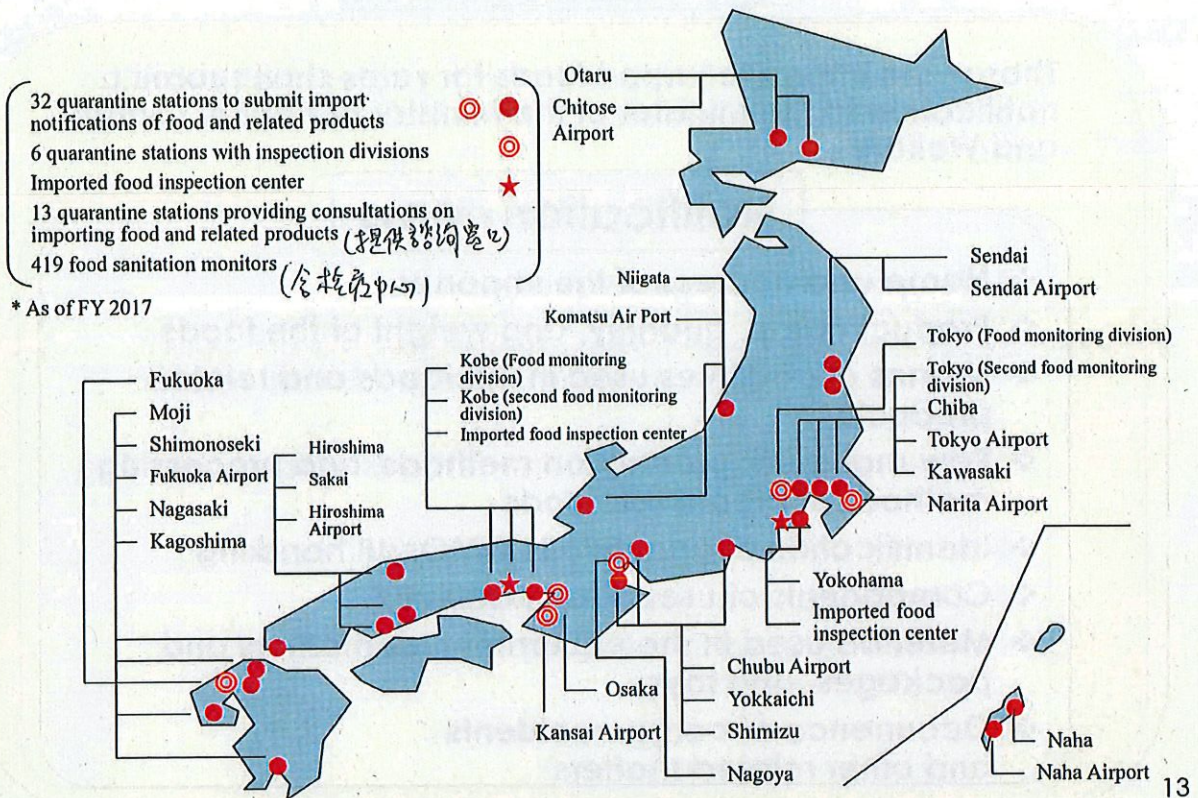
11

Overview of Imported Food Monitoring System

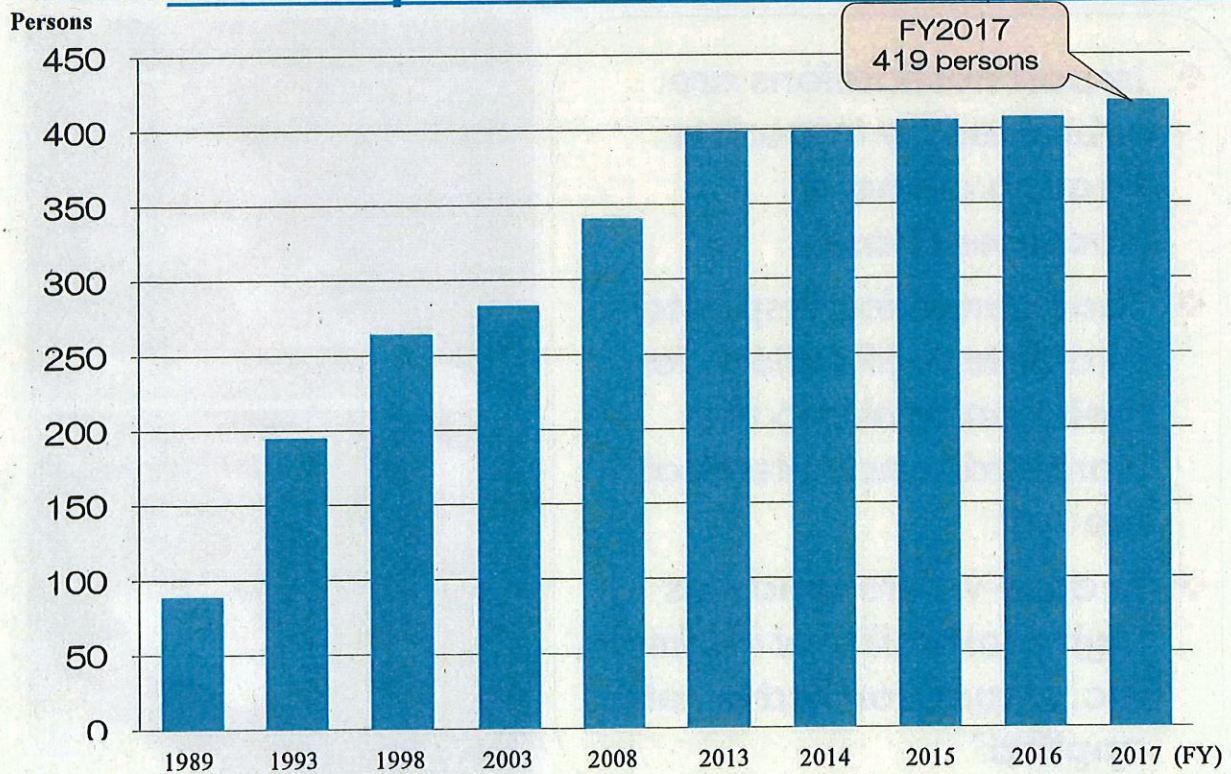


12

Places to Submit Import Notifications of Foods



Annual Trends in Development of Food Sanitation Inspectors at Quarantine Stations



Submission of an Import Notification for Foods (Article 27)

Those who intend to import foods for sales shall submit a notification to the Minister of the Ministry of Health, Labour and Welfare

Notification items

- ❖ Name and address of the importer
- ❖ Product name, quantity, and weight of the foods
- ❖ Names of additives used in the foods and related products
- ❖ Raw materials, production methods, and processing methods of processed foods
- ❖ Identification of genetically GMOs/IP handling
- ❖ Components of used food additives
- ❖ Materials used in the equipment, containers and packages, and toys
- ❖ Occurrence of cargo accidents and other related matters

15

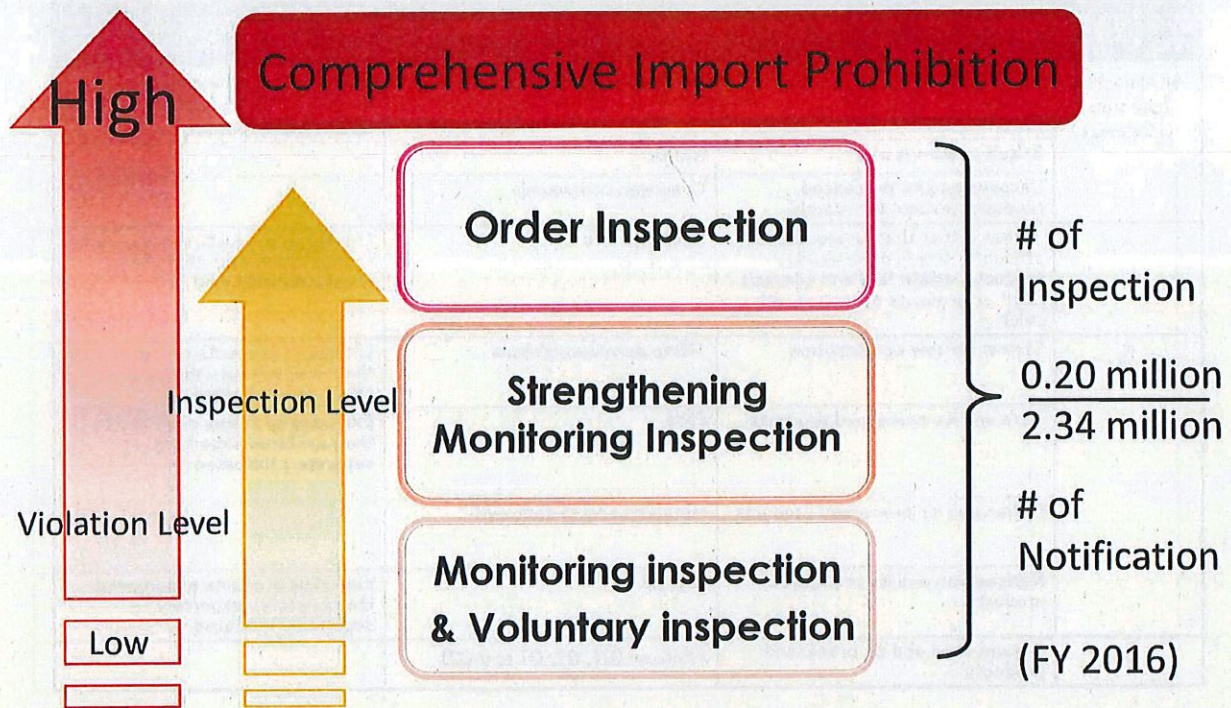
“Examination” of an Import Notification

- ❖ Import notifications are submitted by importers through online or document basis
- ❖ Food sanitation inspectors examine notifications for their conformity to the standards and criteria of the Act
- ❖ In case where food has high probability of violation, etc. inspection order, etc. applied”



16

Import Inspection System at border points-1



17

Import Inspection System at border points-2

- ❖ **Order Inspection: Hold, Test and Release**
 - ◆ Applied to food which suspect to violate the act or identified to have a potential health risk
 - ◆ Conducted at every importation
 - ◆ The expense is bearded by a importer
 - ◆ Import procedure is suspended until test result comes up
- ❖ **Monitoring inspection**
 - ◆ Based on an annual plan to monitor a wide variety of imported foods concerning the status of food sanitation, and to take necessary measure
 - ◆ Import procedure can be carried forward even test result doesn't come up
- ❖ **Voluntary inspection guided by an inspector**
 - ◆ Guided by food sanitation inspectors to importers to be conducted regularly (including at the first import) as a part of their voluntary sanitation control

18

Order Inspection Items by Country (excerpt)(as of the Sep 2017)

Countries or regions	Foods	Examples of inspection items	Conditions
All importing countries (17 items)	Puffer fish	Distinguishing the fish	Only in cases where different kinds of puffer fish are found in an on-site inspection
	Salted salmon roe	Nitrite	
	Cassava and its processed products (except for starch)	Cyanogen compounds	
A	Foods (other than unprocessed products, simply processed products, edible fats and oils, salt itself or products seasoned with salt)	Cyclamic acid	Limited to products processed by the manufacturers that are separately indicated
B	Shrimp for raw consumption	<i>Vibrio parahaemolyticus</i>	Limited to products processed by the manufacturers that are separately indicated
	Okra and its processed products	EPN	Excluding products exported by the registered exporters separately indicated
	Dorian and its processed products	Metalaxyl and Mefenoxam	
	Mangosteen and its processed products	Imazalil	Excluding products exported by the registered exporters separately indicated
C	Sesami seed and its processed products	Aflatoxin (B1, B2, G1 and G2)	

17 items of all exporting countries and 67 items of 31 countries and one region (as of the April 2017)

List of ordered inspection items <http://www.mhlw.go.jp/english/topics/importedfoods/16/schedule01.html>

19

Monitoring Inspection

- ❖ On-site inspection for Monitoring inspection
 - ◆ At a warehouse food sanitation inspector conducts on-site inspection to collect sample
 - ◆ Necessary packages are chosen randomly and samples are collected
 - ◆ Number and volume of samples is due to the kind of testing/analysis and the size of consignment



20

Testing/Analysis

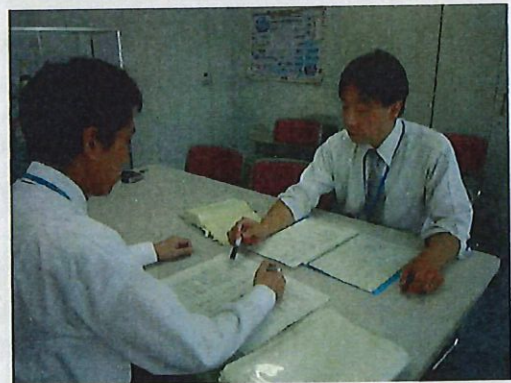


21

Guidance for importers on voluntary safety control

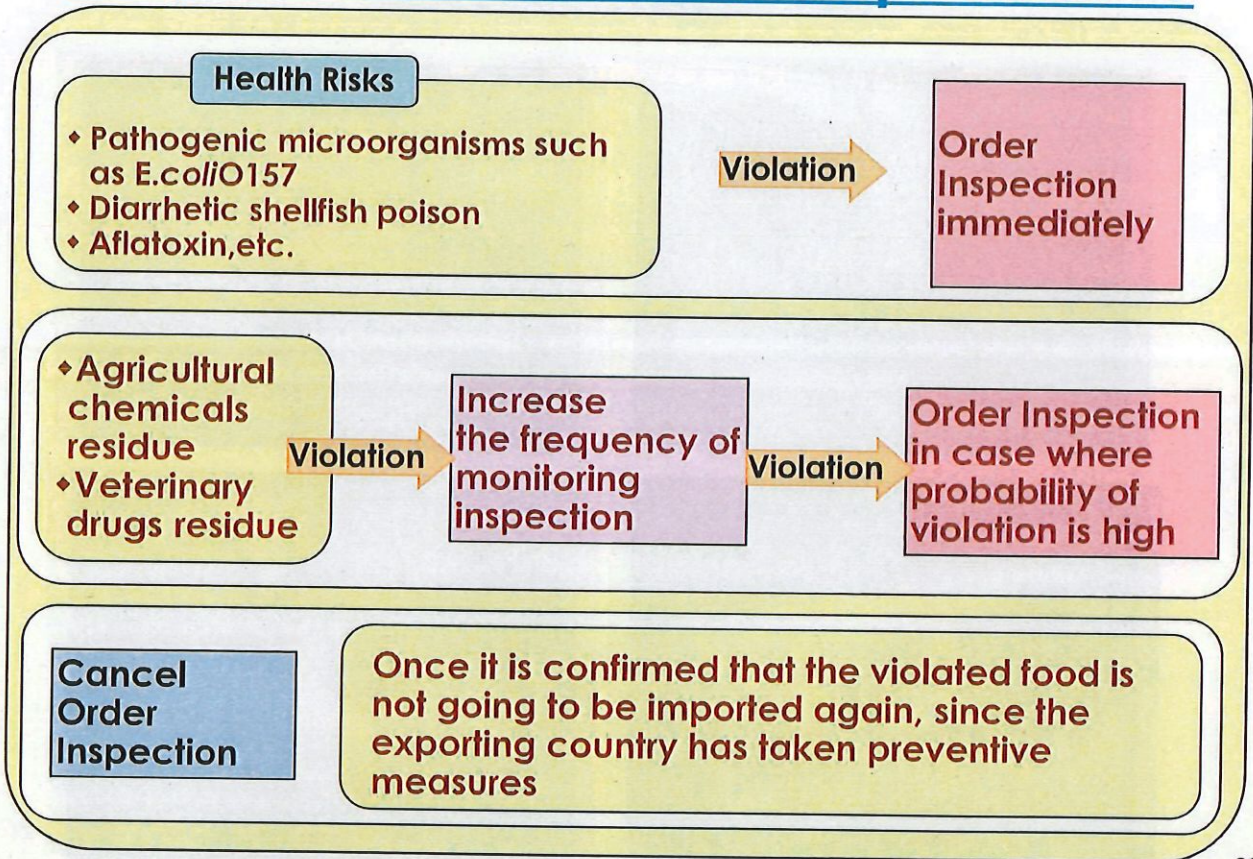
❖ In order to promote importer voluntary food safety control, the following activities are implemented

- ◆ Pre-import consultation with importer prior to the importation
- ◆ Awareness programme such as seminar



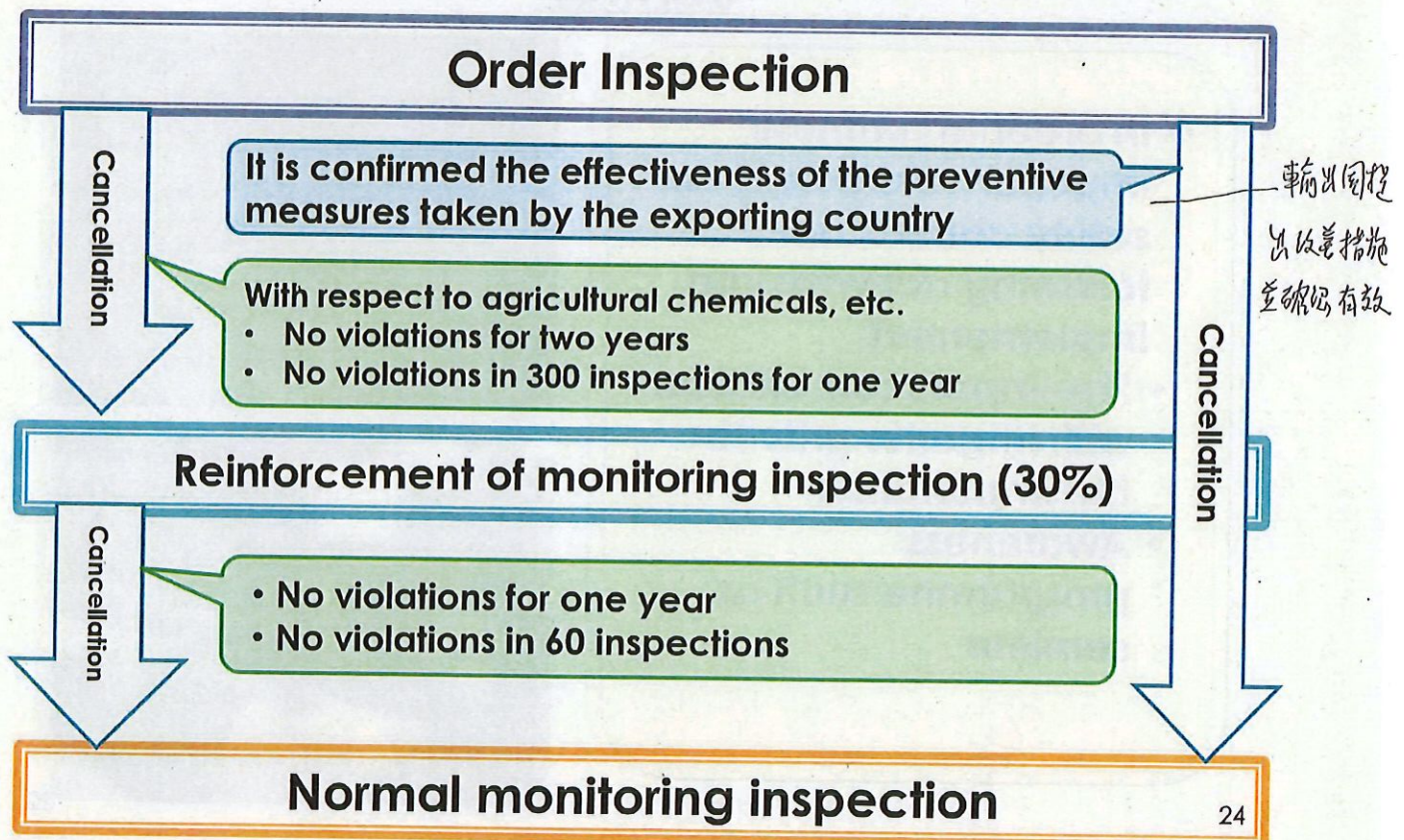
22

Requirements for order inspection - 1



23

Requirements for order inspection - 2



24

The Results of “the Imported Foods Monitoring and Guidance Plan for FY2016”

- ❖ **Implementation status of notifications, inspections and violations**
 - ◆ **Number of notification cases: 2,338,765 / weight: 32,302,113 tons**
 - ◆ **Number of Inspection cases: 195,580 (Inspection rate: 8.4%)**
Number of monitoring inspection cases: 54,215
Number of order inspection cases: 56,877
Number of voluntary inspection cases: 91,740
 - ◆ **Total number of violations: 773 (running total 803 cases), counts for 0.03% of all notifications**

25

Major Violations of the Food Sanitation Act (FY2016)

Article violated		Violation	Details of violations
6	Foods/additives prohibited for sale	206 (25.7%)	Aflatoxin contamination in almonds, walnut, sesame seed, chia seeds, corns, , etc.; detection of cyanide from seeds of flax, cassava, etc; detection of Enterohemorrhagis Escherichia coli from kimchi; detection of methanol from brandy; decay, deterioration and fungus formation due to accidents during the transport of barley, rice, etc.
9	Restrictions on sale of meat, etc.	5 (0.6%)	No health certificate attached
10	Restrictions on sales of food additives, etc.	42 (5.2%)	Use of unspecified additives such as TBHQ, Azorubin, Dipotassium inosinate, Quinoline Yellow, dipotassium guanylate, Potassium aluminium silicate, Cyclamic acid, etc.
11	Standards for foods/ additives	493 (61.4%)	Non-compliance with standards for vegetables(agricultural chemicals residue), animal products,etc.(veterinary drugs, agricultural chemicals residue)No-compliance with standards on use of additives(sucralose, sorbic acid, SO ₂ etc.), Radioactive substance,genetically modified food that has not undergone safety assessment.
18	Standards for apparatus/package	55 (6.8%)	Non-compliance with materials standards for raw materials
62	Mutatis mutandis	2 (0.2%)	Non-compliance with Criteria for toys for infants
Total		803(Total) 773(Notifi cations)	

26

REFERENCE INFORMATION

27

Information of the Safety of food, by the MHLW

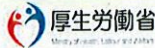
The screenshot displays the MHLW website interface. At the top left is the MHLW logo with the text '厚生労働省' and 'Ministry of Health, Labour and Welfare'. A search bar contains the word 'Food'. Below the search bar, there is a 'Policy Information' section with a list of links: 'General Overview (PDF) (Source: MHLW's Pamphlet)', 'References', and 'Living Environment (Source: Annual Health, Labour, and Welfare Report 2011-2012)'. To the right of the search bar is a thumbnail for 'Information about Imported Foods' showing a family eating. Below the search bar is a 'FOOD SAFETY INFORMATION' banner with a 'GO TO JAPANESE' button and a row of five small images. Underneath the banner is the 'Administration of Food Safety' section with a list of links: '1. Introduction', '2. Structure and Responsibilities of the Department of Food Safety', and '3. Outline of the Administration of Food Safety' (which includes 'Overview of Administration of Food Safety (PDF: 112KB)' and 'Relationship between national and local government (PDF: 43KB)'). A thumbnail for a pamphlet is shown with the text 'Pamphlet(PDF: 2,126KB)'. At the bottom right of the page, there is a zoom level indicator set to 100%.

(English)

<http://www.mhlw.go.jp/english/policy/health-medical/food/index.html>

28

Imported Foods Monitoring System



HOME | About Us | Related Links | Sitemap

Imported Foods Inspection Services Home Page

Do you know what percentage of the food you take every day is produced within Japan?

According to the Food Supply and Demand Table of 2002 (made by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries) Japan's domestic production supplies 40% of foods consumed, based on calorie supply. In other words, Japan relies 60% of foods consumed on the food that is imported from other countries (=imported foods). Japan can no longer support its people's diet without imported food.

The Ministry of Health, Welfare and Labour, therefore, considers the safety of imported foods as an important issue in order to secure the "safety of diet" of Japanese people, and we have been making efforts to secure the safety.

1. Index of Contents

(1) Import Procedure under Food Sanitation Law

(2) Imported Foods Monitoring and Guidance Plan

- 2013 - Development of Imported Foods Monitoring and Guidance Plan for FY 2013 (PDF: 120KB)
 - An interim report of inspection results of the imported food monitoring and instruction program in 2013 (PDF: 705KB)
- 2012 - Development of Imported Foods Monitoring and Guidance Plan for FY 2012 (PDF: 229KB)
 - An interim report of inspection results of the imported food monitoring and instruction program in 2012 (PDF: 224KB)
 - Results of Monitoring and Guidance Based on the Imported Foods Monitoring and Guidance Plan for FY 2012 (PDF: 924KB)
- 2011 - Development of Imported Foods Monitoring and Guidance Plan for FY 2011 (PDF: 351KB)
 - An interim report of inspection results of the imported food monitoring and instruction program in 2011 (PDF: 451KB)
 - Results of Monitoring and Guidance Based on the Imported Foods Monitoring and Guidance Plan for FY 2011 (PDF: 761KB)
- 2010 - Development of Imported Foods Monitoring and Guidance Plan for FY 2010 (PDF: 79KB)
 - An interim report of inspection results of the imported food monitoring and instruction program in 2010 (PDF: 552KB)
 - Results of Monitoring and Guidance Based on the Imported Foods Monitoring and Guidance Plan for FY 2010 (PDF: 1,252KB)
 - Statistics of Imported Foods Monitoring for FY 2010 (PDF: 703KB)
- 2009 - Development of Imported Foods Monitoring and Guidance Plan for FY 2009 (PDF: 90KB)
 - An interim report of inspection results of the imported food monitoring and instruction program in 2009 (PDF: 736KB)
 - Results of Monitoring and Guidance Based on the Imported Foods Monitoring and Guidance Plan for FY 2009 (PDF: 776KB)
- 2008 - Development of Imported Foods Monitoring and Guidance Plan for FY 2008 (PDF: 109KB)
 - An interim report of inspection results of the imported food monitoring and instruction program in 2008 (PDF: 741KB)
 - Results of Monitoring and Guidance Based on the Imported Foods Monitoring and Guidance Plan for FY 2008 (PDF: 560KB)
- 2007 - Development of Imported Foods Monitoring and Guidance Plan for FY 2007 (PDF: 130KB)
 - An interim report of inspection results of the imported food monitoring and instruction program in 2007 (PDF: 107KB)
 - Results of Monitoring and Guidance Based on the Imported Foods Monitoring and Guidance Plan for FY 2007 (PDF: 589KB)
- 2006 - Development of Imported Foods Monitoring and Guidance Plan for FY 2006 (PDF: 90KB)
 - An interim report of inspection results of the imported food monitoring and instruction program in 2006 (PDF: 227KB)

(English)

<http://www.mhlw.go.jp/english/topics/importedfoods/index.html>

29



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

Thank you so much



30



成田空港検疫所における 輸入食品の安全性確保について

平成29年11月30日

成田空港検疫所 食品監視課

1

平成27年度および28年度 食品等輸入届出実績/検査実績

2015

2016

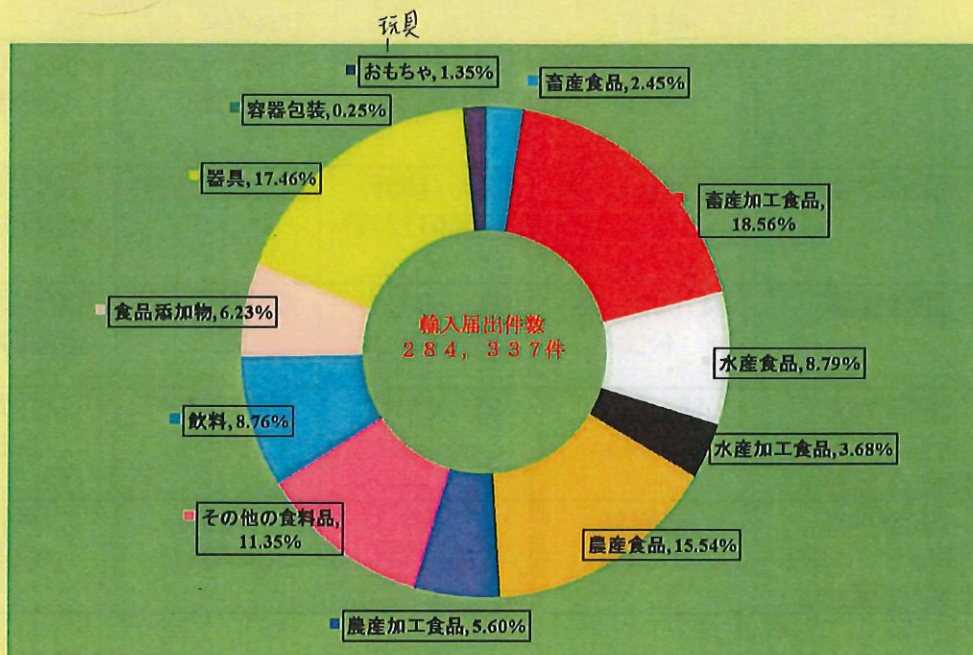
	平成27年度 全国	平成27年度 成田空港	平成28年度 全国	平成28年度 成田空港
届出件数	2,255,019件	286,168件 全国の12.7%	2,338,765件	284,337件 全国の12.2%
届出重量	31,900,083 トン	105,068トン 全国の0.3%	32,302,113 トン	105,243トン 全国の0.3%
検査件数 (検査率：検査 件数/全届出)	195,567件 (8.7%)	25,484件 (8.9%)	195,580件 (8.4%)	24,913件 (8.8%)
違反件数 (違反率：違反 件数/全届出)	858件 (0.04%)	65件 (0.02%)	773件 (0.03%)	71件 (0.02%)

成田空港に輸入される食品等の概要とその特徴

- 1 同一品目の大量輸入ではなく、輸入品目（アイテム）が**多種多様**であり、届出1件当たりの**輸入重量が少量**
- 2 我が国に輸入実績のない品目を少量輸入し、食品衛生法への適合性を確認
- 3 **鮮度を重視する品目**や付加価値の高い**高級食材**の輸入が多く、消費地等への**短時間の納入**が求められる
- 4 保存性の高い冷凍品に比べ**冷蔵品の割合が高い**ため、食品衛生法に基づく規格基準により衛生管理が特に求められる**生食用品目の輸入**が多い
- 5 加工品にあっては、そのまま喫食する（いわゆる ready-to-eat food）**ナチュラルチーズ**や**非加熱食肉製品（生ハム等）**の輸入が多い

3

品目別輸入割合（件数別）



(平成28年度)

輸出国別ベスト10

順位	国名	輸入件数	構成比(%)	
1	フランス 法国	65,396	23.0	Cheese
2	イタリア 意大利	36,798	12.9	火腿
3	アメリカ合衆国 美国	35,848	12.6	
4	中華人民共和国	21,469	7.6	
5	タイ 泰国	9,513	3.4	蔬菜
6	ドイツ 德国	8,875	3.1	Cheese
7	ノルウェー 挪威	8,408	3.0	鮭
8	オランダ 荷兰	7,447	2.6	
9	メキシコ 墨西哥	6,936	2.4	水果
10	スイス 瑞士	6,317	2.2	Cheese

(平成28年度)

食品別ベスト10(件数別)

順位	品目	輸入件数	構成比(%)
1	ナチュラルチーズ(カマンベール、ブルー等)	41,545	14.6
2	ぶどう酒 葡萄酒	22,673	8.0
3	チョコレート類 巧克力	17,151	6.0
4	生鮮まぐろ(天然) 魚	10,931	3.8
5	磁器製飲食器具	8,387	3.0
6	無着色ガラス飲食器具 玻璃	6,090	2.1
7	生鮮さけ・ます(養殖) 魚	5,737	2.0
8	生鮮パプリカ 彩椒	5,540	1.9
9	陶器製飲食器具	5,402	1.9
10	合成香料製剤	3,841	1.4

(平成28年度)

食品別ベスト10(重量別)

順位	品目	輸入重量(t)	構成比(%)
1	生鮮まぐろ(天然) 魚	14,621	13.9
2	生鮮さけ・ます(養殖) 魚	8,796	8.4
3	生食用冷蔵さけ・ます(養殖)	7,010	6.7
4	生鮮グリーンアスパラガス 野菜	6,827	6.5
5	生鮮パプリカ 野菜	5,963	5.6
6	生鮮おくら 野菜	4,419	4.2
7	生鮮・活うなぎ(養殖) 魚	3,896	3.7
8	ぶどう酒 葡萄酒	2,853	2.7
9	生鮮おうとう 果物	2,720	2.6
10	生鮮レタス 野菜	2,559	2.4

(平成28年度)

平成28年度成田空港 おもな食品衛生法条文別違反内容

違反条文	違反件数	構成比(%)	主な違反内容
第6条 販売を禁止される食品及び添加物	11	15.5	【アフラトキシンの付着】スパイス、菓子、アーモンドオイル 【シアン化合物の含有】菓子
第10条 添加物等の販売等の制限	10	14.1	チョコレート、菓子(アソルピン、キノリンイエロー、サイクラミン酸、ターシャリプチルヒドロキノン(TBHQ)等)、健康食品(ナトリウムエトキシド)、スープ(サイクラミン酸)
第11条 食品又は添加物の基準及び規格	46	64.8	【農薬等の残留基準違反】 活鰻、フウセイ、ウーロン茶、キンセンカ、パースニップ、カカオ、唐辛子の成分規格不適合 【放射性物質の基準値超過】 乾燥ベリー粉末 【未承認遺伝子組換え作物の混入】 マンゴー入りナチュラルチーズ 【成分規格違反】 冷凍食品、粉末清涼飲料、氷菓、アイスミルク、ラクトアイス、加熱食肉製品(生菌数、大腸菌群等)、非加熱食肉製品、ナチュラルチーズ(リステリア)、ミネラルウォーター(ホウ素、塩素等)、乾燥食肉製品(水分活性)、グラニオール(食品添加物の成分規格不適合) 【保存基準違反】 非加熱食肉製品(合成樹脂製の容器包装で包装されていない) 【製造基準違反】 非加熱食肉製品(基準を超える温度条件でのくん煙) 【食品添加物の使用基準違反】 菓子(二酸化硫黄過量残存、銅クロロフィル対象外使用)、清涼飲料水(安息香酸の過量使用)、健康食品に対するソルビン酸対象外使用など。
第18条 器具又は容器包装の基準及び規格	4	5.6	溶出基準(鉛、アンチモン、亜鉛)超過
計	71		8

平成28年度輸入食品等 モニタリング計画実施状況

	全国計画数	成田計画数	実施数	達成率
抗菌性物質等	14,024	1,802	2,022	112.2
残留農薬	25,315	3,333	3,806	114.2
添加物	13,000	1,355	1,559	115.1
成分規格等	13,656	885	925	104.5
病原微生物	12,427	2,614	2,770	106.0
カビ毒	6,180	655	746	113.9
遺伝子組換え食品	721	116	106	91.4
放射線照射	606	64	69	107.8
検査強化分(SRM 除去分を含む)	10,000	※1,950(800)	※(906)	※(113.3)
合計	95,929	12,709	12,909	101.6

※検査強化分は括弧内のSRM除去分を除き、抗菌性物質等～放射線照射の8項目に振り分ける形で集計⁹

Table 1

	1991	1992	1993	1994
1991	1991	1991	1991	1991
1992	1992	1992	1992	1992
1993	1993	1993	1993	1993
1994	1994	1994	1994	1994
1995	1995	1995	1995	1995
1996	1996	1996	1996	1996
1997	1997	1997	1997	1997
1998	1998	1998	1998	1998
1999	1999	1999	1999	1999
2000	2000	2000	2000	2000
2001	2001	2001	2001	2001
2002	2002	2002	2002	2002
2003	2003	2003	2003	2003
2004	2004	2004	2004	2004
2005	2005	2005	2005	2005
2006	2006	2006	2006	2006
2007	2007	2007	2007	2007
2008	2008	2008	2008	2008
2009	2009	2009	2009	2009
2010	2010	2010	2010	2010
2011	2011	2011	2011	2011
2012	2012	2012	2012	2012
2013	2013	2013	2013	2013
2014	2014	2014	2014	2014
2015	2015	2015	2015	2015
2016	2016	2016	2016	2016
2017	2017	2017	2017	2017
2018	2018	2018	2018	2018
2019	2019	2019	2019	2019
2020	2020	2020	2020	2020

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

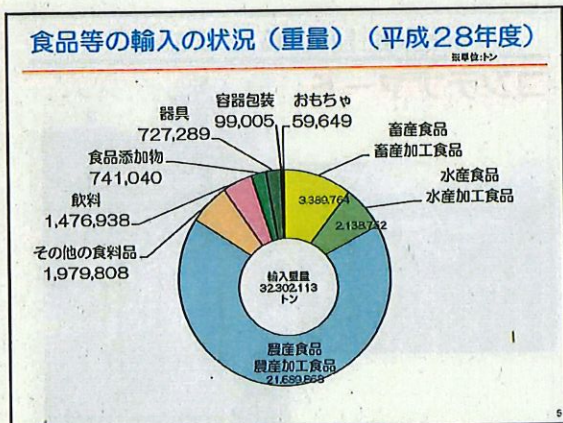
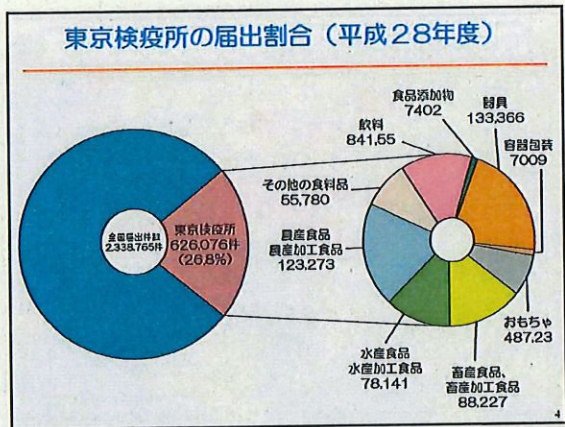
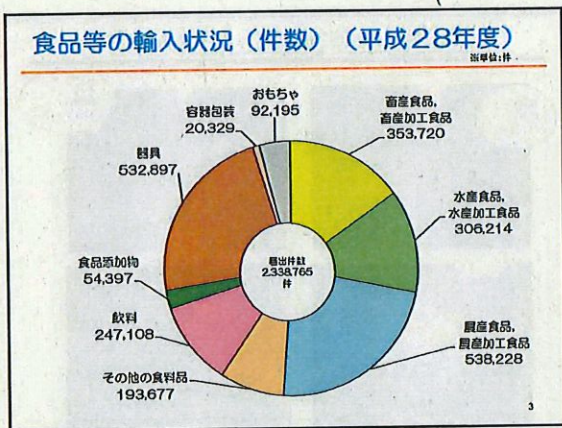
東京検疫所の監視体制について

東京検疫所 食品監視課
2017年12月1日

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 東京検疫所の届出状況

2016年



- ### 食品等の輸入の状況（東京検疫所）
- ❖ 届出件数
 - ・ 一年間626,076件（平成28年度）
 - ・ 全国の26.8%
 - ・ 一日あたり平均約2,500件
 - ❖ 届出重量
 - ・ 一年間6,127,583トン（平成28年度）
 - ・ 全国の19.0%
 - ❖ 違反件数
 - ・ 一年間171件（平成28年度）
 - ・ 全国の22.1%
 - ❖ 検査件数（行政検査、登録検査機関検査、外国公的検査機関検査の合計から重複を除いた数字）
 - ・ 一年間44,952件（平成28年度）
 - ・ 全国の23.0%

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2. 検査について



食品衛生監視員による検査④

コンテナヤード



食品衛生監視員による検査⑤

保管倉庫や
コンテナヤード
では

- ・貨物の数、重量
- ・保管の状態
(保管温度等)
- ・表示
- ・届出内容と貨物に違いはないか
- ・異物混入、腐敗等の異常はないか



食品衛生監視員による検査⑥



手袋、トンク、アルコールを使用して衛生的に採取

食品衛生監視員による検査⑦



決められた採取方法で衛生的に採取します

小麦



17

小麦



18

ご清聴ありがとうございました

(別添 2)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室
(内線 2470, 2464)

平成28年度
輸入食品監視統計

平成29年8月

平成 28 年度輸入食品監視統計

平成 28(2016)年度の輸入食品の届出件数、輸入重量、検査件数、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)違反件数等の状況をまとめた。

1. 年別の届出・検査・違反状況(表 1,図 1)

平成 28 年度における食品等(食品、添加物、器具、容器包装または乳幼児用おもちゃをいう。)の届出件数は 2,338,765 件であり、届出重量は 32,302,113 トンであった。

検査は届出件数の 8.4%にあたる 195,580 件について実施されている。内訳は、行政検査 60,828 件(2.6%:届出件数に対する割合)、登録検査機関検査 148,916 件(6.4%:うち、検査命令 56,877 件)、外国公的検査機関検査 4,715 件(0.2%)である。

このうち 773 件が法違反として、積み戻し、廃棄又は食用外転用等の措置がとられたが、これは届出件数の 0.03%に相当する。

2. 検疫所別の届出・検査・違反状況(表 2)

検疫所別に届出件数をみると、東京の 626,076 件(26.8%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いで大阪の 286,897 件(12.3%)、成田空港 284,337 件(12.2%)、横浜 224,347 件(9.6%)、川崎 146,210 件(6.3%)、名古屋 128,686 件(5.5%)、神戸 112,097 件(4.8%)、福岡 85,224 件(3.6%)の順であった。

3. おもな食品衛生法違反事例(表 3,図 2)

違反となった届出件数 773 件*を条文別にみると、法第 11 条違反の 471 件(60.9%)が最も多く、次いで第 6 条違反の 206 件(26.6%)、第 18 条違反 50 件(6.5%)、第 10 条違反 41 件(5.3%)、第 9 条違反 5 件(0.6%)、第 62 条違反 2 件(0.3%)の順であった。

※773 件中 2 件は、第 10 条及び第 11 条違反

4. 品目別の届出・検査・違反状況(表 4,図 3)

品目別輸入届出件数をみると、飲食器具 234,017 件(10.0%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いでアルコールを含む飲料 215,628 件(9.2%)、生鮮肉類(内臓を含む)184,434 件(7.9%)、その他の器具 183,095 件(7.8%)、野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)161,306 件(6.9%)、魚類加工品 110,650 件(4.7%)であった。

また、違反状況をみると、水産動物類加工品(魚類、貝類を除く)の 90 件(11.6%:総違反件数に対する割合)が最も多く、次いで種実類 73 件(9.4%)、穀類 57 件(7.4%)、豆類 50 件(6.5%)、野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工

品及び茶を除く)47件(6.1%)の順であった。

品目別輸入重量の構成については、図3のとおり。

5. 生産・製造国別の届出・検査・違反状況(表5,図4)

国(地域を含む)別の届出件数をみると、中国の742,967件(31.8%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いでアメリカ228,793件(9.8%)、フランス208,459件(8.9%)、タイ161,735件(6.9%)、韓国121,936件(5.2%)、イタリア118,654件(5.1%)の順であった。

また、違反状況をみると、中国の181件(23.4%:総違反件数に対する割合)が最も多く、次いでアメリカの90件(11.6%)、ベトナム70件(9.1%)、タイ54件(7.0%)、イタリア37件(4.8%)、フランス28件(3.6%)の順であった。

地域別輸入重量の構成については、図4のとおり。

表1 年次・年度別の届出・検査・違反状況

区分 年 (注5)	届出件数	対前年比	輸入重量	検査総数 (注1)	割合 (注2)	検査内訳						違反件数	割合 (注2)
						行政検査		登録検査 機関検査 (注3, 4)		外国公的検査 機関検査			
						件	%	件	%	件	%		
昭和40年 (1965)	94,986		12,765			5,574	5.9					679	0.7
50 (1975)	246,507		20,775			21,461	8.7					1,634	0.7
56 (1981)	346,711	110.4	23,057	39,026	11.3	20,887	6.0	20,528	5.9			964	0.3
57 (1982)	319,617	92.2	21,484	34,447	10.8	17,012	5.3	20,215	6.3			569	0.2
58 (1983)	334,829	104.8	21,924	32,835	9.8	16,100	4.8	19,623	5.9	413	0.1	469	0.1
59 (1984)	364,227	108.8	22,465	36,062	9.9	16,762	4.6	22,263	6.1	853	0.2	444	0.1
60 (1985)	384,728	105.6	22,665	39,817	10.3	14,892	3.9	26,054	6.8	1,904	0.5	308	0.1
61 (1986)	477,016	124.0	22,284	57,553	12.1	20,451	4.3	37,434	7.8	4,127	0.9	558	0.1
62 (1987)	550,568	115.4	22,055	72,115	13.1	26,774	4.9	44,944	8.2	6,332	1.2	572	0.1
63 (1988)	655,806	119.1	21,924	99,659	15.2	24,306	3.7	58,663	8.9	23,905	3.6	1,000	0.2
平成元年 (1989)	682,182	104.0	21,866	123,294	18.1	23,613	3.5	70,033	10.3	38,974	5.7	956	0.1
2 (1990)	678,965	99.5	21,731	119,345	17.6	25,091	3.7	59,063	8.7	47,674	7.0	993	0.1
3 (1991)	720,950	106.2	23,704	120,701	16.7	30,102	4.2	67,063	9.3	38,411	5.3	968	0.1
4 (1992)	779,460	108.1	25,035	124,572	16.0	45,632	5.9	72,789	9.3	21,377	2.7	1,051	0.1
5 (1993)	848,319	108.8	25,462	124,578	14.7	43,960	5.2	72,396	8.5	19,242	2.3	798	0.1
6 (1994)	963,359	113.6	30,594	132,659	13.8	48,446	5.0	74,619	7.7	21,252	2.2	1,126	0.1
7 (1995)	1,052,030	109.2	28,268	141,128	13.4	60,787	5.8	74,634	7.1	19,760	1.9	948	0.1
8 (1996)	1,117,044	106.2	26,068	119,630	10.7	60,142	5.4	62,385 (17,777)	5.6	6,385	0.6	781	0.1
9 (1997)	1,182,816	105.9	28,906	98,774	8.4	41,922	3.5	55,675 (33,440)	4.7	6,395	0.5	775	0.1
10 (1998)	1,276,994	108.0	29,150	104,918	8.2	48,439	3.8	55,911 (34,677)	4.4	6,553	0.5	881	0.1
11 (1999)	1,404,110	110.0	28,928	108,515	7.7	49,289	3.5	62,276 (37,013)	4.4	4,111	0.3	948	0.1
12 (2000)	1,550,925	110.5	30,034	112,281	7.2	52,244	3.4	63,789 (37,484)	4.1	3,796	0.2	1,037	0.1
13 (2001)	1,607,011	103.6	32,508	109,733	6.8	45,353	2.8	66,620 (40,138)	4.1	4,861	0.3	992	0.1
14 (2002)	1,618,880	100.7	33,202	136,087	8.4	63,689	3.9	78,327 (47,333)	4.8	6,379	0.4	972	0.1
15 (2003)	1,683,176	104.0	34,162	170,872	10.2	70,233	4.2	107,257 (64,967)	6.4	5,957	0.4	1,430	0.1
16 (2004)	1,791,224	106.4	34,270	188,904	10.5	65,119	3.6	127,294 (81,839)	7.1	6,181	0.3	1,143	0.1
17 (2005)	1,864,412	104.1	33,782	189,362	10.2	66,147	3.5	125,083 (73,589)	6.7	7,919	0.4	935	0.1
18 (2006)	1,859,281	99.7	34,096	198,936	10.7	61,811	3.3	139,991 (87,779)	7.5	6,953	0.4	1,530	0.1
19 (2007)	1,797,086	96.7	32,261	198,542	11.0	58,299	3.2	144,846 (94,598)	8.1	5,818	0.3	1,150	0.1
20 (2008)	1,759,123	97.9	31,551	193,917	11.0	58,706	3.3	140,878 (95,490)	8.0	6,208	0.4	1,150	0.1
21 (2009)	1,821,269	103.5	30,605	231,638	12.7	56,518	3.1	184,726 (110,308)	10.1	5,925	0.3	1,559	0.1
22 (2010)	2,001,020	109.9	31,802	247,047	12.3	57,359	2.9	195,954 (118,721)	9.8	6,200	0.3	1,376	0.1
23 (2011)	2,096,127	104.8	33,407	231,776	11.1	58,941	2.8	180,023 (99,117)	8.6	5,546	0.3	1,257	0.1
24 (2012)	2,181,495	104.1	32,156	223,380	10.2	62,432	2.9	168,475 (82,448)	7.7	4,273	0.2	1,053	0.0
25 (2013)	2,185,480	100.2	30,982	201,198	9.2	60,599	2.8	147,852 (59,543)	6.8	4,493	0.2	1,043	0.0
26 (2014)	2,216,012	101.4	32,412	195,390	8.8	57,446	2.6	149,739 (58,727)	6.8	4,366	0.2	877	0.0
27 (2015)	2,255,019	101.8	31,900	195,667	8.7	56,466	2.5	151,672 (58,874)	6.7	4,195	0.2	858	0.0
28 (2016)	2,338,765	103.7	32,302	195,580	8.4	60,828	2.6	148,916 (56,877)	6.4	4,715	0.2	773	0.0

注1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的検査機関検査の合計から重複を除いた数値
 注3 ()内の数値については、登録検査機関検査のうちの検査命令の件数
 注5 昭和40年～平成18年までは年次、平成19年以降は年度

注2 届出件数に対する割合(小数点以下第2位を四捨五入)
 注4 地方衛生研究所検査分を含む

表2 検疫所別の届出・検査・違反状況

検疫所名				輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
				件数	重量	件数	重量	件数	重量
				件	トン	件	トン	件	トン
小樽				27,455	497,382	1,591	65,618	3	5
千歳	空		港	3,442	987	210	92	0	0
仙台			台	21,825	393,529	1,971	46,866	9	156
仙台	空		港	22	2	2	0	0	0
成田	空		港	284,337	105,243	24,913	7,381	71	10
東京			京	626,076	6,127,583	44,952	775,440	171	691
東京	二		課	26,174	289,248	3,546	26,760	4	15
千代田			葉	6,072	1,891,381	437	182,617	4	296
東京	空		港	35,812	16,469	3,243	1,710	2	2
川崎			崎	146,210	1,937,047	14,814	130,169	25	99
横浜			浜	224,347	3,786,302	17,396	289,732	109	1,756
新潟			潟	30,845	216,632	1,513	52,626	9	33
小松	空		港	2,944	18,737	189	1,390	1	10
名古屋	古		屋	128,686	4,374,529	10,194	1,945,099	60	11,977
清水			水	41,215	1,437,797	2,818	495,814	6	34
中部	空		港	9,268	3,538	2,372	333	7	1
四日市			市	3,551	340,606	504	120,985	0	0
大阪			阪	286,897	2,582,240	17,892	188,332	53	749
関西	空		港	66,043	34,912	7,859	2,753	40	4
神戸			戸	112,097	2,264,506	11,340	436,931	76	3,023
神戸	二		課	70,192	2,960,357	7,889	470,610	32	863
広島			島	20,689	196,738	903	8,677	7	5
	境			1,444	13,651	182	1,324	0	0
広島	空		港	17	4	13	4	0	0
福岡			岡	85,224	1,763,087	8,822	143,960	37	479
福岡			司	11,923	175,197	1,897	19,765	12	70
下関			関	47,176	132,373	5,021	29,932	15	27
福岡	空		港	6,694	5,144	1,011	493	7	0
長崎			崎	767	27,554	121	8,557	1	3
鹿児島	児		島	2,063	566,290	314	339,472	5	1,086
那覇			覇	8,571	142,748	1,547	51,471	6	35
那覇	空		港	687	298	104	13	1	0
合			計	2,338,765	32,302,113	195,580	5,844,926	773	21,428

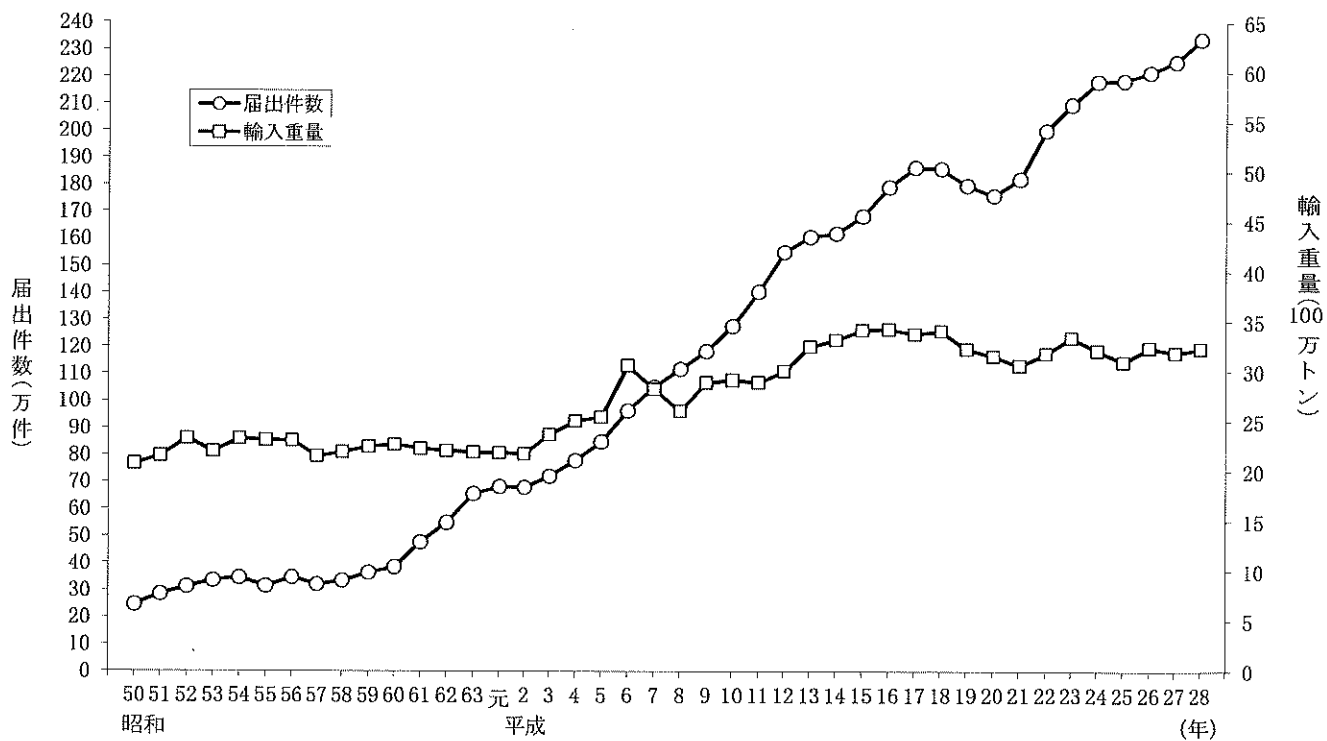


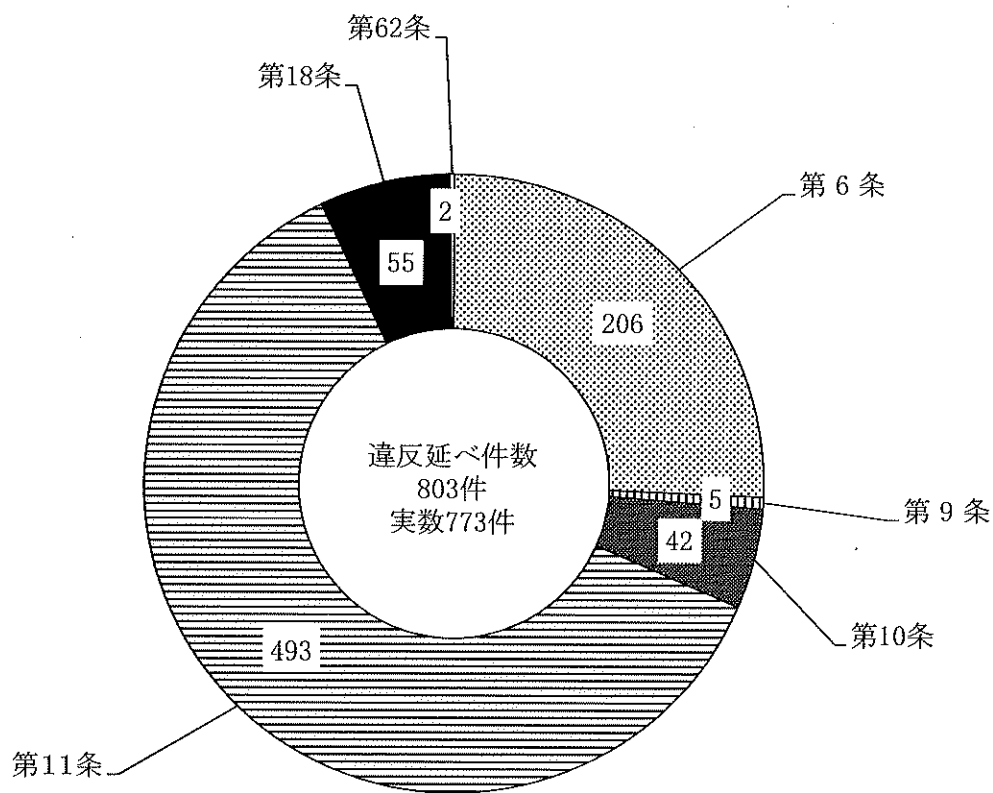
図1 年別輸入・届出数量の推移(注1)

注1 昭和50年～平成18年は年次、平成19年以降は年度

表3 主な食品衛生法違反事例

違反条文	違反件数	構成比	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	206	25.7	アーモンド、乾燥いちじく、くるみ、ケツメイシ、香辛料、ゴマの種子、チアシード、とうもろこし、ハスの種子、ハトムギ、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、乾燥りんご、落花生等のアフラトキシンの付着、亜麻の種子、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、キムチからの腸管出血性大腸菌の検出、ブランデーからのメタノールの検出、大麦、米、コーヒー豆、小麦、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗(異臭・カビの発生)
第9条 (病肉等の販売等の禁止)	5	0.6	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等の制限)	42	5.2	指定外添加物(TBHQ、アゾルビン、イノシン酸二カリウム、キノリンイエロー、グアニル酸二カリウム、ケイ酸アルミニウムカリウム、サイクラミン酸、ナトリウムエトキシド、ヨウ素酸カリウム、一酸化炭素)の使用
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	493	61.4	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準超過)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(スクラロース、ソルビン酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	55	6.8	材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等への準用規定)	2	0.2	おもちゃの規格違反
計 (延数)	803		
計 (実数)	773		

※ 基準改定前に違反となったもの



違反条文	違反件数	構成比(%)
第6条	206	25.7
第9条	5	0.6
第10条	42	5.2
第11条	493	61.4
第18条	55	6.8
第62条	2	0.2
合計	803	

図2 条文別食品衛生法違反件数の構成

表4 品目別の届出・検査・違反状況

品目分類名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数	重量	件数	重量	件数	重量
畜産食品	186,431	2,304,722	5,763	34,577	6	21
生鮮肉類(内臓を含む)	184,434	2,276,482	5,755	34,439	6	21
牛肉	81,376	627,205	2,980	10,643	5	20
豚肉	4	1	0	0	0	0
馬肉	66,392	1,071,001	652	8,996	0	0
イノチ	0	0	0	0	0	0
馬肉	2,249	5,803	1,150	2,792	0	0
羊	0	0	0	0	0	0
山羊	2,416	19,305	126	1,343	0	0
ウシ	29	393	2	38	0	0
鶏	215	43	18	17	0	0
その他	75	63	15	16	0	0
アヒ	28,620	546,157	591	10,056	0	0
その他	1,746	5,319	111	421	0	0
その他	55	924	7	105	0	0
その他	1,257	266	103	13	1	1
乳食	0	0	0	0	0	0
その他	66	1,586	6	135	0	0
その他	1,931	26,654	2	2	0	0
畜産加工食品	167,289	1,085,043	15,254	71,886	29	35
乾燥肉	48,041	432,302	5,956	31,308	13	20
非加熱	1,015	1,593	243	343	3	4
特定	7,014	3,641	1,370	714	7	0
加熱	0	0	0	0	0	0
加熱	2,707	20,901	531	2,870	1	2
加熱	37,305	406,166	3,812	27,380	2	14
その他	0	0	0	0	0	0
乳	92,554	458,935	5,823	22,782	11	9
液状	87	1,733	22	268	0	0
粉	20	519	4	115	0	0
はっ	732	22,910	216	8,298	0	0
パチ	98	22	29	12	0	0
アイ	1,842	12,431	190	2,735	0	0
乳	75,467	252,222	4,564	7,006	6	4
その他	1,218	6,628	263	903	5	5
加工	7,245	125,233	261	3,072	0	0
鶏	5,845	37,236	274	372	0	0
その他	1,698	25,038	165	1,832	0	0
鳥	1,063	19,038	80	1,183	0	0
肉	635	6,000	85	649	0	0
血	2,289	38,038	97	736	0	0
その他	154	1,374	10	81	0	0
その他	30	311	2	6	0	0
その他	2,105	36,353	85	648	0	0
その他	22,707	130,729	3,213	15,228	5	6
冷凍食品	17,270	73,506	2,607	8,531	3	4
容器	403	2,177	49	102	0	0
はっ	4,009	53,358	398	6,397	0	0
プロ	151	405	40	96	0	0
その他	299	96	57	12	1	0
その他	575	1,187	62	90	2	2
水産食品	101,163	949,114	8,621	94,207	9	68
魚	72,116	673,077	3,566	21,093	3	6
淡	4,417	9,392	373	813	2	5
あ	29,656	323,932	156	2,775	0	0
す	1,041	23,351	42	613	0	0
た	3,816	24,076	93	451	1	0
か	433	22,611	23	852	0	0
は	651	15,370	16	524	0	0
か	3,598	28,222	1,305	2,825	0	0
ふ	115	80	31	20	0	0
そ	46	85	3	6	0	0
の	68	221	16	61	0	0
貝	522	5,418	522	5,418	0	0
巻	27,753	220,318	986	6,735	0	0
水	8,753	60,611	2,168	39,709	2	34
え	6,840	56,826	2,114	39,566	2	34
か	1,913	3,785	54	144	0	0
そ	13,991	156,258	2,707	32,286	3	29
の	9,033	78,116	2,314	26,457	2	26
の	1,270	10,323	140	1,857	0	0
の	77	24	5	0	0	0
の	3,611	67,795	248	3,972	1	3
海	645	8,742	27	215	1	0
の	4	0	0	0	0	0
の	1	0	0	0	0	0
の	340	8,629	8	213	0	0
の	2	57	0	0	0	0
の	298	56	19	3	1	0
の	5,658	50,427	153	903	0	0
水産加工食品	205,051	1,189,638	37,427	197,374	139	509
魚	110,650	733,659	11,739	55,178	37	91
切り身	39,678	210,468	3,105	13,788	7	13
魚	4,784	18,258	546	1,885	5	8

表4 品目別の届出・検査・違反状況

品目分類名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数	重量	件数	重量	件数	重量
調理加工魚類	6,474	46,373	376	1,892	0	0
冷凍加工食品	46,581	195,755	6,592	25,952	18	49
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	1,518	18,510	219	1,054	1	8
魚肉の他の魚類加工食品	9,572	234,460	760	9,936	6	14
貝類加工食品	2,043	9,833	141	671	0	0
貝類加工食品	8,695	52,260	4,146	36,457	11	45
切り身・むき身の鮮貝類(冷凍食品を含む)	4,488	10,809	1,327	3,906	3	14
乾製貝類	77	172	36	101	0	0
調理加工貝類	674	4,585	297	3,184	0	0
冷凍加工食品	2,604	29,825	2,094	25,366	7	31
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	173	1,533	164	1,447	1	1
その他の貝類加工食品	679	5,336	228	2,453	0	0
水産動物類加工品(魚類、貝類を除く)	72,307	348,661	20,446	100,718	90	372
切り身・むき身の鮮水産動物類(冷凍食品を含む)	28,051	131,597	6,784	33,376	19	102
乾製水産動物類	2,822	16,069	610	3,461	0	0
調理加工水産動物類	7,005	39,789	1,248	7,865	10	36
冷凍加工食品	33,605	153,973	11,696	55,522	59	230
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	34	8	5	1	0	0
魚肉の他の水産動物類加工食品	45	463	12	43	2	5
海藻類加工食品	745	6,762	91	452	0	0
海藻類加工食品	8,106	37,374	415	1,624	0	0
海藻類加工食品	6,134	23,078	189	594	0	0
乾燥海藻類	701	8,137	14	128	0	0
乾燥海藻類	449	1,661	63	219	0	0
乾燥海藻類	280	1,759	67	228	0	0
その他の海藻類加工食品	542	2,740	82	455	0	0
魚介類の卵加工食品	5,293	17,684	681	3,396	1	0
魚貝類の卵加工食品	3,800	12,959	528	2,830	0	0
水産動物類の卵加工食品	0	0	0	0	0	0
水産動物類の卵加工食品	1,493	4,725	153	566	1	0
農産食品	194,999	18,391,703	35,176	4,811,346	214	19,801
穀類	9,128	10,057,742	4,097	4,107,537	57	12,804
うるちち米	972	726,139	322	216,332	19	376
その他の米	76	13,756	43	9,600	3	8
小麦	184	255,020	23	3,492	6	1,221
小麦	524	5,200,258	92	200,463	9	534
小麦	55	10,042	8	1,443	0	0
小麦	7	39	2	36	0	0
小麦	3	2	0	0	0	0
小麦	5,576	3,752,390	3,134	3,663,457	14	10,548
小麦	969	89,389	76	4,834	0	0
小麦	29	319	5	78	0	0
小麦	339	7,284	339	7,284	6	118
小麦	384	3,101	52	519	0	0
豆類	7,866	2,997,428	2,749	78,314	50	908
花生(ピーナッツ)	1,671	33,619	1,671	33,619	40	789
大豆	2,618	2,830,472	316	19,045	7	55
大豆	2,417	101,480	550	21,619	0	0
大豆	205	4,901	32	657	0	0
大豆	469	14,344	14	351	0	0
大豆	486	12,611	166	3,022	3	64
野菜類	94,989	896,029	17,551	299,385	21	225
野菜類	9,033	69,461	289	1,771	0	0
野菜類	1,108	40,865	116	1,356	3	48
野菜類	2,853	101,911	99	2,100	0	0
野菜類	7,924	67,807	277	1,477	0	0
野菜類	8,588	5,527	2,822	1,428	0	0
野菜類	6,469	111,823	667	8,158	6	26
野菜類	18,135	52,411	932	1,946	1	1
野菜類	27,831	412,576	10,857	277,008	6	134
野菜類	13,048	33,649	1,492	4,141	5	16
果実類	64,321	1,649,711	4,391	63,049	13	221
果実類	3,438	7,083	244	293	0	0
果実類	13,941	245,950	682	12,990	0	0
果実類	153	2,797	14	262	0	0
果実類	30,686	1,287,903	1,860	41,099	8	210
果実類	8,880	37,510	940	3,257	2	1
果実類	7,223	68,468	651	5,148	3	11
果実類	18,240	2,790,743	6,387	263,061	73	5,642
果実類	4,756	66,974	3,705	52,586	17	172
豆類	523	2,179,616	339	101,461	13	4,119
豆類	10,457	434,578	811	26,351	4	22
豆類	1,196	57,340	991	54,551	32	915
豆類	1,308	52,236	541	28,112	7	414
豆類	455	49	1	0	0	0
農産加工食品	343,229	3,298,165	45,842	467,879	183	777
穀類	50,744	486,687	4,514	32,103	9	44
米類	1,540	60,023	164	15,105	0	0
小麦類	2,299	41,951	64	857	0	0
雑穀類	665	5,904	79	359	1	0
水類	1,814	42,418	80	1,499	0	0
めん類(冷凍食品を除く)	23,480	186,488	1,667	5,603	3	0

表4 品目別の届出・検査・違反状況

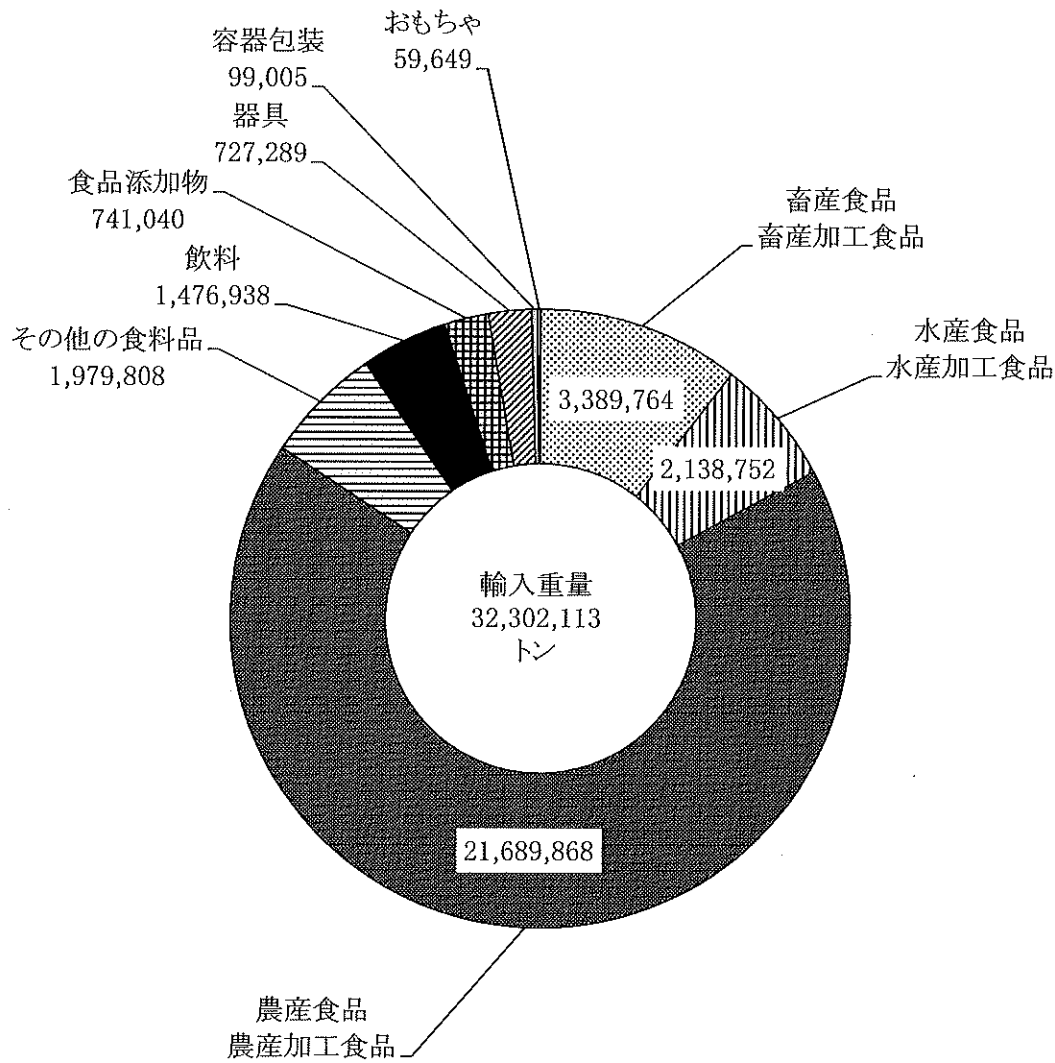
品目分類名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数	重量	件数	重量	件数	重量
パン類 (冷凍食品を除く)	581	542	90	100	0	0
冷凍食品	14,483	93,288	1,790	6,286	5	44
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	659	10,532	98	691	0	0
その他の穀類の調整品	5,223	45,540	482	1,604	0	0
豆類	15,379	268,559	4,632	59,805	33	263
豆類の調整品	421	20,041	23	184	0	0
ピーナッツ製	3,256	52,262	3,256	52,262	32	260
いったもの及び揚げたもの(ピーナッツを除く)	382	1,990	72	465	0	0
あん類	4,693	65,101	433	3,771	0	0
煮豆類(ゆで小豆を含む)	1,933	10,752	267	947	0	0
大豆の加工品(上記に含まれるものを除く)	214	159	33	36	0	0
冷凍食品	1,199	5,302	275	1,425	1	3
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	1,279	2,988	124	176	0	0
その他の豆類の調整品	2,002	109,964	149	539	0	0
野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)	161,306	1,606,509	20,553	182,035	47	248
乾燥野菜類	7,030	48,042	986	5,561	4	7
粉類	1,134	23,068	112	890	0	0
塩蔵野菜(塩水漬けを含む)	6,972	114,391	531	8,212	3	9
野菜漬	35,225	121,395	2,107	5,855	5	13
水炊野菜	24,041	207,321	1,971	11,379	1	6
ピューレ及びペースト	3,360	130,836	154	2,275	0	0
冷凍食品	70,124	852,671	13,321	140,953	28	197
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	896	5,078	148	543	4	14
その他の野菜調整品	12,524	103,707	1,223	6,368	2	1
きのこ加工品	9,768	34,498	1,384	4,087	5	14
乾燥きのこ(粉類を含む)	4,599	7,886	666	667	0	0
塩蔵きのこ(塩水漬けを含む)	373	2,588	14	121	1	14
水炊きのこ	2,596	15,079	399	2,232	0	0
冷凍食品	851	5,167	126	725	4	0
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	465	2,240	67	233	0	0
その他のきのこの加工品	884	1,539	112	110	0	0
野草加工品及び香辛料	13,425	41,322	3,116	15,676	33	11
オールスパイス	27	195	1	11	0	0
けい皮(シナモン)	414	369	36	77	0	0
月桂樹の葉(ローレル)	139	283	10	10	0	0
サフラン	57	1	4	0	0	0
丁子(クローブ)	106	318	13	34	0	0
とうがら(肉ざく)	1,402	10,334	1,402	10,334	6	2
ナツメグ	166	497	166	497	2	1
パセリ	165	698	28	45	0	0
ベニバナ	1,738	8,236	136	301	0	0
マスタード	333	5,449	22	307	0	0
カスタード	138	44	37	15	1	0
その他の野草加工品及び香辛料	8,740	14,898	1,261	4,046	24	8
茶	18,428	29,506	1,646	10,893	2	0
不発酵茶	2,544	3,511	146	414	0	0
半発酵茶	2,110	11,118	976	10,039	2	0
発酵茶	13,774	14,877	524	440	0	0
果実の調整品	35,462	362,496	6,270	44,251	35	150
乾燥果実(粉類を含む)	6,431	63,131	1,372	6,745	13	75
時的に貯蔵した果実	1,609	27,619	172	2,281	0	0
果実漬	4,737	12,011	411	909	1	0
シロップ	10,109	190,879	1,416	24,731	4	14
ジャム及びマーレ	3,824	7,136	1,002	1,628	1	1
冷凍食品	3,844	17,601	1,392	5,263	12	55
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	55	173	11	23	0	0
その他の果実の調整品	4,853	43,947	494	2,670	4	5
種実類の調整品	24,339	205,728	2,213	11,308	11	11
いったもの及び揚げたもの(コーヒー豆及びココア豆を除く)	2,144	5,866	444	1,343	3	3
トースト	1,018	2,030	289	277	3	0
シロップ	915	6,850	153	917	1	4
ココア	12,540	20,387	477	550	0	0
冷凍食品	4,712	154,632	339	6,105	2	0
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	188	1,814	76	555	0	0
その他の種実類の調整品	1,295	6,554	166	450	0	0
デンプン	1,527	7,596	269	1,112	2	4
デンプン	1,142	144,661	329	102,929	2	2
デンプン	467	108,751	231	96,683	2	2
デンプン	144	17,803	15	2,001	0	0
デンプン	66	431	10	27	0	0
デンプン	68	8,479	14	2,337	0	0
デンプン	30	1	3	0	0	0
デンプン	50	987	5	100	0	0
デンプン	246	7,234	29	1,420	0	0
その他の農産加工品	71	974	22	361	0	0
茶の代用品	13,236	118,200	1,185	4,791	6	34
茶葉	4,857	5,585	298	399	0	0
植物性たんぱく粉類	2,147	44,719	101	884	2	20
調整粉	2,583	21,371	285	1,120	1	0
冷凍食品	730	4,701	151	638	1	13
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	324	7,808	23	131	1	0

表4 品目別の届出・検査・違反状況

品目分類名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数	重量	件数	重量	件数	重量
	件	トン	件	トン	件	トン
その他の他に分類されない農産加工品	2,595	34,016	327	1,619	1	0
その他の食品	193,677	1,979,808	21,100	68,231	90	44
スープ、シチュー及び調味料(冷凍食品を除く)	47,808	1,554,455	3,718	38,700	13	2
スープレシピ	3,013	15,214	273	843	2	0
シチュー	349	1,744	52	126	0	0
ソース	5,083	22,172	437	1,141	2	0
味噌	615	1,540	23	73	0	0
味噌と醬油	751	1,431	53	104	0	0
味噌と醬油	511	2,167	47	226	1	0
魚ケツ	999	4,374	63	289	0	0
ケツ	632	7,160	27	247	0	0
マスタッド調整	902	3,294	96	142	0	0
とうがらし調整	1,549	4,705	187	399	1	0
砂糖	2,358	4,297	303	1,648	1	0
糖類	587	12,206	59	964	0	0
塩類	17,097	1,045,737	1,040	25,614	1	1
その他の調味料	2,632	396,609	189	5,319	1	0
油(乳製品を除く)	10,730	31,803	869	1,564	4	1
油脂	14,338	120,411	958	3,565	4	2
陸産動物油	246	1,702	10	25	0	0
水産動物油	90	233	10	0	0	0
植物油	11,959	86,390	833	2,750	4	2
調整油	2,043	32,086	105	790	0	0
菓子類(冷凍食品を除く)	83,733	107,706	9,970	9,431	44	6
洋菓子	77,359	92,585	9,090	8,281	36	2
和菓子	2,738	9,330	217	315	0	0
その他の菓子	3,636	5,791	663	835	8	4
冷蔵容器包装	27,179	118,073	4,442	13,048	18	31
健康	2,659	11,609	408	644	2	1
植物由来の健康食品	10,799	11,463	1,131	749	6	1
動物由来の健康食品	6,039	6,576	755	475	2	0
微生物由来の健康食品	846	1,344	86	50	2	0
微生物由来の健康食品	841	417	30	21	0	0
その他の他に分類されない食品	3,073	3,126	260	204	2	0
その他の他に分類されない食品	7,161	56,092	473	2,094	3	1
飲料	247,108	1,476,938	7,602	58,287	39	128
清涼飲料	27,240	787,389	3,589	47,864	24	123
ミネラルウォーター	8,444	410,728	503	14,974	9	49
冷凍果汁	156	1,774	22	234	0	0
原液果汁	6,085	255,566	954	25,119	2	70
その他の清涼飲料	12,555	119,320	2,110	7,537	13	4
粉末	4,240	14,571	655	1,335	11	4
アルコールを含む飲料	215,628	674,978	3,358	9,088	4	0
アルコール	1,119	41,210	14	398	0	0
蒸留酒	16,728	83,522	763	878	2	0
醸造酒	172,109	263,200	1,435	2,216	2	0
ビールのアルコール	9,718	29,508	163	542	0	0
その他のアルコールを含む飲料	15,954	257,538	983	5,054	0	0
食品添加物	54,397	741,040	2,114	38,578	12	38
甘着	1,665	65,076	103	408	1	0
着色料	1,438	1,206	173	177	1	0
保存料	239	1,494	21	155	0	0
酸化防止剤	9,284	280,115	513	11,452	2	7
漂白剤	1,150	12,863	110	996	1	0
防虫剤	12	14	0	0	0	0
防虫剤	7	291	0	0	0	0
防虫剤	0	0	0	0	0	0
防虫剤	300	4,450	16	70	0	0
調味料	2,201	49,078	122	1,978	0	0
調味料	4,680	140,159	262	4,220	2	0
調味料	1,570	10,444	92	426	0	0
調味料	997	3,430	86	142	3	1
調味料	22,853	8,098	207	142	1	0
調味料	4,992	153,540	371	18,208	1	9
調味料	590	294	1	0	0	0
調味料	1,149	2,378	16	3	0	0
調味料	37	143	4	21	0	0
調味料	1,233	7,968	17	178	0	0
器具	532,897	727,289	13,916	1,531	49	7
器具	234,017	237,567	8,042	777	15	1
ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製飲食物具	135,092	64,543	5,966	408	9	0
合成樹脂製飲食物具	44,866	42,847	1,355	241	6	1
ゴム製飲食物具	1,131	300	87	2	0	0
金属製飲食物具	13,633	4,259	11	0	0	0
木製、竹製及び籐製飲食物具	12,720	101,945	12	62	0	0
紙製、布製及び革製飲食物具	1,463	3,028	9	9	0	0
石製飲食物具	615	401	0	0	0	0
その他の飲食物具	24,497	20,244	602	54	0	0
器具	101,725	126,501	1,284	229	9	0
ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製割ぼう具	8,913	11,374	259	58	0	0
合成樹脂製割ぼう具	19,201	18,652	554	73	8	0
ゴム製割ぼう具	5,161	1,298	134	7	0	0

表4 品目別の届出・検査・違反状況

品目分類名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数	重量	件数	重量	件数	重量
金属製 割ぼう具	28,848	25,894	14	10	0	0
木製、竹製及び籐製 割ぼう具	4,476	2,653	3	0	0	0
紙製、布製及び革製 割ぼう具	534	2,134	1	0	0	0
石製 割ぼう具	219	198	0	0	0	0
その他の 割ぼう具	34,373	64,299	319	81	1	0
食品製造用機械	14,060	21,167	297	17	1	0
ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製食品製造用機械	57	99	3	0	0	0
合成樹脂製食品製造用機械	1,447	265	162	5	1	0
ゴム製食品製造用機械	930	35	73	1	0	0
金属製食品製造用機械	6,951	6,880	12	1	0	0
木製、竹製及び籐製食品製造用機械	58	788	0	0	0	0
紙製、布製及び革製食品製造用機械	91	29	0	0	0	0
石製食品製造用機械	46	175	0	0	0	0
その他の食品製造用機械	4,480	12,896	47	10	0	0
その他の器具	183,095	342,054	4,293	507	24	6
ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製その他の器具	6,083	15,515	214	25	0	0
合成樹脂製その他の器具	71,296	98,316	2,348	242	11	2
ゴム製その他の器具	20,404	32,293	881	104	8	3
金属製その他の器具	12,021	15,421	59	1	2	0
木製、竹製及び籐製その他の器具	2,219	11,438	5	44	0	0
紙製、布製及び革製その他の器具	2,312	10,521	5	7	0	0
石製その他の器具	314	139	0	0	0	0
その他の器具	68,446	158,411	781	85	3	0
容器包装	20,329	99,005	565	833	1	0
ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製容器包装	510	2,281	73	229	0	0
合成樹脂製容器包装	12,933	59,405	425	533	0	0
ゴム製容器包装	45	3	4	1	0	0
金属製容器包装	1,737	13,201	11	32	0	0
木製、竹製及び籐製容器包装	516	2,578	1	23	0	0
紙製、布製及び革製容器包装	1,348	10,443	4	0	0	0
石製容器包装	2	0	0	0	0	0
その他の容器包装	3,238	11,094	47	16	1	0
おもちゃ	92,195	59,649	2,200	197	2	0
乳幼児が口に接触するおもちゃ	1,842	346	78	2	0	0
アクセサリ玩具、うつけ絵、起き上がり等	85,550	54,754	2,091	193	2	0
組み合わせて遊ぶおもちゃ	4,803	4,548	31	3	0	0
合計	2,338,765	32,302,113	195,580	5,844,926	773	21,428



品目分類	輸入重量(トン)	構成比(%)
畜産食品, 畜産加工食品	3,389,764	10.5
水産食品, 水産加工食品	2,138,752	6.6
農産食品, 農産加工食品	21,689,868	67.1
その他の食料品	1,979,808	6.1
飲料	1,476,938	4.6
食品添加物	741,040	2.3
器具	727,289	2.3
容器包装	99,005	0.3
おもちゃ	59,649	0.2
合計	32,302,113	

図3 品目分類別輸入重量の構成

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
		件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
畜産食品							
生鮮肉類(内臓を含む)							
牛肉							
	オーストラリア	33,971	301,481	332	3,085	0	0
	アメリカ合衆国	33,713	282,373	898	4,315	0	0
	ニュージーランド	3,790	23,595	72	613	0	0
	カナダ	2,628	20,565	132	158	0	0
	メキシコ	4,581	11,497	17	110	0	0
水牛肉							
	チリ	1	1	0	0	0	0
	ハンガリー	3	0	0	0	0	0
豚肉							
	アメリカ合衆国	22,666	389,136	153	2,164	0	0
	カナダ	12,768	229,552	85	894	0	0
	デンマーク	9,408	118,650	127	1,708	0	0
	スペイン	5,633	91,227	78	888	0	0
	メキシコ	7,254	88,178	57	772	0	0
馬肉							
	カナダ	1,154	2,985	671	1,810	0	0
	アルゼンチン	453	1,214	179	455	0	0
	メキシコ	255	681	126	114	0	0
	イタリア	198	561	111	259	0	0
	ブラジル	17	173	2	48	0	0
羊肉							
	オーストラリア	1,614	12,474	86	934	0	0
	ニュージーランド	706	6,712	35	409	0	0
	アイスランド	13	111	0	0	0	0
	ハンガリー	80	8	4	0	0	0
	フランス	3	0	1	0	0	0
山羊肉							
	オーストラリア	29	393	2	38	0	0
ウサギ肉							
	スペイン	14	25	3	9	0	0
	イタリア	150	11	8	3	0	0
	ハンガリー	51	8	7	5	0	0
その他の獣畜肉類							
	ニュージーランド	18	23	1	3	0	0
	オーストラリア	26	19	10	5	0	0
	カナダ	8	18	2	6	0	0
	アメリカ合衆国	2	2	1	1	0	0
	イタリア	16	2	1	0	0	0
鶏肉							
	ブラジル	19,766	394,478	388	7,240	0	0
	タイ	6,865	128,006	97	1,605	0	0
	アメリカ合衆国	737	17,358	49	1,052	0	0
	フィリピン	926	3,641	42	112	0	0
	オーストラリア	59	1,293	0	0	0	0
アヒル肉							
	タイ	335	2,610	23	170	0	0
	ハンガリー	933	1,707	51	171	0	0
	マレーシア	17	349	0	0	0	0
	ブラジル	14	170	1	24	0	0
	ブルガリア	70	145	9	10	0	0
七面鳥肉							
	アメリカ合衆国	36	777	4	77	0	0
	ポーランド	5	76	1	17	0	0
	ハンガリー	7	55	2	11	0	0
	チリ	2	14	0	0	0	0
	スペイン	5	2	0	0	0	0
その他の食鳥肉類							
	ハンガリー	522	146	23	1	0	0
	フランス	477	46	72	8	1	1
	スペイン	119	34	3	2	0	0
	アメリカ合衆国	2	18	0	0	0	0
	英国	105	9	2	0	0	0
食用鳥卵							
	ブラジル	64	1,550	6	135	0	0
	アメリカ合衆国	2	36	0	0	0	0
その他の生鮮畜産食品							
	スペイン	333	5,966	0	0	0	0
	アメリカ合衆国	182	3,991	0	0	0	0
	カナダ	158	3,347	0	0	0	0
	英国	99	2,158	0	0	0	0
	メキシコ	353	2,037	0	0	0	0
畜産加工食品							
食肉製品							
乾燥食肉製品							
	中華人民共和国	171	544	45	155	0	0
	タイ	160	519	25	70	0	0
	アメリカ合衆国	68	200	24	48	0	0
	ニュージーランド	55	135	19	16	0	0
	オーストラリア	128	116	43	29	0	0
非加熱食肉製品							
	イタリア	5,600	2,659	973	457	4	0
	スペイン	1,035	753	288	191	1	0
	カナダ	18	65	6	22	0	0
	アメリカ合衆国	103	51	21	16	2	0
	ドイツ	32	38	6	6	0	0
加熱食肉製品(包装後加熱)							
	中華人民共和国	1,215	9,176	210	1,069	1	2
	デンマーク	269	4,682	37	627	0	0
	アメリカ合衆国	307	3,615	62	584	0	0
	タイ	240	1,678	43	271	0	0
	大韓民国	138	993	28	130	0	0
加熱食肉製品(加熱後包装)							
	タイ	19,098	249,412	1,514	13,847	0	0
	中華人民共和国	13,856	123,576	1,777	10,459	1	14
	アメリカ合衆国	2,291	20,917	162	1,364	0	0
	ブラジル	367	6,274	58	937	0	0
	デンマーク	241	1,520	13	130	0	0
乳・酪農製品							
液状のミルク・クリーム							
	オーストラリア	28	1,138	4	206	0	0

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
		件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
れん乳及び濃縮乳	オランダ	14	548	1	25	0	0
	ベルギー	1	18	1	18	0	0
	スイス	4	13	4	13	0	0
	英国	22	7	5	2	0	0
	ドイツ	12	314	2	79	0	0
粉乳	オーストラリア	7	186	1	19	0	0
	オランダ	1	18	1	18	0	0
	ドイツ	161	5,440	26	1,048	0	0
はっ酵乳及び乳酸菌飲料	ニュージーランド	118	4,477	61	3,065	0	0
	オーストラリア	149	3,859	33	1,024	0	0
	フランス	59	2,193	24	689	0	0
	アメリカ合衆国	91	1,797	27	689	0	0
	ギリシャ	94	14	25	4	0	0
バター類	アメリカ合衆国	4	8	4	8	0	0
	ニュージーランド	91	6,081	18	1,386	0	0
チーズ及びカード	オランダ	62	3,248	18	769	0	0
	ドイツ	22	1,792	4	306	0	0
	フランス	1,562	812	112	142	0	0
	スイス	9	279	1	0	0	0
	オーストラリア	2,312	84,811	124	2,193	2	0
アイスクリーム類	ニュージーランド	1,735	59,052	77	1,167	0	0
	アメリカ合衆国	2,832	25,537	191	759	1	3
	オランダ	1,489	25,365	129	537	0	0
	ドイツ	1,230	15,925	60	296	0	0
	ニュージーランド	267	3,812	46	517	0	0
乳を主原料とするもの	ベルギー	291	631	45	50	0	0
	台湾	69	548	12	46	1	3
	アメリカ合衆国	142	535	27	80	0	0
	フランス	130	471	56	90	1	0
	シンガポール	1,009	43,876	22	791	0	0
その他の酪農製品	ニュージーランド	840	23,775	24	422	0	0
	オーストラリア	473	17,115	18	588	0	0
	大韓民国	244	14,446	5	336	0	0
	アメリカ合衆国	468	6,617	25	275	0	0
	シンガポール	380	16,212	5	113	0	0
加工卵製品	大韓民国	202	11,721	2	57	0	0
	タイ	62	3,845	0	0	0	0
	ニュージーランド	108	1,829	7	66	0	0
	オランダ	26	1,247	0	0	0	0
	アメリカ合衆国	488	9,379	19	304	0	0
鶏卵製品	オランダ	108	2,238	5	91	0	0
	イタリア	100	2,023	20	313	0	0
	インド	96	1,446	10	145	0	0
	フランス	49	904	2	41	0	0
	中華人民共和国	285	2,950	55	467	0	0
その他の加工卵製品	タイ	216	2,279	11	120	0	0
	ベトナム	30	620	2	36	0	0
	台湾	86	150	14	26	0	0
	フィリピン	17	1	2	0	0	0
	フランス	55	642	1	9	0	0
鳥獣肉類等調整品	オーストラリア	21	287	0	0	0	0
	アメリカ合衆国	12	156	1	21	0	0
	ニュージーランド	23	77	4	33	0	0
	ウルグアイ	20	73	0	0	0	0
	ベルギー	8	185	0	0	0	0
肉エキス	イタリア	13	97	1	6	0	0
	オランダ	7	28	0	0	0	0
	スウェーデン	1	1	0	0	0	0
	デンマーク	1	0	1	0	0	0
	アメリカ合衆国	302	12,230	4	4	0	0
血液調整品	インド	125	4,437	6	62	0	0
	中華人民共和国	534	3,450	18	104	0	0
	ドイツ	240	3,165	16	122	0	0
	タイ	146	2,708	3	22	0	0
	アメリカ合衆国	13,915	60,441	2,029	7,095	3	4
その他の畜産加工品	中華人民共和国	3,286	12,989	551	1,412	0	0
	タイ	23	33	8	11	0	0
	大韓民国	28	24	13	10	0	0
	ニュージーランド	3	8	1	0	0	0
	ベトナム	257	1,533	12	8	0	0
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	中華人民共和国	88	629	18	90	0	0
	大韓民国	35	6	4	1	0	0
	マレーシア	13	4	12	4	0	0
	ベトナム	2	3	1	0	0	0
	タイ	881	38,002	114	5,537	0	0
はちみつ	中華人民共和国	156	4,448	5	101	0	0
	アルゼンチン	189	3,509	19	222	0	0
	カナダ	885	1,482	43	21	0	0
	ニュージーランド	121	1,297	18	216	0	0
	ハンガリー	99	386	30	93	0	0
ローヤルゼリー	中華人民共和国	34	13	5	2	0	0
	台湾	9	4	3	1	0	0
	タイ	3	1	1	0	0	0
	アメリカ合衆国	3	1	1	0	0	0

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
		件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
プロボリス	オーストラリア	3	0	1	0	0	0
	ブラジル	232	52	45	6	0	0
	アメリカ合衆国	20	30	4	2	1	0
	オーストラリア	18	9	1	0	0	0
	中華人民共和国	10	5	4	3	0	0
	ニュージーランド	12	0	1	0	0	0
	オーストラリア	121	522	4	4	0	0
	中華人民共和国	58	167	15	41	0	0
	ドイツ	10	101	2	13	0	0
	スウェーデン	11	86	0	0	0	0
英国	27	63	1	2	0	0	
水産食品 魚類	淡水産魚類						
	中華人民共和国	2,727	6,564	294	648	2	5
	台湾	1,387	2,396	64	135	0	0
	カナダ	9	185	1	21	0	0
	タイ	77	97	5	7	0	0
	セルビア	2	69	0	0	0	0
	かつお・まぐろ・さば類						
	台湾	4,163	74,924	1	151	0	0
	ノルウェー	864	63,578	21	683	0	0
	中華人民共和国	2,050	35,248	7	103	0	0
インドネシア	8,184	27,183	46	978	0	0	
大韓民国	2,678	26,821	21	168	0	0	
あじ・ぶり・しいら類							
大韓民国	428	5,375	19	118	0	0	
オランダ	89	3,924	2	27	0	0	
ニュージーランド	206	3,018	2	17	0	0	
アイルランド	35	2,225	1	25	0	0	
ノルウェー	55	2,119	3	71	0	0	
すずき・たいにべ類							
アメリカ合衆国	1,165	9,618	18	89	0	0	
アイスランド	172	4,125	5	72	0	0	
ロシア連邦	107	2,262	3	18	0	0	
ノルウェー	38	1,931	2	2	0	0	
中華人民共和国	370	1,750	33	196	1	0	
にしん・いわし類							
アメリカ合衆国	152	11,709	5	190	0	0	
ロシア連邦	114	5,208	13	612	0	0	
カナダ	49	2,955	0	0	0	0	
ノルウェー	58	2,117	2	47	0	0	
オランダ	7	285	0	0	0	0	
たら類							
アメリカ合衆国	545	13,450	10	399	0	0	
ロシア連邦	31	1,292	5	110	0	0	
ニュージーランド	31	479	1	16	0	0	
カナダ	7	52	0	0	0	0	
アルゼンチン	10	47	0	0	0	0	
かれい・ひらめ類							
アメリカ合衆国	813	6,168	13	145	0	0	
中華人民共和国	644	6,115	13	147	0	0	
ロシア連邦	111	3,830	6	25	0	0	
アイスランド	136	2,784	2	41	0	0	
大韓民国	1,267	2,500	1,263	2,331	0	0	
はた類							
台湾	84	48	19	12	0	0	
ベトナム	20	23	5	7	0	0	
中華人民共和国	3	7	0	0	0	0	
インドネシア	2	1	2	1	0	0	
ギリシャ	1	0	1	0	0	0	
かます類							
大韓民国	40	81	3	6	0	0	
ニュージーランド	6	4	0	0	0	0	
ふえだい類							
ベトナム	51	176	12	49	0	0	
インドネシア	17	45	4	11	0	0	
ふぐ類							
中華人民共和国	336	5,349	336	5,349	0	0	
大韓民国	186	69	186	69	0	0	
その他の魚類							
チリ	3,436	78,639	32	716	0	0	
アメリカ合衆国	1,286	41,338	23	721	0	0	
ロシア連邦	874	35,684	65	2,778	0	0	
ノルウェー	11,205	27,412	564	1,263	0	0	
中華人民共和国	1,455	6,774	83	376	0	0	
貝類	二枚貝類						
	中華人民共和国	1,601	38,872	1,586	38,674	2	34
	大韓民国	4,081	13,755	401	672	0	0
	ロシア連邦	289	3,149	9	102	0	0
	台湾	116	366	11	28	0	0
	インド	13	255	2	37	0	0
	巻貝類						
	大韓民国	1,266	2,728	21	20	0	0
	インド	18	326	4	70	0	0
	チリ	17	183	0	0	0	0
オーストラリア	250	180	10	10	0	0	
台湾	236	142	10	10	0	0	
水産動物類	えび類						
	インド	1,627	21,258	1,226	16,853	1	16
	アルゼンチン	651	12,092	138	2,060	0	0
	インドネシア	1,248	9,338	82	557	0	0
	ロシア連邦	193	5,518	35	1,192	0	0
	カナダ	1,133	3,639	103	501	0	0
	かに類						
	ロシア連邦	276	6,828	39	1,086	0	0
	中華人民共和国	228	759	26	114	0	0
	バーレーン	53	712	7	90	0	0
カナダ	55	421	8	216	0	0	

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
		件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
	ノルウェー	43	418	4	82	0	0
その他の甲殻類	大韓民国	4	22	0	0	0	0
	中華人民共和国	2	2	0	0	0	0
	フィリピン	69	0	5	0	0	0
	インドネシア	1	0	0	0	0	0
	マレーシア	1	0	0	0	0	0
その他の水産動物類	モロッコ	753	15,899	52	1,044	0	0
	モーリタニア	344	13,205	15	669	0	0
	ロシア連邦	653	7,836	0	0	0	0
	大韓民国	275	7,537	19	424	0	0
	中華人民共和国	216	5,114	41	280	1	3
海藻類	こんぶ類						
	のり類	大韓民国	4	0	0	0	0
わかめ類	大韓民国	1	0	0	0	0	0
	中華人民共和国	168	6,371	6	118	0	0
寒天原藻類	大韓民国	172	2,258	2	95	0	0
	モロッコ	2	57	0	0	0	0
その他の海藻類	ベトナム	231	54	18	3	0	0
	大韓民国	66	1	0	0	0	0
	インドネシア	1	0	1	0	1	0
その他の水産食品	ロシア連邦	892	23,055	27	410	0	0
	アメリカ合衆国	2,413	19,881	39	267	0	0
	カナダ	166	2,370	2	24	0	0
	アイスランド	95	2,012	1	13	0	0
	中華人民共和国	1,335	1,061	69	49	0	0
水産加工食品							
魚類加工品							
切り身、むき身の鮮魚類(冷凍食品を含む)							
	中華人民共和国	15,770	101,248	748	3,392	2	4
	チリ	2,190	34,927	288	4,385	0	0
	ベトナム	5,567	23,605	564	1,829	1	1
	ノルウェー	8,033	18,887	546	1,214	0	0
	タイ	3,123	9,428	227	658	1	0
魚類乾製品							
	中華人民共和国	731	5,041	123	736	0	0
	インドネシア	674	3,957	33	140	0	0
	フィリピン	505	3,642	8	4	0	0
	ベトナム	894	2,637	294	723	5	8
	タイ	477	1,552	34	116	0	0
調理加工魚類							
	タイ	2,879	26,288	166	1,087	0	0
	フィリピン	821	7,563	18	91	0	0
	インドネシア	1,020	7,501	17	85	0	0
	中華人民共和国	322	2,306	62	371	0	0
	ベトナム	124	1,016	23	125	0	0
魚:冷凍食品							
	中華人民共和国	35,001	153,846	4,942	20,542	10	19
	タイ	5,498	19,202	575	1,893	2	1
	ベトナム	4,628	17,253	757	2,690	1	8
	インドネシア	225	1,427	32	151	1	0
	フィリピン	531	1,263	85	179	3	22
魚:容器包装詰加圧加熱殺菌食品							
	タイ	1,228	15,412	164	715	0	0
	フィリピン	234	2,720	30	181	0	0
	中華人民共和国	38	350	16	156	1	8
	ベトナム	5	25	0	0	0	0
	アメリカ合衆国	9	2	3	0	0	0
魚肉ねり製品							
	アメリカ合衆国	2,872	112,350	90	2,561	0	0
	インド	1,481	35,290	75	1,724	0	0
	タイ	2,472	29,170	255	1,122	2	7
	中華人民共和国	636	17,846	94	1,512	3	7
	ベトナム	926	14,448	172	1,968	1	0
その他の魚類加工品							
	タイ	575	3,726	34	203	0	0
	中華人民共和国	223	2,376	31	317	0	0
	ベトナム	406	1,845	32	64	0	0
	インドネシア	104	790	4	34	0	0
	大韓民国	566	314	27	13	0	0
貝類加工品							
切り身、むき身の鮮貝類(冷凍食品を含む)							
	中華人民共和国	1,121	4,661	730	3,122	1	10
	大韓民国	3,051	3,920	541	516	2	4
	カナダ	45	781	7	61	0	0
	ロシア連邦	13	303	2	71	0	0
	ベトナム	93	302	10	22	0	0
乾製貝類							
	中華人民共和国	38	115	35	99	0	0
	タイ	32	38	0	0	0	0
	アメリカ合衆国	2	15	0	0	0	0
	ベトナム	2	3	1	2	0	0
	日本	3	0	0	0	0	0
調理加工貝類							
	中華人民共和国	273	3,520	218	2,927	0	0
	タイ	165	507	18	22	0	0
	大韓民国	100	187	47	169	0	0
	アメリカ合衆国	13	101	5	40	0	0
	オーストラリア	78	64	5	7	0	0
貝:冷凍食品							
	中華人民共和国	2,017	24,649	1,928	24,242	6	30
	チリ	155	1,773	36	384	0	0
	カナダ	38	614	22	361	0	0
	ニュージーランド	63	600	19	97	0	0
	ブルガリア	31	543	0	0	0	0
貝:容器包装詰加圧加熱殺菌食品							

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量		
		件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	
その他の貝類加工品	中華人民共和国	170	1,533	162	1,447	1	1	
	オーストラリア	3	0	2	0	0	0	
	中華人民共和国	285	4,211	174	2,351	0	0	
	アメリカ合衆国	40	582	3	26	0	0	
	大韓民国	309	398	43	55	0	0	
水産動物類加工品(魚類、貝類を除く) 切り身、むき身の鮮水産動物類(冷凍食品を含む)	チリ	7	46	1	8	0	0	
	ブルガリア	1	23	0	0	0	0	
	中華人民共和国	8,320	42,592	755	3,835	0	0	
	ベトナム	4,265	23,305	3,913	20,407	13	51	
	タイ	4,833	15,322	564	1,844	0	0	
乾製水産動物類	インドネシア	2,154	13,032	78	411	0	0	
	インド	897	11,361	292	4,009	2	36	
	中華人民共和国	2,076	14,291	493	2,948	0	0	
	タイ	315	589	32	68	0	0	
	台湾	97	343	26	70	0	0	
調理加工水産動物類	ベトナム	57	304	44	287	0	0	
	インド	28	190	1	6	0	0	
	中華人民共和国	3,079	11,069	484	1,661	2	20	
	ロシア連邦	380	7,981	137	2,840	0	0	
	ペルー	166	4,350	4	107	0	0	
水産動物: 冷凍食品	カナダ	391	3,118	78	706	0	0	
	大韓民国	1,085	2,375	105	157	2	1	
	中華人民共和国	10,474	59,203	1,931	9,641	8	21	
	ベトナム	8,452	41,885	8,018	39,832	30	138	
	タイ	9,617	35,392	1,064	3,252	12	42	
水産動物: 容器包装詰 加工加熱殺菌食品	インドネシア	3,220	10,752	312	1,147	6	18	
	大韓民国	1,022	2,132	143	291	1	2	
	大韓民国	29	4	4	0	0	0	
	中華人民共和国	1	3	0	0	0	0	
	スペイン	4	0	1	0	0	0	
水産動物: 魚肉ねり製品	アメリカ合衆国	12	418	1	22	0	0	
	ベトナム	21	21	5	6	0	0	
	中華人民共和国	5	14	3	8	2	5	
	大韓民国	1	7	1	7	0	0	
	インドネシア	2	2	0	0	0	0	
その他の水産動物類加工品	タイ	151	2,927	2	30	0	0	
	中華人民共和国	186	1,660	48	338	0	0	
	ベトナム	133	756	8	33	0	0	
	マレーシア	45	530	1	15	0	0	
	インドネシア	31	305	0	0	0	0	
海藻類加工品 乾燥海藻類	中華人民共和国	2,226	13,289	101	435	0	0	
	大韓民国	3,605	7,022	81	153	0	0	
	モロッコ	61	999	0	0	0	0	
	インドネシア	34	642	0	0	0	0	
	チリ	71	508	4	5	0	0	
塩蔵海藻類	中華人民共和国	304	5,846	5	126	0	0	
	大韓民国	366	2,108	5	0	0	0	
	ブラジル	8	102	0	0	0	0	
	アメリカ合衆国	4	34	0	0	0	0	
	ベトナム	11	28	2	2	0	0	
海藻: つくだ煮	中華人民共和国	449	1,661	63	219	0	0	
寒天	チリ	75	833	7	65	0	0	
	モロッコ	11	264	1	24	0	0	
	大韓民国	87	261	26	47	0	0	
	中華人民共和国	69	258	18	34	0	0	
	インドネシア	25	90	8	27	0	0	
その他の海藻類加工品	中華人民共和国	334	2,346	71	439	0	0	
	大韓民国	160	210	8	11	0	0	
	英国	13	90	0	0	0	0	
	チリ	4	72	0	0	0	0	
	カナダ	1	9	0	0	0	0	
魚介類の卵加工品 魚卵加工品	中華人民共和国	946	4,450	88	302	0	0	
	アメリカ合衆国	324	2,295	270	1,987	0	0	
	ベトナム	1,214	2,054	61	106	0	0	
	カナダ	119	1,411	1	0	0	0	
	ペルー	32	657	2	42	0	0	
水産動物類の卵加工品	中華人民共和国	1,386	3,998	118	317	1	0	
	アメリカ合衆国	62	565	23	215	0	0	
	カナダ	19	84	6	22	0	0	
	タイ	9	34	1	1	0	0	
	大韓民国	4	22	2	7	0	0	
農産食品 穀類	うるち米	アメリカ合衆国	445	375,356	138	86,045	6	19
		タイ	367	332,451	114	122,041	9	351
		中華人民共和国	33	13,499	12	4,841	0	0
		オーストラリア	23	4,015	16	3,032	2	1
		パキスタン	7	448	3	336	0	0
	もち米	タイ	31	9,870	20	7,826	2	5
		アメリカ合衆国	45	3,886	23	1,774	1	3
	その他の米穀	インド	7	3	1	1	0	0
		アラブ首長国連邦	1	0	0	0	0	0

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量		
		件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	
	中華人民共和国	2	0	0	0	0	0	
大麦	オーストラリア	72	186,247	6	1,196	5	1,193	
	カナダ	37	58,157	5	2,195	1	28	
	アメリカ合衆国	15	8,406	3	76	0	0	
	フランス	4	2,009	0	0	0	0	
	大韓民国	40	128	4	23	0	0	
小麦	アメリカ合衆国	185	2,438,141	59	122,741	6	299	
	カナダ	120	1,878,261	12	47,017	1	218	
	オーストラリア	166	876,035	11	28,323	2	17	
	フランス	23	7,656	4	2,360	0	0	
	ドイツ	4	60	0	0	0	0	
ライ麦	ドイツ	28	8,079	4	1,235	0	0	
	カナダ	6	1,109	1	80	0	0	
	フィンランド	11	485	0	0	0	0	
	アメリカ合衆国	6	347	3	128	0	0	
	デンマーク	1	21	0	0	0	0	
えん麦	オーストラリア	2	18	1	18	0	0	
	アメリカ合衆国	1	18	1	18	0	0	
	中華人民共和国	2	2	0	0	0	0	
	カナダ	2	1	0	0	0	0	
その他の麦類	アメリカ合衆国	1	2	0	0	0	0	
	英国	1	0	0	0	0	0	
	フランス	1	0	0	0	0	0	
とうもろこし	アメリカ合衆国	2,902	3,654,548	2,873	3,654,538	14	10,548	
	ブラジル	25	93,548	5	7,633	0	0	
	オーストラリア	7	1,992	1	0	0	0	
	ペルー	57	1,224	49	1,213	0	0	
	タイ	2,538	786	205	71	0	0	
	中華人民共和国	590	57,212	52	3,887	0	0	
そば	アメリカ合衆国	296	23,989	16	655	0	0	
	ロシア連邦	34	4,873	2	194	0	0	
	ブラジル	10	2,149	0	0	0	0	
	カナダ	23	659	2	59	0	0	
	中華人民共和国	13	139	4	58	0	0	
もろこし	アメリカ合衆国	6	120	1	20	0	0	
	オーストラリア	4	60	0	0	0	0	
	大韓民国	6	0	0	0	0	0	
	タイ	250	5,769	250	5,769	3	69	
ハトムギ	ラオス	44	995	44	995	2	37	
	中華人民共和国	43	480	43	480	1	12	
	ベトナム	2	40	2	40	0	0	
	中華人民共和国	91	1,385	17	216	0	0	
	ペルー	126	959	17	193	0	0	
その他の雑穀	ポリビア	43	239	7	32	0	0	
	インド	16	200	2	40	0	0	
	アメリカ合衆国	30	138	1	1	0	0	
	中華人民共和国	677	13,736	677	13,736	20	396	
	アメリカ合衆国	675	13,406	675	13,406	14	279	
豆類	落花生(ピーナッツ)	177	3,125	177	3,125	5	89	
	アルゼンチン	97	2,391	97	2,391	1	25	
	ブラジル	18	525	18	525	0	0	
	アメリカ合衆国	866	2,003,139	117	8,275	1	5	
	ブラジル	15	489,197	11	307	4	46	
大豆	カナダ	1,299	312,032	124	8,634	2	4	
	中華人民共和国	396	25,758	63	1,830	0	0	
	パラグアイ	1	280	0	0	0	0	
	アメリカ合衆国	30	138	1	1	0	0	
小豆類	中華人民共和国	970	58,012	99	4,979	0	0	
	カナダ	413	17,511	39	1,070	0	0	
	ミャンマー	388	16,993	214	10,863	0	0	
	アメリカ合衆国	264	6,105	155	4,197	0	0	
	タイ	64	1,005	2	27	0	0	
そら豆	中華人民共和国	152	3,670	23	450	0	0	
	オーストラリア	43	1,171	8	185	0	0	
	英国	2	43	1	22	0	0	
	ポリビア	1	16	0	0	0	0	
	イタリア	6	1	0	0	0	0	
えんどう	カナダ	185	5,278	5	192	0	0	
	英国	115	3,943	3	85	0	0	
	アメリカ合衆国	94	3,637	4	15	0	0	
	ニュージーランド	32	967	2	60	0	0	
	オーストラリア	23	363	0	0	0	0	
その他の豆類	ミャンマー	153	5,496	21	438	0	0	
	中華人民共和国	34	3,348	1	105	0	0	
	インド	148	2,148	115	2,039	3	64	
	カナダ	30	607	7	128	0	0	
	アメリカ合衆国	33	600	9	204	0	0	
野菜	あぶらな科野菜	中華人民共和国	2,439	42,136	80	930	0	0
	アメリカ合衆国	3,622	22,830	113	750	0	0	
	メキシコ	213	1,381	2	9	0	0	
	オーストラリア	167	969	9	30	0	0	
	ベトナム	41	846	1	18	0	0	
いも類	アメリカ合衆国	200	35,164	11	267	0	0	
	中華人民共和国	577	5,631	89	1,088	3	48	

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
		件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
うり科野菜	ベトナム	6	35	0	0	0	0
	台湾	48	15	2	0	0	0
	ガーナ	33	8	0	0	0	0
	ニュージーランド	459	47,611	8	368	0	0
	メキシコ	1,018	47,152	38	1,296	0	0
きく科野菜	ニュー・カレドニア(仏、含Chester)	15	2,267	3	134	0	0
	大韓民国	996	2,015	28	167	0	0
	トンガ	28	2,010	2	72	0	0
	中華人民共和国	1,960	48,948	35	785	0	0
	アメリカ合衆国	2,472	8,876	97	315	0	0
きのこ類	台湾	755	8,858	26	329	0	0
	メキシコ	161	593	4	10	0	0
	大韓民国	596	244	11	19	0	0
	中華人民共和国	3,642	4,102	321	535	0	0
	フランス	856	589	856	569	0	0
せり科野菜	カナダ	873	202	41	6	0	0
	大韓民国	540	190	22	2	0	0
	オランダ	15	167	15	167	0	0
	中華人民共和国	3,509	93,195	128	2,567	0	0
	アメリカ合衆国	1,044	7,769	448	5,088	4	26
なす科野菜	オーストラリア	202	3,806	6	118	0	0
	ベトナム	88	2,791	3	77	0	0
	ニュージーランド	153	1,983	9	33	0	0
	大韓民国	6,178	35,760	325	1,223	0	0
	オランダ	5,104	6,326	267	300	0	0
ゆり科野菜	ニュージーランド	4,606	5,794	214	215	0	0
	中華人民共和国	243	1,700	5	29	0	0
	アメリカ合衆国	1,317	1,042	54	35	0	0
	中華人民共和国	17,714	362,272	9,476	275,594	6	134
	ニュージーランド	673	19,660	41	430	0	0
その他の野菜	アメリカ合衆国	771	11,198	34	232	0	0
	オーストラリア	1,454	7,614	80	299	0	0
	メキシコ	2,079	5,914	50	137	0	0
	中華人民共和国	2,166	23,641	227	2,209	3	13
	タイ	4,761	3,763	1,013	1,549	2	3
果実	フィリピン	1,734	3,396	110	200	0	0
	オマーン	571	1,222	43	87	0	0
	台湾	351	718	22	40	0	0
	アメリカ合衆国	3,178	4,792	220	265	0	0
	中華人民共和国	68	2,072	2	9	0	0
核果果実	セルビア	55	53	9	9	0	0
	チリ	20	36	1	1	0	0
	オーストラリア	26	30	2	2	0	0
	アメリカ合衆国	8,078	141,838	256	4,554	0	0
	オーストラリア	1,478	38,529	117	2,741	0	0
かんきつ類果実	南アフリカ共和国	777	35,037	95	4,211	0	0
	チリ	1,376	17,247	63	837	0	0
	メキシコ	1,765	6,372	134	436	0	0
	ニュージーランド	103	1,902	10	185	0	0
	アメリカ合衆国	37	612	3	55	0	0
仁果果実	中華人民共和国	9	175	0	0	0	0
	イタリア	3	86	0	0	0	0
	オーストラリア	1	21	1	21	0	0
	フィリピン	14,428	884,077	829	22,632	2	60
	エクアドル	4,154	168,440	126	4,096	0	0
熱帯産果実	ニュージーランド	390	89,804	30	5,589	0	0
	メキシコ	5,792	82,792	322	4,493	0	0
	グアテマラ	218	15,559	15	448	0	0
	カナダ	423	10,357	14	151	0	0
	アメリカ合衆国	5,417	9,649	330	477	0	0
ベリー類果実	中華人民共和国	224	6,024	8	214	0	0
	チリ	572	3,416	69	324	1	1
	エジプト	44	2,443	2	114	0	0
	メキシコ	1,564	22,921	42	432	0	0
	アメリカ合衆国	2,349	20,298	189	1,329	0	0
種実類	チリ	651	12,573	98	1,415	0	0
	オーストラリア	505	7,185	51	691	0	0
	ベトナム	312	1,821	33	195	0	0
	アメリカ合衆国	3,232	49,018	3,184	48,654	12	158
	インド	380	6,198	38	635	0	0
ナッツ類	中華人民共和国	299	5,015	107	1,366	0	0
	オーストラリア	185	1,920	65	569	1	9
	ベトナム	127	1,919	15	197	0	0
	アメリカ合衆国	14	1,970,877	14	341	0	0
	カナダ	26	70,014	10	188	0	0
オイルシード(食用油の採油用のもの)	オーストラリア	144	54,891	144	54,891	1	468
	ナイジェリア	53	23,922	0	0	0	0
	ブラジル	41	17,029	41	17,029	3	1,157
	タンザニア	2,339	133,042	198	8,116	0	0
	ブラジル	1,524	99,547	26	1,380	0	0
コーヒー豆	ベトナム	2,420	71,491	260	7,490	3	21
	インドネシア	856	38,463	75	2,441	0	0
	グアテマラ	981	34,726	107	3,471	0	0
	ベトナム	460	41,281	460	41,281	3	250
	ガーナ						

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
		件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
その他の種実類	ベネズエラ	240	5,944	240	5,944	15	375
	エクアドル	220	5,418	220	5,418	10	191
	コートジボワール	43	1,813	43	1,813	2	98
	ドミニカ共和国	42	979	2	23	0	0
	パラグアイ	134	7,860	134	7,860	1	26
	ミャンマー	166	6,501	166	6,501	4	272
	アメリカ合衆国	49	4,561	13	1,102	0	0
	エチオピア	67	4,539	10	681	0	0
	グアテマラ	67	3,939	20	871	0	0
	その他の農産食品	タイ	294	27	0	0	0
ニュージーランド		1	10	0	0	0	0
オーストラリア		25	6	0	0	0	0
フィリピン		95	6	1	0	0	0
ラオス		30	0	0	0	0	0
農産加工食品							
穀類の調整品							
米穀の粉							
	タイ	979	34,057	67	2,619	0	0
	アメリカ合衆国	471	14,590	37	1,125	0	0
	中華人民共和国	53	11,362	45	11,353	0	0
	台湾	3	7	2	5	0	0
	スリランカ	9	3	0	0	0	0
麦類の粉							
	大韓民国	1,069	24,002	24	509	0	0
	シンガポール	236	11,160	3	180	0	0
	イタリア	359	2,705	12	28	0	0
	ドイツ	131	1,166	4	106	0	0
	英国	30	813	5	0	0	0
雑穀類の粉							
	インド	52	2,751	8	4	0	0
	アメリカ合衆国	99	1,706	30	237	1	0
	ニュージーランド	48	627	4	35	0	0
	大韓民国	261	291	6	25	0	0
	中華人民共和国	37	274	3	7	0	0
水煮							
	タイ	1,231	25,363	50	1,017	0	0
	アメリカ合衆国	550	16,776	24	476	0	0
	フランス	4	114	0	0	0	0
	中華人民共和国	7	104	1	5	0	0
	カナダ	2	47	0	0	0	0
めん類(冷凍食品を除く)							
	イタリア	6,039	74,059	152	626	1	0
	トルコ	1,236	50,496	15	307	0	0
	アメリカ合衆国	610	20,787	6	39	0	0
	中華人民共和国	3,312	16,028	354	1,506	2	0
	大韓民国	8,578	7,075	325	225	0	0
パン類(冷凍食品を除く)							
	アメリカ合衆国	90	187	4	16	0	0
	ドイツ	127	120	45	42	0	0
	イタリア	128	64	17	11	0	0
	カナダ	17	50	0	0	0	0
	ギリシャ	23	38	7	12	0	0
穀類:冷凍食品							
	アメリカ合衆国	2,666	45,750	282	2,573	1	4
	タイ	568	10,275	36	517	1	21
	フランス	3,515	8,352	333	353	0	0
	中華人民共和国	1,825	7,561	235	939	0	0
	ニュージーランド	366	4,293	34	226	0	0
穀類:容器包装詰加圧加熱殺菌食品							
	タイ	514	8,400	50	450	0	0
	アメリカ合衆国	22	1,097	4	64	0	0
	中華人民共和国	78	782	19	161	0	0
	ニュージーランド	19	239	2	2	0	0
	大韓民国	10	14	9	14	0	0
その他の穀類の調整品							
	オーストラリア	358	16,509	24	41	0	0
	中華人民共和国	357	9,262	56	276	0	0
	ベルギー	134	4,240	1	0	0	0
	アメリカ合衆国	714	2,802	71	195	0	0
	シンガポール	134	2,597	3	66	0	0
豆類の調整品							
豆類の粉							
	インド	247	18,775	15	161	0	0
	アメリカ合衆国	36	1,014	1	19	0	0
	中華人民共和国	22	96	3	3	0	0
	ブラジル	3	54	0	0	0	0
	マレーシア	5	36	0	0	0	0
ピーナッツ製品							
	中華人民共和国	2,807	49,706	2,807	49,706	24	246
	アメリカ合衆国	325	2,151	325	2,151	5	8
	インド	13	180	13	180	0	0
	オーストラリア	19	142	19	142	1	4
	シンガポール	8	48	8	48	1	0
いったもの及び揚げたもの(ピーナッツを除く豆類の調整品)							
	中華人民共和国	292	1,950	61	460	0	0
	台湾	30	28	6	4	0	0
	タイ	8	5	2	1	0	0
	フィリピン	27	1	1	0	0	0
	シンガポール	2	1	0	0	0	0
あん類							
	中華人民共和国	4,509	64,025	430	3,752	0	0
	フィリピン	133	595	0	0	0	0
	タイ	32	475	1	18	0	0
	大韓民国	17	5	2	0	0	0
	台湾	2	0	0	0	0	0
煮豆類(ゆで小豆を含む)							
	中華人民共和国	1,561	9,213	198	651	0	0
	イタリア	222	1,045	47	201	0	0
	アメリカ合衆国	72	404	11	67	0	0
	タイ	15	48	1	18	0	0
	台湾	6	19	2	0	0	0

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
		件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
大豆の加工品(上記に含まれるものを除く)	中華人民共和国	143	118	28	33	0	0
	タイ	38	28	1	0	0	0
	台湾	15	13	3	3	0	0
	大韓民国	17	1	0	0	0	0
	日本	1	0	1	0	0	0
豆・冷凍食品	中華人民共和国	989	4,416	230	1,218	1	3
	イタリア	33	466	10	155	0	0
	タイ	128	196	23	26	0	0
	台湾	35	183	4	14	0	0
	オーストラリア	4	25	1	0	0	0
豆・容器包装詰加圧加熱殺菌食品	中華人民共和国	1,212	2,492	105	106	0	0
	イタリア	57	477	13	51	0	0
	インド	6	19	6	19	0	0
	ドイツ	4	0	0	0	0	0
その他の豆類の調整品	アメリカ合衆国	541	75,407	2	95	0	0
	インド	533	30,484	15	71	0	0
	中華人民共和国	575	3,580	87	287	0	0
	イタリア	90	243	11	55	0	0
	ベトナム	41	80	5	11	0	0
野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)	乾燥野菜						
	中華人民共和国	4,512	33,353	786	4,991	3	7
	アメリカ合衆国	868	10,671	34	199	0	0
	エジプト	42	1,114	1	21	0	0
	ベトナム	281	795	45	103	0	0
タイ	316	613	38	112	0	0	
粉類	アメリカ合衆国	431	13,999	13	158	0	0
	ドイツ	99	2,469	6	114	0	0
	中華人民共和国	227	2,231	33	297	0	0
	オランダ	61	1,283	4	84	0	0
	スペイン	50	772	3	86	0	0
塩蔵野菜(塩水漬けを含む)	中華人民共和国	5,285	89,676	474	7,750	3	9
	タイ	1,013	14,824	29	180	0	0
	ベトナム	273	3,810	9	121	0	0
	台湾	68	1,168	7	57	0	0
	ラオス	9	1,134	0	0	0	0
野菜漬け物	中華人民共和国	23,628	99,323	1,728	5,301	3	12
	大韓民国	9,802	14,132	215	150	1	0
	スリランカ	364	2,213	10	26	0	0
	タイ	233	1,222	12	61	0	0
	ドイツ	284	1,023	31	53	0	0
水煮野菜	中華人民共和国	20,058	114,387	1,851	9,215	1	6
	イタリア	3,181	81,652	57	1,721	0	0
	タイ	352	3,534	41	320	0	0
	アメリカ合衆国	104	2,825	2	11	0	0
	トルコ	47	2,187	0	0	0	0
ピューレ及びペースト	アメリカ合衆国	606	35,778	4	52	0	0
	中華人民共和国	640	25,445	77	1,712	0	0
	ポルトガル	346	23,292	1	20	0	0
	スペイン	157	14,353	5	24	0	0
	イタリア	715	8,393	24	150	0	0
野菜・冷凍食品	中華人民共和国	42,162	359,431	10,469	108,536	13	118
	アメリカ合衆国	10,149	273,212	803	10,407	0	0
	タイ	3,962	39,316	497	4,421	0	0
	台湾	2,157	32,785	221	2,927	4	32
	ベルギー	1,669	29,010	298	4,333	0	0
野菜・容器包装詰加圧加熱殺菌食品	タイ	153	2,400	25	218	0	0
	中華人民共和国	652	2,054	88	211	1	3
	イタリア	30	391	9	41	0	0
	ニュージーランド	13	76	3	5	0	0
	スイス	4	58	2	29	0	0
その他の野菜の調整品	中華人民共和国	8,877	46,754	958	4,708	1	1
	アメリカ合衆国	569	24,667	11	321	0	0
	イタリア	929	14,170	81	489	0	0
	ニュージーランド	51	6,438	4	251	0	0
	タイ	790	2,783	40	157	0	0
きのこ加工品	乾燥きのこ(粉類を含む)						
	中華人民共和国	4,037	7,588	422	628	0	0
	香港	198	222	10	8	0	0
	大韓民国	32	19	1	2	0	0
	イタリア	75	17	75	17	0	0
タイ	17	10	0	0	0	0	
塩蔵きのこ(塩水漬けを含む)	中華人民共和国	367	2,574	13	107	1	14
	ベトナム	1	14	1	14	0	0
	ドイツ	2	0	0	0	0	0
	クロアチア	1	0	0	0	0	0
	イタリア	2	0	0	0	0	0
水煮きのこ	中華人民共和国	2,421	14,577	377	2,161	0	0
	インドネシア	16	236	1	16	0	0
	ベトナム	21	220	6	55	0	0
	オランダ	2	23	0	0	0	0
	タイ	29	21	0	0	0	0
きのこ・冷凍食品	中華人民共和国	799	5,016	102	626	0	0
	オランダ	7	100	6	90	0	0
	フランス	18	22	8	5	0	0
	英国	3	14	0	0	0	0
	ベトナム	10	9	1	1	0	0

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
		件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
きのこ:容器包装詰加工加熱殺菌食品 その他のきのこの加工品 野草加工品及び香辛料 オールスパイス けい皮(シナモン) 月桂樹の葉(ローレル) サフラン 丁子(クローブ) とうがらし ナツメグ(肉づく) パブリカ ペッパー類 マスタード類 カレー粉 茶 不発酵茶 半発酵茶 発酵茶	中華人民共和国	452	2,219	61	221	0	0
	オランダ	4	14	2	11	0	0
	タイ	6	6	2	0	0	0
	台湾	2	0	1	0	0	0
	イタリア	1	0	1	0	0	0
	中華人民共和国	552	1,402	70	108	0	0
	フランス	51	60	19	0	0	0
	タイ	69	30	3	1	0	0
	イタリア	185	26	16	1	0	0
	オランダ	2	20	0	0	0	0
	メキシコ	6	86	1	11	0	0
	グアテマラ	2	30	0	0	0	0
	ベトナム	4	29	0	0	0	0
	ジャマイカ	3	26	0	0	0	0
	ホンジュラス	1	10	0	0	0	0
	中華人民共和国	88	136	4	24	0	0
	ベトナム	16	105	5	40	0	0
	マレーシア	52	63	0	0	0	0
	スリランカ	71	34	10	9	0	0
アメリカ合衆国	72	15	4	2	0	0	
トルコ	70	268	2	7	0	0	
アメリカ合衆国	15	6	2	1	0	0	
ベトナム	12	5	2	1	0	0	
インド	18	2	2	0	0	0	
モロッコ	3	2	0	0	0	0	
スペイン	33	1	3	0	0	0	
イラン	9	0	0	0	0	0	
フィリピン	3	0	1	0	0	0	
インド	5	0	0	0	0	0	
イタリア	2	0	0	0	0	0	
シンガポール	23	183	2	30	0	0	
マダガスカル	5	46	0	0	0	0	
フランス	7	32	0	0	0	0	
インドネシア	9	30	1	0	0	0	
オランダ	2	8	0	0	0	0	
中華人民共和国	1,158	9,699	1,158	9,699	0	0	
大韓民国	75	375	75	375	0	0	
インド	29	114	29	114	1	1	
アメリカ合衆国	36	59	36	59	0	0	
モロッコ	4	31	4	31	0	0	
インドネシア	149	476	149	476	2	1	
ベトナム	3	11	3	11	0	0	
スリランカ	2	10	2	10	0	0	
ドイツ	5	0	5	0	0	0	
フランス	4	0	4	0	0	0	
スペイン	100	527	19	34	0	0	
中華人民共和国	7	103	0	0	0	0	
チリ	4	63	1	9	0	0	
インド	1	2	1	2	0	0	
ベトナム	4	1	0	0	0	0	
マレーシア	462	2,970	17	107	0	0	
ベトナム	478	2,510	28	56	0	0	
インドネシア	122	1,586	7	80	0	0	
インド	87	599	16	10	0	0	
シンガポール	46	450	2	28	0	0	
カナダ	225	4,912	10	298	0	0	
アメリカ合衆国	28	457	1	5	0	0	
タイ	3	45	0	0	0	0	
インド	40	10	5	2	0	0	
中華人民共和国	2	10	0	0	0	0	
英国	12	13	5	6	0	0	
インド	26	11	6	1	0	0	
スリランカ	54	8	10	1	0	0	
パキスタン	10	6	4	3	0	0	
マレーシア	10	3	7	3	0	0	
インド	919	5,853	298	2,790	6	6	
モロッコ	82	3,066	12	372	0	0	
中華人民共和国	452	2,001	94	356	3	1	
イラン	25	642	2	95	0	0	
アメリカ合衆国	1,123	517	87	121	0	0	
中華人民共和国	665	2,927	50	345	0	0	
オーストラリア	22	322	1	26	0	0	
ベトナム	42	94	9	37	0	0	
ミャンマー	3	53	0	0	0	0	
ブラジル	7	47	1	0	0	0	
中華人民共和国	1,075	10,431	874	9,804	0	0	
台湾	524	345	41	32	0	0	
香港	15	209	10	201	0	0	
ベトナム	21	51	2	0	0	0	
アメリカ合衆国	154	49	7	0	0	0	
スリランカ	2,567	8,056	84	239	0	0	
インド	1,583	2,919	121	38	0	0	
ケニア	84	1,158	4	52	0	0	
インドネシア	73	674	3	42	0	0	

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
		件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
	中華人民共和国	513	618	15	21	0	0
果実の調整品							
乾燥果実(粉類を含む)	アメリカ合衆国	2,257	40,349	254	2,365	2	10
	中華人民共和国	1,509	9,314	331	1,416	1	5
	フィリピン	407	3,920	67	394	0	0
	トルコ	368	3,027	210	1,389	2	18
	スリランカ	124	1,152	19	51	0	0
一時的に貯蔵した果実	中華人民共和国	1,259	23,639	148	2,121	0	0
	スペイン	44	1,214	4	32	0	0
	チリ	64	918	2	23	0	0
	アメリカ合衆国	56	512	1	1	0	0
	タイ	25	396	1	14	0	0
果実漬け物	中華人民共和国	2,451	7,796	176	459	0	0
	スペイン	781	2,667	91	317	1	0
	アメリカ合衆国	104	704	8	77	0	0
	イタリア	949	492	98	39	0	0
	モロッコ	33	69	2	6	0	0
シロップ漬け	中華人民共和国	5,174	118,176	902	18,085	2	0
	タイ	1,564	24,670	195	2,721	2	13
	フィリピン	892	13,576	68	732	0	0
	南アフリカ共和国	682	10,789	54	752	0	0
	インドネシア	418	7,529	22	328	0	0
ジャム及びマーマレード	中華人民共和国	98	1,313	10	84	0	0
	フランス	1,441	1,299	383	560	1	1
	エジプト	46	1,188	3	42	0	0
	大韓民国	115	1,058	5	26	0	0
	デンマーク	300	899	117	415	0	0
果実・冷凍食品	中華人民共和国	199	2,801	45	462	0	0
	フランス	2,377	2,749	911	1,460	1	0
	ペルー	185	2,688	42	505	1	0
	タイ	184	1,622	116	939	1	18
	チリ	98	1,316	29	291	0	0
果実・容器包装詰加圧加熱殺菌食品	中華人民共和国	10	99	3	3	0	0
	アメリカ合衆国	34	51	2	3	0	0
	スペイン	9	13	4	6	0	0
	タイ	2	11	2	11	0	0
その他の果実の調整品	中華人民共和国	552	8,680	107	1,134	0	0
	フィリピン	528	5,389	39	264	0	0
	インド	271	5,360	15	220	0	0
	タイ	626	4,560	56	262	1	0
	アメリカ合衆国	345	3,329	32	96	0	0
種実類の調整品							
いったもの及び揚げたもの(コーヒー豆及びココア豆を除く種実類の調整品)	中華人民共和国	302	2,696	68	558	0	0
	アメリカ合衆国	896	1,810	156	414	0	0
	ベトナム	176	580	41	148	0	0
	オーストラリア	105	384	20	70	0	0
	インド	28	96	2	3	0	0
ペースト	フランス	405	1,032	66	73	1	0
	ドイツ	117	219	24	34	0	0
	中華人民共和国	50	187	12	61	0	0
	メキシコ	27	155	0	0	0	0
	イタリア	228	82	146	60	2	0
シロップ漬け	中華人民共和国	733	6,273	127	836	1	4
	大韓民国	66	292	13	61	0	0
	タイ	13	193	1	18	0	0
	フランス	56	41	4	1	0	0
	インドネシア	2	27	0	0	0	0
コーヒー製品	ブラジル	151	5,251	7	138	0	0
	アメリカ合衆国	6,573	4,290	226	47	0	0
	ベトナム	188	2,501	32	177	0	0
	コロンビア	76	1,682	2	71	0	0
	ドイツ	220	1,355	10	21	0	0
ココア製品	シンガポール	904	49,057	33	1,456	0	0
	マレーシア	1,069	37,115	61	1,456	0	0
	大韓民国	394	27,300	17	738	0	0
	タイ	251	13,239	18	710	0	0
	オランダ	535	9,685	38	612	0	0
種実類:冷凍食品	中華人民共和国	140	1,673	48	508	0	0
	イタリア	9	78	4	28	0	0
	大韓民国	6	30	3	11	0	0
	スペイン	1	24	0	0	0	0
	フランス	29	8	18	6	0	0
種実類:容器包装詰加圧加熱殺菌食品	中華人民共和国	1,272	6,493	158	436	0	0
	フランス	15	43	6	13	0	0
	スペイン	8	18	2	0	0	0
その他の種実類の調整品	中華人民共和国	710	5,653	144	813	0	0
	アメリカ合衆国	134	783	23	50	1	0
	大韓民国	351	284	19	19	0	0
	イタリア	39	263	20	85	0	0
	メキシコ	15	129	0	0	0	0
デンプン							
タピオカデンプン	タイ	349	108,210	193	96,283	0	0
	ベトナム	2	354	2	354	0	0
	マレーシア	47	88	12	21	0	0
	台湾	48	82	15	18	2	2
	ブラジル	15	11	6	6	0	0

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量		
		件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	
サゴデンプン	マレーシア	89	13,862	11	1,592	0	0	
	インドネシア	37	3,832	3	396	0	0	
	タイ	10	103	1	13	0	0	
	インド	6	6	0	0	0	0	
	スリランカ	2	0	0	0	0	0	
とうもろこしデンプン	アメリカ合衆国	22	249	2	14	0	0	
	中華人民共和国	15	79	2	9	0	0	
	オランダ	4	56	0	0	0	0	
	スペイン	5	20	2	0	0	0	
	オーストラリア	2	8	0	0	0	0	
ばれいしょデンプン	オランダ	25	3,140	3	560	0	0	
	デンマーク	19	3,053	7	1,449	0	0	
	ドイツ	14	2,274	3	326	0	0	
	台湾	6	11	1	2	0	0	
	大韓民国	3	0	0	0	0	0	
かんしょデンプン	大韓民国	30	1	3	0	0	0	
小麦デンプン	フランス	35	701	3	79	0	0	
	アメリカ合衆国	14	285	1	20	0	0	
	イタリア	1	1	1	1	0	0	
化工デンプン	タイ	43	3,772	3	969	0	0	
	ベトナム	49	976	8	172	0	0	
	ベルギー	19	734	3	65	0	0	
	マレーシア	9	627	1	57	0	0	
	ドイツ	63	454	6	35	0	0	
その他のデンプン	中華人民共和国	42	656	17	300	0	0	
	ドイツ	8	207	0	0	0	0	
	カナダ	2	48	1	24	0	0	
	タイ	3	45	2	36	0	0	
	大韓民国	11	16	0	0	0	0	
その他の農産加工品 茶の代用品	中華人民共和国	628	2,741	42	269	0	0	
	南アフリカ共和国	324	1,845	15	59	0	0	
	インド	47	222	2	21	0	0	
	大韓民国	608	159	28	11	0	0	
	ドイツ	839	112	84	20	0	0	
植物性たんぱく	中華人民共和国	881	16,876	56	390	0	0	
	オーストラリア	311	9,815	8	107	0	0	
	アメリカ合衆国	547	8,420	26	310	1	0	
	フランス	102	3,077	3	0	0	0	
	カナダ	68	1,954	0	0	0	0	
調整粉類	大韓民国	1,026	10,066	56	278	0	0	
	オーストラリア	397	7,807	13	253	0	0	
	アメリカ合衆国	266	1,341	31	83	0	0	
	シンガポール	41	840	1	20	0	0	
	ドイツ	131	424	59	326	0	0	
その他の農産加工品 冷凍食品	中華人民共和国	540	3,419	93	434	0	0	
	ニュージーランド	43	789	2	21	0	0	
	ベトナム	18	187	5	55	1	13	
	台湾	18	81	13	41	0	0	
	フランス	59	66	17	13	0	0	
その他の農産加工品 容器包装詰加圧加熱殺菌食品	ベトナム	307	7,633	16	116	0	0	
	イタリア	5	88	1	8	0	0	
	中華人民共和国	5	81	1	0	0	0	
	ベルギー	2	6	2	6	0	0	
	台湾	1	1	1	1	0	0	
その他の他に分類されない農産加工品	タイ	499	14,111	28	252	0	0	
	ポーランド	36	4,228	0	0	0	0	
	フランス	151	3,810	16	72	0	0	
	中華人民共和国	399	2,927	75	425	0	0	
	シンガポール	152	2,213	5	63	0	0	
その他の食料品	スープ、シチュー及び調味料(冷凍食品を除く)							
	スープ類	オーストラリア	176	3,490	0	0	0	0
		アメリカ合衆国	399	2,953	42	210	0	0
		中華人民共和国	398	2,507	69	303	0	0
		タイ	368	1,825	30	94	0	0
		フランス	245	1,213	25	68	1	0
	シチュー類	タイ	251	1,036	41	76	0	0
		ニュージーランド	16	354	0	0	0	0
		オーストラリア	13	199	1	16	0	0
		アメリカ合衆国	44	146	10	33	0	0
		パキスタン	6	4	0	0	0	0
	ソース類	ニュージーランド	802	7,671	25	270	0	0
		アメリカ合衆国	909	5,870	55	324	0	0
		タイ	918	4,323	49	130	0	0
		イタリア	928	2,192	87	72	0	0
	中華人民共和国	286	548	49	90	0	0	
味噌	中華人民共和国	117	1,405	17	61	0	0	
	ベトナム	8	71	2	12	0	0	
	大韓民国	475	31	3	0	0	0	
	タイ	12	30	0	0	0	0	
	日本	3	4	1	0	0	0	
とうがらし味噌	大韓民国	679	1,201	40	80	0	0	
	中華人民共和国	55	198	11	23	0	0	
	台湾	1	18	0	0	0	0	

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
		件数	重量(t)	件数	重量(t)	件数	重量(t)
醤油	タイ	12	11	1	0	0	0
	マレーシア	4	3	1	1	0	0
	中華人民共和国	170	1,618	22	147	0	0
	タイ	56	182	3	9	0	0
	フィリピン	132	179	4	4	0	0
魚醤	インドネシア	20	82	6	49	0	0
	大韓民国	102	59	3	11	0	0
	タイ	435	2,937	22	156	0	0
	ベトナム	192	1,123	29	108	0	0
	大韓民国	253	202	6	6	0	0
ケチャップ	中華人民共和国	19	79	3	19	0	0
	フィリピン	79	28	2	0	0	0
	アメリカ合衆国	368	4,659	8	73	0	0
	オランダ	89	2,245	4	93	0	0
	台湾	3	118	2	76	0	0
マスタード調整品	フィリピン	104	44	4	0	0	0
	タイ	5	43	0	0	0	0
	フランス	427	1,517	52	53	0	0
	アメリカ合衆国	185	1,407	11	59	0	0
	フィリピン	12	158	0	0	0	0
とうがらし調整品	タイ	9	92	2	15	0	0
	中華人民共和国	13	43	2	9	0	0
	中華人民共和国	617	2,594	61	192	0	0
	タイ	247	873	27	99	1	0
	アメリカ合衆国	398	846	47	64	0	0
食酢	ベリーズ	77	133	0	0	0	0
	台湾	95	125	12	8	0	0
	中華人民共和国	114	2,024	31	1,418	0	0
	イタリア	1,173	970	147	143	0	0
	フランス	426	580	54	36	0	0
砂糖	アメリカ合衆国	60	273	3	2	0	0
	フィリピン	114	143	4	0	0	0
	タイ	84	4,074	2	57	0	0
	中華人民共和国	93	3,966	15	682	0	0
	ブラジル	41	1,324	2	58	0	0
糖類	ベルギー	45	1,067	2	0	0	0
	フランス	98	451	11	25	0	0
	オーストラリア	160	619,321	16	13,714	0	0
	大韓民国	4,799	145,424	146	3,282	0	0
	アメリカ合衆国	3,950	74,735	220	2,360	0	0
塩類	タイ	1,671	68,834	45	1,126	0	0
	シンガポール	1,104	50,399	49	2,305	0	0
	メキシコ	87	295,682	1	4,000	0	0
	オーストラリア	234	83,940	12	171	0	0
	中華人民共和国	321	10,569	23	745	0	0
その他の調味料	ドイツ	56	1,476	8	61	0	0
	ベトナム	300	1,412	14	49	1	0
	中華人民共和国	1,639	6,314	272	800	1	0
	大韓民国	2,008	5,166	66	60	0	0
	香港	434	4,180	34	141	0	0
油脂(乳製品を除く)	ニュージーランド	629	3,943	19	62	0	0
	タイ	1,913	3,919	125	105	0	0
	フランス	119	726	3	11	0	0
	オランダ	33	692	0	0	0	0
	台湾	36	104	3	4	0	0
陸産動物油脂	アメリカ合衆国	20	78	0	0	0	0
	大韓民国	3	45	0	0	0	0
	ペルー	1	105	0	0	0	0
	ノルウェー	28	45	6	0	0	0
	大韓民国	8	28	0	0	0	0
水産動物油脂	アイスランド	3	17	0	0	0	0
	アメリカ合衆国	27	9	2	0	0	0
	スペイン	2,482	34,603	104	793	0	0
	イタリア	4,998	26,983	251	582	0	0
	マレーシア	240	4,467	10	188	0	0
植物性油脂	カナダ	202	3,933	34	237	0	0
	台湾	80	2,578	9	36	0	0
	ニュージーランド	254	9,119	3	84	0	0
	シンガポール	831	8,770	53	366	0	0
	ベルギー	120	3,080	5	122	0	0
調整油脂	オランダ	108	3,058	1	50	0	0
	マレーシア	144	2,609	4	38	0	0
	中華人民共和国	3,429	16,401	540	3,170	1	0
	マレーシア	2,470	10,948	282	574	0	0
	ベルギー	11,330	9,241	1,193	346	5	0
菓子類(冷凍食品を除く)	アメリカ合衆国	8,480	8,682	1,143	741	6	0
	イタリア	6,268	5,262	884	192	5	0
	中華人民共和国	1,228	6,791	103	244	0	0
	タイ	740	1,753	56	49	0	0
	台湾	167	521	10	2	0	0
和菓子	フィリピン	21	174	3	13	0	0
	スウェーデン	92	49	5	3	0	0
	中華人民共和国	558	1,626	160	325	3	1
	オランダ	262	1,186	19	40	0	0

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
		件数	重量(ton)	件数	重量(ton)	件数	重量(ton)
冷凍食品	フィリピン	289	820	17	36	0	0
	タイ	262	561	49	60	0	0
	台湾	273	304	47	34	1	3
	中華人民共和国	16,302	78,406	2,467	9,119	4	20
	タイ	2,582	12,948	283	948	0	0
	オーストラリア	452	7,043	24	300	0	0
	アメリカ合衆国	1,312	6,079	151	539	0	0
	ベトナム	1,832	4,728	463	860	3	2
	タイ	1,040	6,240	137	226	0	0
	中華人民共和国	352	2,804	39	167	1	0
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	ニュージーランド	387	1,200	23	72	0	0
	大韓民国	514	656	57	51	1	1
	インドネシア	17	344	2	18	0	0
	中華人民共和国	1,061	1,687	397	245	1	0
	シンガポール	22	1,327	0	0	0	0
	アメリカ合衆国	2,475	939	82	46	0	0
	大韓民国	422	402	31	24	0	0
	インド	572	396	23	8	0	0
	アメリカ合衆国	278	283	4	4	1	0
	フランス	64	276	1	1	0	0
健康食品	ドイツ	42	238	7	2	0	0
	タイ	66	232	1	0	0	0
	中華人民共和国	176	145	55	31	1	0
	中華人民共和国	47	251	11	20	0	0
	アメリカ合衆国	585	96	4	0	0	0
	エストニア	18	14	0	0	0	0
	セルビア	12	14	0	0	0	0
	大韓民国	32	10	1	0	0	0
	アメリカ合衆国	2,196	2,219	92	104	2	0
	中華人民共和国	368	416	123	73	0	0
動物由来の健康食品	ドイツ	103	196	2	18	0	0
	大韓民国	95	75	12	3	0	0
	デンマーク	21	68	2	2	0	0
	大韓民国	370	12,494	20	270	0	0
	アメリカ合衆国	944	11,930	31	290	0	0
	シンガポール	276	11,273	9	303	0	0
	中華人民共和国	593	3,649	108	476	2	1
	フランス	875	3,311	15	24	0	0
	アメリカ合衆国	4,938	219,481	137	6,980	3	8
	フランス	2,164	150,180	130	4,225	1	0
清涼飲料水	イタリア	746	19,112	93	1,322	1	1
	カナダ	55	7,413	4	667	0	0
	ドイツ	142	6,620	23	628	0	0
	イタリア	131	1,437	19	192	0	0
	アメリカ合衆国	24	327	2	33	0	0
	フィリピン	1	10	1	10	0	0
	ブラジル	624	63,820	52	3,031	1	70
	中華人民共和国	1,155	51,730	146	5,549	0	0
	イスラエル	614	20,332	65	1,674	0	0
	アルゼンチン	438	18,459	33	1,211	0	0
凍菓実飲料	アメリカ合衆国	670	15,413	104	1,449	0	0
	スイス	476	41,172	12	678	0	0
	アメリカ合衆国	2,627	23,359	307	1,640	1	0
	大韓民国	1,993	12,590	182	699	0	0
	オーストリア	217	6,328	33	388	0	0
	タイ	805	4,737	221	525	0	0
	ブラジル	347	4,415	46	385	0	0
	大韓民国	1,144	2,002	87	128	2	0
	ベトナム	194	1,733	35	125	0	0
	アメリカ合衆国	714	1,456	110	71	0	0
原料用果汁	メキシコ	38	752	6	67	0	0
	チリ	378	15,925	0	0	0	0
	英国	179	8,709	3	172	0	0
	アルゼンチン	137	5,438	0	0	0	0
	スペイン	41	2,229	1	60	0	0
	南アフリカ共和国	40	2,185	0	0	0	0
	大韓民国	924	44,777	25	124	0	0
	英国	8,058	16,820	63	116	0	0
	アメリカ合衆国	1,906	11,066	40	83	0	0
	フランス	2,385	2,491	250	76	1	0
アルコールを含む飲料	ベトナム	247	2,474	47	151	0	0
	チリ	8,910	74,106	30	176	0	0
	フランス	86,924	62,972	633	1,102	0	0
	イタリア	34,623	40,950	213	334	2	0
	スペイン	12,098	36,374	131	202	0	0
	アメリカ合衆国	10,498	21,917	81	65	0	0
	メキシコ	207	6,525	11	219	0	0
	ドイツ	1,448	4,462	10	13	0	0
	アイルランド	92	3,587	0	0	0	0
	ベルギー	1,710	2,892	27	21	0	0
蒸留酒	アメリカ合衆国	3,320	2,168	17	19	0	0
	チリ	378	15,925	0	0	0	0
	英国	179	8,709	3	172	0	0
	アルゼンチン	137	5,438	0	0	0	0
	スペイン	41	2,229	1	60	0	0
	南アフリカ共和国	40	2,185	0	0	0	0
	大韓民国	924	44,777	25	124	0	0
	英国	8,058	16,820	63	116	0	0
	アメリカ合衆国	1,906	11,066	40	83	0	0
	フランス	2,385	2,491	250	76	1	0
果実酒	ベトナム	247	2,474	47	151	0	0
	チリ	8,910	74,106	30	176	0	0
	フランス	86,924	62,972	633	1,102	0	0
	イタリア	34,623	40,950	213	334	2	0
	スペイン	12,098	36,374	131	202	0	0
	アメリカ合衆国	10,498	21,917	81	65	0	0
	メキシコ	207	6,525	11	219	0	0
	ドイツ	1,448	4,462	10	13	0	0
	アイルランド	92	3,587	0	0	0	0
	ベルギー	1,710	2,892	27	21	0	0
ビール	アメリカ合衆国	3,320	2,168	17	19	0	0
	メキシコ	207	6,525	11	219	0	0
	ドイツ	1,448	4,462	10	13	0	0
	アイルランド	92	3,587	0	0	0	0
	ベルギー	1,710	2,892	27	21	0	0
	アメリカ合衆国	3,320	2,168	17	19	0	0
	メキシコ	207	6,525	11	219	0	0
	ドイツ	1,448	4,462	10	13	0	0
	アイルランド	92	3,587	0	0	0	0
	ベルギー	1,710	2,892	27	21	0	0
その他のアルコールを含む飲料	大韓民国	6,294	182,622	110	2,387	0	0

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
		件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
	ベトナム	917	24,730	41	796	0	0
	中華人民共和国	1,497	16,016	221	950	0	0
	タイ	354	11,529	1	13	0	0
	ベルギー	1,742	8,882	98	338	0	0
食品添加物							
甘味料	タイ	620	56,009	0	0	0	0
	中華人民共和国	444	3,763	65	299	1	0
	フィンランド	73	3,071	2	2	0	0
	フランス	52	1,012	3	48	0	0
	アメリカ合衆国	119	768	7	19	0	0
着色料	アメリカ合衆国	449	333	52	20	0	0
	中華人民共和国	160	282	35	53	0	0
	マレーシア	11	238	2	65	0	0
	スペイン	59	75	8	15	0	0
	フランス	104	47	7	2	0	0
保存料	中華人民共和国	108	825	15	97	0	0
	ドイツ	22	369	3	58	0	0
	大韓民国	24	240	1	0	0	0
	カナダ	2	46	0	0	0	0
	ウルグアイ	70	12	0	0	0	0
増粘安定剤	タイ	3,545	172,536	103	6,043	0	0
	ベトナム	688	21,495	48	1,263	0	0
	オーストラリア	396	14,072	21	534	0	0
	アメリカ合衆国	1,218	13,944	66	451	0	0
	フランス	644	11,504	44	271	0	0
酸化防止剤	中華人民共和国	787	12,035	89	973	0	0
	英国	82	570	2	0	0	0
	アメリカ合衆国	92	137	6	19	0	0
	スイス	14	41	1	0	0	0
	タイ	28	33	0	0	0	0
発色剤	中華人民共和国	4	12	0	0	0	0
	タイ	5	1	0	0	0	0
	ドイツ	3	0	0	0	0	0
漂白剤	中華人民共和国	7	291	0	0	0	0
ガムベース	中華人民共和国	98	2,190	4	0	0	0
	インドネシア	88	774	0	0	0	0
	ドイツ	43	636	5	20	0	0
	アメリカ合衆国	15	471	0	0	0	0
	イタリア	26	190	0	0	0	0
酸味料	中華人民共和国	1,118	36,221	80	1,403	0	0
	タイ	400	4,200	14	127	0	0
	イタリア	54	2,099	7	50	0	0
	オーストラリア	57	1,953	3	84	0	0
	カナダ	50	1,496	5	190	0	0
調味料	ブラジル	356	34,896	9	553	0	0
	インドネシア	1,140	34,577	49	959	0	0
	ベトナム	894	33,470	24	656	0	0
	中華人民共和国	1,201	23,686	116	1,431	1	1
	大韓民国	311	4,560	9	87	0	0
乳化剤	アメリカ合衆国	213	3,940	12	115	0	0
	マレーシア	393	2,050	29	107	0	0
	ドイツ	307	1,438	4	49	0	0
	オランダ	53	743	9	75	0	0
	デンマーク	269	581	14	8	0	0
強化剤	オランダ	60	1,438	1	20	0	0
	中華人民共和国	310	918	56	58	1	1
	ドイツ	100	256	14	27	2	0
	アメリカ合衆国	122	218	2	5	0	0
	ブラジル	18	189	2	27	0	0
香料	アメリカ合衆国	7,563	2,279	48	10	1	0
	アイルランド	175	1,751	0	0	0	0
	ウルグアイ	958	805	0	0	0	0
	中華人民共和国	671	500	38	93	0	0
	インド	362	309	8	15	0	0
製造用剤	中華人民共和国	1,116	43,438	92	14,105	1	9
	インドネシア	381	29,996	18	672	0	0
	タイ	286	21,810	16	305	0	0
	大韓民国	230	13,807	15	119	0	0
	アメリカ合衆国	894	10,529	69	697	0	0
苦味料	メキシコ	5	80	0	0	0	0
	ドイツ	142	80	0	0	0	0
	スペイン	6	49	1	0	0	0
	イタリア	10	26	0	0	0	0
	アメリカ合衆国	125	19	0	0	0	0
酵素	中華人民共和国	261	1,647	3	0	0	0
	デンマーク	408	248	0	0	0	0
	フランス	164	215	0	0	0	0
	フィンランド	28	121	0	0	0	0
	ベルギー	92	80	1	0	0	0
光沢剤	オランダ	4	52	1	13	0	0
	アメリカ合衆国	7	32	0	0	0	0
	ドイツ	22	28	1	2	0	0
	ブラジル	2	24	0	0	0	0
	中華人民共和国	1	5	1	5	0	0
その他の添加物	ニュージーランド	124	2,862	5	107	0	0

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
		件数	重量(t)	件数	重量(t)	件数	重量(t)
	ドイツ	193	1,554	2	40	0	0
	オーストラリア	95	1,101	0	0	0	0
	英国	40	674	0	0	0	0
	カナダ	27	522	0	0	0	0
器具							
飲食器具							
ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製の飲食器具							
中華人民共和国	61,020	46,196	2,108	184	0	0	
フランス	9,465	5,833	315	65	0	0	
タイ	13,881	3,478	664	26	1	0	
トルコ	3,014	1,177	59	9	0	0	
ドイツ	3,760	1,013	317	22	2	0	
合成樹脂製の飲食器具							
中華人民共和国	29,206	25,346	784	142	3	1	
大韓民国	2,723	5,480	29	14	0	0	
ベトナム	2,342	3,979	48	10	1	0	
台湾	2,238	3,199	131	33	2	0	
インドネシア	2,342	2,774	34	17	0	0	
ゴム製の飲食器具							
タイ	232	166	15	0	0	0	
中華人民共和国	656	113	55	1	0	0	
大韓民国	17	9	2	0	0	0	
スイス	23	5	0	0	0	0	
ドイツ	119	2	1	0	0	0	
金属製の飲食器具							
中華人民共和国	8,172	3,729	7	0	0	0	
インド	794	183	1	0	0	0	
フィリピン	31	120	0	0	0	0	
ベトナム	875	53	0	0	0	0	
大韓民国	688	38	0	0	0	0	
木製、竹製及び藤製の飲食器具							
中華人民共和国	10,510	91,283	7	53	0	0	
ベトナム	1,381	9,985	1	9	0	0	
インドネシア	116	300	0	0	0	0	
ロシア連邦	29	234	1	0	0	0	
フィリピン	23	39	0	0	0	0	
紙製、布製及び革製の飲食器具							
中華人民共和国	1,137	2,335	8	9	0	0	
台湾	46	236	0	0	0	0	
タイ	71	181	0	0	0	0	
ベトナム	59	168	0	0	0	0	
大韓民国	41	48	1	0	0	0	
石製の飲食器具							
中華人民共和国	150	254	0	0	0	0	
大韓民国	320	83	0	0	0	0	
フィリピン	9	53	0	0	0	0	
スペイン	90	3	0	0	0	0	
アメリカ合衆国	20	2	0	0	0	0	
その他のもの:飲食器具							
中華人民共和国	16,734	12,864	426	25	0	0	
タイ	2,815	2,552	7	0	0	0	
大韓民国	519	1,798	11	17	0	0	
ベトナム	536	1,275	7	6	0	0	
台湾	426	680	30	1	0	0	
割ぼう具							
ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製割ぼう具							
中華人民共和国	5,051	8,260	141	40	0	0	
フランス	1,021	987	40	4	0	0	
タイ	1,059	747	12	0	0	0	
ベトナム	136	365	4	0	0	0	
マレーシア	175	342	3	0	0	0	
合成樹脂製割ぼう具							
中華人民共和国	13,841	13,202	308	49	5	0	
大韓民国	1,121	2,735	60	4	0	0	
台湾	441	1,143	19	5	0	0	
ベトナム	303	355	3	4	0	0	
チェコ	4	246	0	0	0	0	
ゴム製割ぼう具							
中華人民共和国	3,872	858	99	7	0	0	
ベトナム	76	253	0	0	0	0	
大韓民国	58	98	6	0	0	0	
インドネシア	16	30	0	0	0	0	
フランス	113	23	5	0	0	0	
金属製割ぼう具							
中華人民共和国	22,423	21,095	8	10	0	0	
ベトナム	431	1,228	0	0	0	0	
タイ	141	897	0	0	0	0	
台湾	497	688	0	0	0	0	
大韓民国	855	590	0	0	0	0	
木製、竹製及び藤製割ぼう具							
中華人民共和国	3,124	2,137	0	0	0	0	
タイ	103	200	0	0	0	0	
ベトナム	189	114	0	0	0	0	
ルーマニア	455	80	0	0	0	0	
インドネシア	25	28	0	0	0	0	
紙製、布製及び革製割ぼう具							
中華人民共和国	286	1,958	0	0	0	0	
アメリカ合衆国	164	91	0	0	0	0	
インドネシア	22	77	1	0	0	0	
イタリア	6	4	0	0	0	0	
マレーシア	6	1	0	0	0	0	
石製割ぼう具							
大韓民国	148	64	0	0	0	0	
中華人民共和国	34	46	0	0	0	0	
イタリア	7	29	0	0	0	0	
台湾	5	28	0	0	0	0	
インド	6	15	0	0	0	0	
その他のもの:割ぼう具							
中華人民共和国	26,523	50,902	198	48	0	0	
大韓民国	2,347	5,042	44	22	0	0	
フランス	1,827	4,917	12	0	0	0	
ベトナム	510	955	3	5	0	0	
タイ	655	610	6	0	0	0	

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
		件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
食品製造用機械							
ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製食品製造用機械							
	中華人民共和国	41	92	1	0	0	0
	タイ	1	5	0	0	0	0
	イタリア	4	1	1	0	0	0
	フランス	4	1	0	0	0	0
	台湾	2	1	0	0	0	0
合成樹脂製食品製造用機械							
	中華人民共和国	232	176	26	0	0	0
	アメリカ合衆国	219	17	15	0	1	0
	スイス	278	15	22	0	0	0
	フランス	39	14	3	0	0	0
	タイ	22	11	10	4	0	0
ゴム製食品製造用機械							
	中華人民共和国	64	12	10	0	0	0
	アメリカ合衆国	205	11	3	0	0	0
	スリランカ	72	3	6	0	0	0
	ドイツ	26	2	1	0	0	0
	スウェーデン	136	2	3	0	0	0
金属製食品製造用機械							
	中華人民共和国	948	1,456	3	0	0	0
	ドイツ	1,457	1,421	0	0	0	0
	アメリカ合衆国	1,447	598	0	0	0	0
	イタリア	818	586	0	0	0	0
	オランダ	293	462	0	0	0	0
木製、竹製及び籐製食品製造用機械							
	アメリカ合衆国	47	786	0	0	0	0
	フランス	6	2	0	0	0	0
	イタリア	3	1	0	0	0	0
	オーストリア	1	0	0	0	0	0
	スロベニア	1	0	0	0	0	0
紙製、布製及び革製食品製造用機械							
	中華人民共和国	3	16	0	0	0	0
	フランス	27	8	0	0	0	0
	ドイツ	12	4	0	0	0	0
	アメリカ合衆国	46	0	0	0	0	0
	台湾	1	0	0	0	0	0
石製食品製造用機械							
	ドイツ	5	72	0	0	0	0
	フランス	24	57	0	0	0	0
	イタリア	8	27	0	0	0	0
	スペイン	2	9	0	0	0	0
	ポルトガル	3	7	0	0	0	0
その他のもの:食品製造用機械							
	タイ	506	4,740	0	0	0	0
	中華人民共和国	1,146	4,584	6	0	0	0
	大韓民国	321	1,366	7	1	0	0
	ベトナム	290	659	1	0	0	0
	イタリア	818	481	14	4	0	0
その他の器具							
ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製その他の器具							
	中華人民共和国	3,699	14,513	133	18	0	0
	タイ	954	597	4	0	0	0
	フィリピン	24	87	0	0	0	0
	大韓民国	73	41	4	0	0	0
	台湾	52	38	5	0	0	0
合成樹脂製その他の器具							
	中華人民共和国	42,886	49,220	1,452	134	5	2
	タイ	9,855	19,282	85	23	0	0
	ベトナム	3,993	5,854	46	14	0	0
	マレーシア	1,330	4,540	49	6	0	0
	インドネシア	971	4,411	51	8	0	0
ゴム製その他の器具							
	マレーシア	4,951	15,670	43	31	1	1
	タイ	1,964	6,097	41	55	2	3
	ベトナム	2,085	5,202	12	10	0	0
	中華人民共和国	6,507	2,410	487	4	2	0
	インドネシア	400	2,379	0	0	0	0
金属製その他の器具							
	中華人民共和国	7,499	12,170	36	0	0	0
	タイ	367	941	0	0	0	0
	日本	94	739	1	0	0	0
	フィリピン	135	262	1	0	0	0
	大韓民国	336	233	0	0	0	0
木製、竹製及び籐製その他の器具							
	アメリカ合衆国	99	5,171	2	22	0	0
	中華人民共和国	1,500	4,507	0	0	0	0
	スペイン	53	539	1	14	0	0
	英国	26	493	1	6	0	0
	フランス	64	218	0	0	0	0
紙製、布製及び革製その他の器具							
	中華人民共和国	1,053	5,860	2	0	0	0
	マレーシア	151	1,638	0	0	0	0
	大韓民国	77	771	0	0	0	0
	ドイツ	119	659	0	0	0	0
	アメリカ合衆国	316	528	1	2	0	0
石製その他の器具							
	中華人民共和国	290	127	0	0	0	0
	インド	8	8	0	0	0	0
	イタリア	2	2	0	0	0	0
	アメリカ合衆国	4	1	0	0	0	0
	フィンランド	3	1	0	0	0	0
その他のもの:その他の器具							
	中華人民共和国	43,800	99,012	420	47	2	0
	タイ	7,203	30,220	25	0	0	0
	大韓民国	4,468	12,507	47	14	0	0
	インドネシア	273	4,789	2	0	0	0
	マレーシア	1,094	1,905	5	0	0	0
容器包装							
ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製容器包装							
	フランス	118	888	13	84	0	0
	中華人民共和国	188	522	18	43	0	0
	イタリア	63	270	16	3	0	0

品目別上位5ヶ国(重量ベース)の届出・検査・違反状況

品目分類	上位5ヶ国	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
		件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
合成樹脂製容器包装	アラブ首長国連邦	13	233	0	0	0	0
	台湾	20	229	6	52	0	0
	中華人民共和国	5,781	24,486	156	172	0	0
	タイ	1,078	10,190	26	107	0	0
	台湾	1,008	9,994	52	104	0	0
ゴム製容器包装	大韓民国	1,554	5,096	32	25	0	0
	ベトナム	1,387	4,988	27	57	0	0
	台湾	5	2	2	1	0	0
金属製容器包装	中華人民共和国	35	0	0	0	0	0
	大韓民国	5	0	2	0	0	0
	台湾	360	4,109	2	3	0	0
木製、竹製及び籐製容器包装	日本	374	3,934	2	5	0	0
	中華人民共和国	383	1,936	2	5	0	0
	タイ	102	1,278	2	18	0	0
	大韓民国	85	1,015	0	0	0	0
	中華人民共和国	336	1,408	0	0	0	0
紙製、布製及び革製容器包装	インドネシア	46	778	1	23	0	0
	英国	21	302	0	0	0	0
	フランス	13	33	0	0	0	0
	ポルトガル	66	18	0	0	0	0
	マレーシア	561	5,959	3	0	0	0
石製容器包装	中華人民共和国	324	1,614	0	0	0	0
	フィンランド	11	1,545	0	0	0	0
	大韓民国	120	729	0	0	0	0
	インド	17	211	0	0	0	0
	フィンランド	2	0	0	0	0	0
その他のもの: 容器包装	大韓民国	1,262	6,951	2	0	0	0
	中華人民共和国	987	1,858	16	2	0	0
	ベトナム	201	780	7	7	1	0
	台湾	117	388	2	3	0	0
	アメリカ合衆国	182	266	5	0	0	0
おもちゃ	乳幼児が口に接触するおもちゃ						
	中華人民共和国	1,313	255	44	2	0	0
	ベトナム	73	32	3	0	0	0
	タイ	180	23	3	0	0	0
	大韓民国	65	19	0	0	0	0
	台湾	19	13	0	0	0	0
	アクセサリ玩具、うつし絵、起き上がり等						
	中華人民共和国	59,583	42,259	1,351	138	2	0
	ベトナム	7,469	5,273	113	32	0	0
	タイ	3,278	3,194	58	1	0	0
	インドネシア	1,642	592	28	0	0	0
	ハンガリー	1,323	557	99	1	0	0
	組み合わせて遊ぶおもちゃ						
	中華人民共和国	3,285	2,738	13	3	0	0
	ベトナム	400	961	6	0	0	0
タイ	541	732	7	0	0	0	
カンボジア	194	66	0	0	0	0	
インドネシア	26	32	0	0	0	0	

表5 生産・製造国別の届出・検査・違反状況

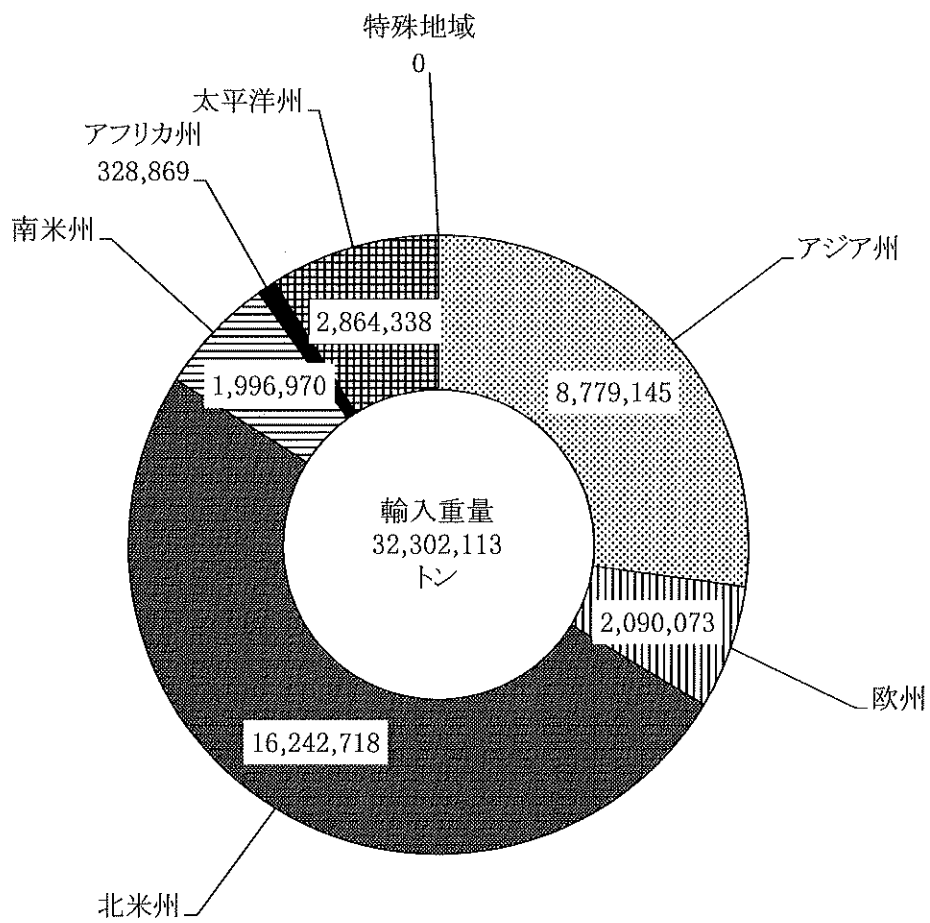
国名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数	重量	件数	重量	件数	重量
アジア州(ロシア領を含まない)	1,272,877	8,779,145	124,403	1,303,550	459	3,539
大韓民国	121,936	745,410	6,904	20,080	18	15
中華人民共和国	742,967	3,766,357	73,020	782,968	181	1,277
台湾	27,810	183,949	2,593	7,837	16	43
モンゴル	98	438	9	1	0	0
香港	2,381	8,795	184	462	0	0
ベトナム	74,651	443,530	17,834	87,594	70	245
タイ	161,735	1,737,135	12,868	291,648	54	555
シンガポール	10,030	208,856	377	7,140	1	0
マレーシア	20,687	155,695	1,313	6,430	10	29
ブルネイ	18	72	2	24	1	23
フィリピン	34,152	957,339	2,479	27,234	20	137
インドネシア	38,134	283,989	2,087	12,564	23	36
カンボジア	734	327	29	55	0	0
ラオス	491	8,136	72	1,096	2	37
ミャンマー	2,264	40,965	559	22,389	10	977
インド	15,378	162,695	2,893	30,781	24	128
パキスタン	759	7,184	116	843	9	1
スリランカ	9,494	16,996	314	908	6	0
モルディブ	151	634	0	0	0	0
バングラデシュ	995	4,867	94	527	5	4
東ティモール	15	180	3	72	0	0
マカオ	4	1	0	0	0	0
アフガニスタン	3	0	0	0	0	0
ネパール	612	254	68	31	1	0
ブータン	116	10	4	0	0	0
イラン	275	1,736	102	529	4	27
バーレーン	76	1,037	8	110	0	0
サウジアラビア	8	103	1	20	0	0
オマーン	647	1,571	49	89	0	0
イスラエル	2,773	30,700	154	1,815	0	0
ヨルダン	4	1	0	0	0	0
シリア	4	1	0	0	0	0
レバノン	86	33	5	2	0	0
アラブ首長国連邦	725	3,312	50	99	1	0
ヨルダン川西岸及びガザ	27	34	0	0	0	0
イエメン	25	251	1	18	0	0
アゼルバイジャン	20	30	3	2	0	0
アルメニア	69	10	13	1	0	0
ウズベキスタン	12	13	3	0	0	0
カザフスタン	24	0	5	0	0	0
キルギス	19	68	2	22	0	0
タジキスタン	18	11	4	10	1	3
ジョージア	325	226	37	74	0	0
日本	2,125	6,196	144	76	2	1
欧州(ロシア領アジアを含む)	596,784	2,090,073	39,392	97,693	121	133
アイスランド	1,875	17,610	362	1,211	0	0
ノルウェー	21,891	121,343	1,548	3,924	0	0
スウェーデン	3,366	14,003	369	1,546	1	0
デンマーク	17,429	162,187	809	6,945	3	11
デンマーク(フェロー諸島のみ)	121	1,624	2	4	0	0
英国	27,456	50,560	1,451	1,117	4	0
アイルランド	2,404	25,775	382	1,644	2	0
オランダ	21,903	153,711	1,542	8,270	3	7
ベルギー	21,878	72,310	2,239	6,841	7	23
ルクセンブルク	125	23	25	6	0	0
フランス	208,459	348,845	11,745	16,115	28	3
モナコ	12	3	0	0	0	0
ドイツ	40,476	157,400	2,719	9,057	8	0
スイス	13,387	46,515	697	952	1	0
スイス(リヒテンシュタインのみ)	4	0	1	0	0	0
ポルトガル	11,960	29,210	306	177	0	0
スペイン	34,868	227,034	2,375	5,757	12	24
イタリア	118,654	346,057	8,054	11,670	37	12
サンマリノ	29	95	4	1	0	0
マルタ	341	5,342	10	2	0	0
フィンランド	3,669	13,502	314	834	4	0
ポーランド	7,984	15,487	1,137	2,664	1	13
ロシア連邦	4,866	109,622	432	9,605	2	0
オーストリア	4,866	32,179	338	1,916	0	0
ハンガリー	6,842	27,500	457	935	0	0
セルビア	401	2,190	200	772	1	20
アルバニア	48	65	2	2	0	0

表5 生産・製造国別の届出・検査・違反状況

国名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数	重量	件数	重量	件数	重量
	件	トン	件	トン	件	トン
ギリシャ	1,789	13,718	137	524	0	0
ルーマニア	2,025	1,400	210	61	2	0
ブルガリア	2,280	2,648	111	182	0	0
キプロス	99	111	22	49	0	0
トルコ	7,842	83,584	691	3,680	4	20
エストニア	174	661	34	158	0	0
ラトビア	210	2,535	45	822	0	0
リトアニア	409	929	115	101	0	0
ウクライナ	193	610	31	4	1	1
ベラルーシ	550	24	110	12	0	0
モルドバ	129	170	29	47	0	0
クロアチア	423	1,567	38	4	0	0
スロベニア	440	76	52	1	0	0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	144	4	46	0	0	0
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	158	164	26	1	0	0
チェコ	3,333	1,282	119	53	0	0
スロバキア	1,237	393	53	27	0	0
モンテネグロ	35	6	3	0	0	0
北米州(ハワイを含む)	297,424	16,242,718	22,145	4,108,349	98	11,662
グリーンランド(丁)	77	1,280	13	148	0	0
カナダ	31,023	4,596,699	2,131	69,603	5	254
アメリカ合衆国	228,793	10,929,544	18,372	4,015,127	90	11,368
メキシコ	32,395	614,676	1,311	15,105	1	5
グアテマラ	1,798	59,414	195	5,991	0	0
ホンジュラス	202	4,890	18	494	0	0
ベリーズ	112	839	5	96	0	0
エルサルバドル	145	3,297	5	95	0	0
ニカラグア	563	6,717	17	787	0	0
コスタリカ	845	16,529	50	783	1	36
パナマ	179	5,224	5	1	1	0
バーミューダ(英)	4	1	0	0	0	0
バハマ	3	3	0	0	0	0
ジャマイカ	221	639	4	11	0	0
バルバドス	18	4	0	0	0	0
トリニダード・トバゴ	28	170	3	1	0	0
キューバ	71	455	8	50	0	0
ハイチ	18	40	2	6	0	0
ドミニカ共和国	83	1,226	6	50	0	0
プエルトリコ	701	100	0	0	0	0
米領ヴァージン諸島	1	0	0	0	0	0
蘭領アンティール	4	1	0	0	0	0
仏領西インド諸島(含Guadeloupe)	3	0	0	0	0	0
仏領西インド諸島(除Guadeloupe)	77	6	0	0	0	0
グレナダ	2	2	0	0	0	0
セントルシア	10	1	0	0	0	0
アンティグア・バーブーダ	2	0	0	0	0	0
セントビンセント	44	954	0	0	0	0
英領アンギラ	2	9	0	0	0	0
南米州	69,871	1,996,970	4,471	93,640	50	874
コロンビア	3,014	77,486	338	8,016	3	21
ベネズエラ	300	6,061	248	5,944	15	375
ガイアナ	16	3	0	0	0	0
スリナム	89	846	3	33	0	0
エクアドル	6,800	204,038	442	10,736	10	191
ペルー	3,366	37,344	368	3,902	4	3
ボリビア	148	3,987	26	749	0	0
チリ	23,017	323,554	1,083	15,058	6	115
ブラジル	27,489	1,267,506	1,272	30,246	10	118
パラグアイ	178	11,530	151	11,201	1	26
ウルグアイ	1,550	1,934	12	52	0	0
アルゼンチン	3,896	62,582	527	7,690	1	25
フオー克蘭ド諸島及びその附属諸島(英)	8	100	1	12	0	0
アフリカ州	13,326	328,869	1,874	158,959	22	3,988
モロッコ	1,577	23,463	105	1,557	0	0
アルジェリア	4	2	2	1	0	0
チュニジア	1,310	1,768	62	45	0	0
エジプト	378	9,047	42	909	0	0
スーダン	3	40	1	0	0	0
モーリタニア	359	13,322	16	669	0	0
セネガル	186	1,237	33	88	0	0
コートジボワール	118	3,488	48	1,914	2	98
ガーナ	745	46,435	476	41,653	3	250
トーゴ	8	115	0	0	0	0

表5 生産・製造国別の届出・検査・違反状況

国名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数	重量	件数	重量	件数	重量
	件	トン	件	トン	件	トン
ベナン	2	0	0	0	0	0
マリ	2	0	1	0	0	0
ブルキナファソ	59	16,426	44	16,424	4	1,793
カナリー諸島(西)	1	0	0	0	0	0
ナイジェリア	212	57,628	168	57,496	1	468
ルワンダ	40	235	0	0	0	0
カメルーン	15	512	0	0	0	0
コンゴ共和国	3	4	0	0	0	0
コンゴ民主共和国	7	42	0	0	0	0
ブルンジ	22	162	0	0	0	0
アンゴラ	1	21	0	0	0	0
サントメ・プリンシペ	1	12	0	0	0	0
セントヘレナ及びその附属諸島(英)	6	18	0	0	0	0
エチオピア	772	26,624	78	2,321	1	1
ソマリア	3	287	0	0	0	0
ケニア	386	3,447	28	572	0	0
ウガンダ	106	3,960	17	570	0	0
タンザニア	416	31,931	67	20,532	4	1,273
セーシェル	514	8,792	0	0	0	0
モザンビーク	157	7,097	39	4,191	0	0
マダガスカル	230	524	19	30	0	0
モーリシャス	272	1,500	26	86	0	0
レユニオン	8	16	0	0	0	0
ジンバブエ	26	0	0	0	0	0
ナミビア	38	266	4	23	0	0
南アフリカ共和国	5,255	69,530	594	9,813	7	105
マラウイ	39	563	1	6	0	0
ザンビア	1	18	0	0	0	0
スワジランド	30	335	3	60	0	0
コモロ	13	0	0	0	0	0
南スーダン	1	0	0	0	0	0
太平洋州(ハワイを含まない)	88,481	2,864,338	3,293	82,735	23	1,232
オーストラリア	58,469	2,434,131	1,846	63,110	20	1,231
バブアニューギニア	236	4,625	6	31	0	0
ニュージーランド	26,075	383,986	1,365	18,443	3	1
クック	98	1,033	6	36	0	0
トケラウ諸島(ニュージーランド)	10	1	1	0	0	0
ニウエ	3	6	1	2	0	0
サモア	50	143	3	28	0	0
バヌアツ	786	13,643	2	27	0	0
フィジー	401	5,276	13	153	0	0
ソロモン	39	1,599	0	0	0	0
トンガ	136	2,183	3	76	0	0
キリバス	105	1,997	0	0	0	0
ニュー・カレドニア(仏、含Chester)	299	3,184	20	166	0	0
仏領ポリネシア	44	421	6	54	0	0
グァム(米)	518	1,326	0	0	0	0
ツバル	26	353	0	0	0	0
マーシャル	167	5,075	8	518	0	0
ミクロネシア	62	3,547	1	74	0	0
パラオ(国連信託米統治)	957	1,809	12	17	0	0
特殊地域	2	0	2	0	0	0
コソボ	2	0	2	0	0	0
合計	2,338,765	32,302,113	195,580	5,844,926	773	21,428



地 域	輸入重量(トン)	構成比(%)
アジア州	8,779,145	27.2
欧 州	2,090,073	6.5
北米州	16,242,718	50.3
南米州	1,996,970	6.2
アフリカ州	328,869	1.0
太平洋州	2,864,338	8.9
特殊地域	0	0.0
合 計	32,302,113	

図4 地域別輸入重量の構成

生産・製造国別上位5品目(重量ベース)の届出・検査・違反状況

地域名	国名	品目名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
			件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
アジア州(ロシア領を含まない)								
	大韓民国	その他のアルコールを含む飲料	6,294	182,622	110	2,387	0	0
		糖類	4,799	145,424	146	3,282	0	0
		蒸留酒	924	44,777	25	124	0	0
		なす科野菜	6,178	35,760	325	1,223	0	0
		ココア製品	394	27,300	17	738	0	0
	中華人民共和国	ゆり科野菜	17,714	362,272	9,476	275,594	6	134
		野菜:冷凍食品	42,162	359,431	10,469	108,536	13	118
		魚:冷凍食品	35,001	153,846	4,942	20,542	10	19
		加熱食肉製品(加熱後包装)	13,856	123,576	1,777	10,459	1	14
		シロップ漬け	5,174	118,176	902	18,085	2	0
	台湾	かつお・まぐろ・さば類	4,163	74,924	1	151	0	0
		野菜:冷凍食品	2,157	32,785	221	2,927	4	32
		合成樹脂製容器包装	1,008	9,994	52	104	0	0
		きく科野菜	755	8,858	26	329	0	0
		その他の魚類	173	5,600	4	53	0	0
	モンゴル	そば	3	369	0	0	0	0
		その他の鳥獣肉類等調整品	21	23	0	0	0	0
		塩類	3	18	0	0	0	0
		その他の清涼飲料水	17	14	6	1	0	0
		馬肉	32	13	2	0	0	0
	香港	その他の調味料	434	4,180	34	141	0	0
		その他の清涼飲料水	426	3,132	19	1	0	0
		乾燥きのこ(粉類を含む)	198	222	10	8	0	0
		半発酵茶	15	209	10	201	0	0
		その他の他に分類されない食品	19	158	2	19	0	0
	ベトナム	コーヒー豆	1,524	99,547	26	1,380	0	0
		水産動物:冷凍食品	8,452	41,885	8,018	39,832	30	138
		調味料	894	33,470	24	656	0	0
		その他のアルコールを含む飲料	917	24,730	41	796	0	0
		切り身、むき身の鮮魚類(冷凍食品を含む)	5,567	23,605	564	1,829	1	1
	タイ	うるち米	367	332,451	114	122,041	9	351
		加熱食肉製品(加熱後包装)	19,098	249,412	1,514	13,847	0	0
		増粘安定剤	3,545	172,536	103	6,043	0	0
		鶏肉	6,865	128,006	97	1,605	0	0
		タピオカデンプン	349	108,210	193	96,283	0	0
	シンガポール	糖類	1,104	50,399	49	2,305	0	0
		ココア製品	904	49,057	33	1,456	0	0
		乳を主原料とするもの	1,009	43,876	22	791	0	0
		その他の酪農製品	380	16,212	5	113	0	0
		その他の他に分類されない食品	276	11,273	9	303	0	0
	マレーシア	ココア製品	1,069	37,115	61	1,456	0	0
		ゴム製その他の器具	4,951	15,670	43	31	1	1
		糖類	1,747	15,214	139	709	0	0
		サゴデンプン	89	13,862	11	1,592	0	0
		洋菓子	2,470	10,948	282	574	0	0
	ブルネイ	えび類	7	32	0	0	0	0
		ミネラルウォーター類	1	23	1	23	1	23
		水産動物:冷凍食品	7	15	1	1	0	0
		切り身、むき身の鮮水産動物類(冷凍食品を含む)	3	3	0	0	0	0
	フィリピン	熱帯産果実	14,428	884,077	829	22,632	2	60
		シロップ漬け	892	13,576	68	732	0	0
		調理加工魚類	821	7,563	18	91	0	0
		その他の果実の調整品	528	5,389	39	264	0	0
		かつお・まぐろ・さば類	383	4,252	6	26	0	0
	インドネシア	コーヒー豆	856	36,463	75	2,441	0	0
		調味料	1,140	34,577	49	959	0	0
		製造用剤	381	29,996	18	672	0	0
		かつお・まぐろ・さば類	8,184	27,183	46	978	0	0
		糖類	50	17,860	7	3	0	0
	カンボジア	合成樹脂製その他の器具	71	162	0	0	0	0
		組み合わせて遊ぶおもちゃ	194	66	0	0	0	0
		その他の種実類	1	39	1	39	0	0
		ビール	15	27	2	15	0	0
		乾燥果実(粉類を含む)	2	13	0	0	0	0
	ラオス	コーヒー豆	74	5,750	1	96	0	0
		塩蔵野菜(塩水漬けを含む)	9	1,134	0	0	0	0
		ハトムギ	44	995	44	995	2	37
		アクセサリー玩具、うつし絵、起き上がり等	47	127	0	0	0	0
		ゆり科野菜	143	65	9	3	0	0
	ミャンマー	小豆類	388	16,993	214	10,863	0	0
		その他の種実類	166	6,501	166	6,501	4	272
		その他の豆類	153	5,496	21	438	0	0
		オイルシード(食用油の採油用のもの)	29	3,892	29	3,892	5	701

生産・製造国別上位5品目(重量ベース)の届出・検査・違反状況

地域名	国名	品目名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
			件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
インド		えび類	427	2,738	35	215	0	0
		魚肉ねり製品	1,481	35,290	75	1,724	0	0
		その他の豆類の調整品	533	30,484	15	71	0	0
		えび類	1,627	21,258	1,226	16,853	1	16
		豆類の粉	247	18,775	15	161	0	0
パキスタン		切り身、むき身の鮮水産動物類(冷凍食品を含む)	897	11,361	292	4,009	2	36
		増粘安定剤	82	1,271	1	0	0	0
		その他の鳥獣肉類等調整品	58	1,122	0	0	0	0
		オイルシード(食用油の採油用のもの)	2	1,029	0	0	0	0
		塩類	47	709	7	73	0	0
スリランカ		その他の種実類	11	594	4	216	0	0
		発酵茶	2,567	8,056	84	239	0	0
モルディブ		野菜漬け物	364	2,213	10	26	0	0
		えび類	164	1,412	16	144	0	0
		乾燥果実(粉類を含む)	124	1,152	19	51	0	0
		オイルシード(食用油の採油用のもの)	4	1,023	1	303	0	0
		かつお・まぐろ・さば類	129	502	0	0	0	0
バングラデシュ		魚類乾製品	22	132	0	0	0	0
		えび類	249	2,814	5	117	0	0
		オイルシード(食用油の採油用のもの)	3	902	1	302	0	0
		粉類	14	500	0	0	0	0
		はちみつ	6	150	0	0	0	0
東ティモール		切り身、むき身の鮮水産動物類(冷凍食品を含む)	7	106	0	0	0	0
		コーヒー豆	8	180	3	72	0	0
		茶の代用品	6	0	0	0	0	0
マカオ		植物性油脂	1	0	0	0	0	0
		合成樹脂製食品製造用機械	3	1	0	0	0	0
アフガニスタン		合成樹脂製割ぼう具	1	0	0	0	0	0
		乾燥果実(粉類を含む)	3	0	0	0	0	0
ネパール		ビール	17	130	1	9	0	0
		蒸留酒	12	32	2	9	0	0
		コーヒー豆	16	27	1	5	0	0
		めん類(冷凍食品を除く)	22	18	3	2	0	0
		発酵茶	77	8	2	0	0	0
ブータン		そば	1	6	0	0	0	0
		きのこ類	103	4	4	0	0	0
		チーズ及びカード	3	0	0	0	0	0
		その他の野草加工品及び香辛料	6	0	0	0	0	0
		乾燥きのこ(粉類を含む)	3	0	0	0	0	0
イラン		乾燥果実(粉類を含む)	81	663	29	191	2	25
		その他の野草加工品及び香辛料	25	642	2	95	0	0
		ナッツ類	48	152	48	152	2	3
		原料用果汁	6	96	2	20	0	0
		いったもの及び揚げたもの(コーヒー豆及びココア豆を除く)	9	43	9	43	0	0
バーレーン		かに類	53	712	7	90	0	0
		切り身、むき身の鮮水産動物類(冷凍食品を含む)	18	325	1	19	0	0
		ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製の飲食器具	5	0	0	0	0	0
サウジアラビア		えび類	8	103	1	20	0	0
		その他の野菜	571	1,222	43	87	0	0
オマーン		めん類(冷凍食品を除く)	9	169	0	0	0	0
		かつお・まぐろ・さば類	7	83	0	0	0	0
		その他の水産動物類	3	54	0	0	0	0
		乾燥果実(粉類を含む)	1	20	0	0	0	0
		原料用果汁	614	20,332	65	1,674	0	0
イスラエル		かんきつ類果実	177	6,277	2	42	0	0
		糖類	93	1,684	21	53	0	0
		製造用剤	24	781	4	31	0	0
		その他の他に分類されない農産加工品	9	529	0	0	0	0
		植物性油脂	4	1	0	0	0	0
シリア		果実酒	4	1	0	0	0	0
レバノン		果実酒	45	13	0	0	0	0
		ビール	3	8	0	0	0	0
		植物性油脂	6	4	0	0	0	0
		ペースト	5	3	2	1	0	0
		煮豆類(ゆで小豆を含む)	3	2	1	1	0	0
アラブ首長国連邦		めん類(冷凍食品を除く)	44	1,421	1	20	0	0
		ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製の飲食器具	35	718	3	0	0	0
		発酵茶	449	486	0	0	0	0
		ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製容器包装	13	233	0	0	0	0
		乾燥果実(粉類を含む)	12	129	2	5	0	0

生産・製造国別上位5品目(重量ベース)の届出・検査・違反状況

地域名	国名	品目名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
			件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
ヨルダン川西岸及びガザ	イエメン	植物性油脂	8	30	0	0	0	0
		ビール	6	3	0	0	0	0
		ペースト	2	0	0	0	0	0
		果実酒	2	0	0	0	0	0
		その他の調味料	2	0	0	0	0	0
	アゼルバイジャン	コーヒー豆	21	239	1	18	0	0
		えび類	2	8	0	0	0	0
		水産動物:冷凍食品	2	4	0	0	0	0
	アルメニア	その他の清涼飲料水	4	23	2	2	0	0
		はちみつ	2	6	0	0	0	0
		その他の果実	3	1	1	0	0	0
		シロップ漬け	11	0	0	0	0	0
	ウズベキスタン	果実酒	39	9	13	1	0	0
		微生物由来の健康食品	15	1	0	0	0	0
		蒸留酒	14	1	0	0	0	0
		その他の健康食品	1	0	0	0	0	0
カザフスタン	その他の他に分類されない農産加工品	1	10	0	0	0	0	
	小豆類	1	2	0	0	0	0	
	果実酒	2	0	0	0	0	0	
	乾燥果実(粉類を含む)	6	0	3	0	0	0	
	蒸留酒	1	0	0	0	0	0	
キルギス	植物性油脂	12	0	5	0	0	0	
	塩類	12	0	0	0	0	0	
	小豆類	2	43	1	22	0	0	
タジキスタン	その他の生鮮畜産食品	5	14	0	0	0	0	
	はちみつ	12	11	1	0	0	0	
ジョージア	乾燥果実(粉類を含む)	18	11	4	10	1	3	
	果実酒	303	135	21	10	0	0	
	原料用果汁	2	69	1	46	0	0	
	その他の清涼飲料水	6	12	6	12	0	0	
	熱帯産果実	1	6	1	6	0	0	
日本	金属製の飲食物具	1	3	0	0	0	0	
	金属製容器包装	374	3,934	2	5	0	0	
	金属製その他の器具	94	739	1	0	0	0	
	かつお・まぐろ・さば類	18	434	1	1	0	0	
	調理加工水産動物類	12	311	0	0	0	0	
	二枚貝類	2	99	0	0	0	0	
	その他の健康食品	1	0	0	0	0	0	
欧州(ロシア領アジアを含む)	アイスランド	その他の魚類	133	5,095	6	168	0	0
		すずき・たいにべ類	172	4,125	5	72	0	0
		かれい・ひらめ類	136	2,784	2	41	0	0
		その他の水産食品	95	2,012	1	13	0	0
		切り身、むき身の鮮水産動物類(冷凍食品を含む)	1,177	1,431	311	817	0	0
	ノルウェー	かつお・まぐろ・さば類	864	63,578	21	683	0	0
		その他の魚類	11,205	27,412	564	1,263	0	0
		切り身、むき身の鮮魚類(冷凍食品を含む)	8,033	18,887	546	1,214	0	0
		あじ・ぶり・しいら類	55	2,119	3	71	0	0
		にしん・いわし類	58	2,117	2	47	0	0
	スウェーデン	増粘安定剤	299	9,636	34	787	0	0
		その他の生鮮畜産食品	53	774	0	0	0	0
		その他の鳥獣肉類等調整品	23	577	1	60	0	0
		合成樹脂製その他の器具	135	491	6	11	0	0
	デンマーク	ベリー類果実	22	457	22	457	0	0
		豚肉	9,408	118,650	127	1,708	0	0
		チーズ及びカード	1,975	13,621	166	801	0	0
		増粘安定剤	329	8,004	26	624	1	4
		加熱食肉製品(包装後加熱)	269	4,682	37	627	0	0
	デンマーク(フェロー諸島のみ)	ばれいしょデンブ	19	3,053	7	1,449	0	0
		その他の魚類	106	1,075	2	4	0	0
		すずき・たいにべ類	8	440	0	0	0	0
		かれい・ひらめ類	6	85	0	0	0	0
		切り身、むき身の鮮魚類(冷凍食品を含む)	1	24	0	0	0	0
	英国	蒸留酒	8,058	16,820	63	116	0	0
		グレープマスト及び原酒	179	8,709	3	172	0	0
		えんどう	115	3,943	3	85	0	0
その他の穀類の調整品		330	2,261	21	55	0	0	
その他の生鮮畜産食品		99	2,158	0	0	0	0	
アイルランド	豚肉	448	6,762	5	67	0	0	
	チーズ及びカード	227	4,714	2	0	0	0	
	ビール	92	3,587	0	0	0	0	
	かつお・まぐろ・さば類	25	2,754	0	0	0	0	
	あじ・ぶり・しいら類	35	2,225	1	25	0	0	

生産・製造国別上位5品目(重量ベース)の届出・検査・違反状況

地域名	国名	品目名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
			件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
オランダ		豚肉	1,629	34,756	25	402	0	0
		チーズ及びカード	1,489	25,365	129	537	0	0
		野菜:冷凍食品	978	23,207	99	2,415	0	0
		ココア製品	535	9,685	38	612	0	0
		なす科野菜	5,104	6,326	267	300	0	0
ベルギー		野菜:冷凍食品	1,669	29,010	298	4,333	0	0
		洋菓子	11,330	9,241	1,193	346	5	0
		その他のアルコールを含む飲料	1,742	8,862	98	338	0	0
		その他の穀類の調整品	134	4,240	1	0	0	0
		調整油脂	120	3,080	5	122	0	0
ルクセンブルク		穀類:冷凍食品	43	19	18	6	0	0
		果実酒	33	3	2	0	0	0
		洋菓子	45	2	4	0	0	0
		ビール	2	0	0	0	0	0
		ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製の飲食器具	2	0	1	0	0	0
フランス		ミネラルウォーター類	2,164	150,180	130	4,225	1	0
		果実酒	86,924	62,972	633	1,102	0	0
		豚肉	895	14,114	31	390	0	0
		増粘安定剤	644	11,504	44	271	0	0
		チーズ及びカード	44,131	9,168	2,486	293	1	0
モナコ		シロップ漬け	1	2	0	0	0	0
		その他のもの:食品製造用機械	1	0	0	0	0	0
		蒸留酒	1	0	0	0	0	0
		洋菓子	1	0	0	0	0	0
		金属製食品製造用機械	1	0	0	0	0	0
ドイツ		豚肉	1,096	25,046	25	565	0	0
		糖類	444	18,269	32	446	0	0
		チーズ及びカード	1,230	15,925	60	296	0	0
		増粘安定剤	310	9,339	25	524	0	0
		ライ麦	28	8,079	4	1,235	0	0
スイス		その他の清涼飲料水	476	41,172	12	678	0	0
		洋菓子	3,477	1,810	306	97	0	0
		コーヒー製品	1,605	705	30	5	0	0
		チーズ及びカード	610	499	21	9	0	0
		バター類	9	279	1	0	0	0
スイス(リヒテンシュタインのみ)		その他のもの:割ぼう具	2	0	0	0	0	0
		合成樹脂製容器包装	2	0	1	0	0	0
ポルトガル		ピューレ及びペースト	346	23,292	1	20	0	0
		果実酒	2,191	1,817	15	24	0	0
		野菜:冷凍食品	123	996	8	36	0	0
		豚肉	46	981	0	0	0	0
		植物性油脂	88	356	7	44	0	0
スペイン		豚肉	5,633	91,227	78	988	0	0
		果実酒	12,098	36,374	131	202	0	0
		植物性油脂	2,482	34,603	104	793	0	0
		ピューレ及びペースト	157	14,353	5	24	0	0
		原料用果汁	253	9,721	37	1,031	0	0
イタリア		水煮野菜	3,181	81,652	57	1,721	0	0
		めん類(冷凍食品を除く)	6,039	74,059	152	626	1	0
		果実酒	34,623	40,950	213	334	2	0
		植物性油脂	4,998	26,983	251	582	0	0
		ミネラルウォーター類	746	19,112	93	1,322	1	1
サンマリノ		その他の清涼飲料水	3	78	1	1	0	0
		果実酒	18	16	0	0	0	0
		加熱食肉製品(加熱後包装)	8	1	3	0	0	0
マルタ		かつお・まぐろ・さば類	190	5,328	0	0	0	0
		切り身、むき身の鮮魚類(冷凍食品を含む)	11	5	4	1	0	0
		その他の水産食品	7	4	0	0	0	0
		ビール	3	1	0	0	0	0
		果実酒	16	1	4	1	0	0
フィンランド		甘味料	73	3,071	2	2	0	0
		紙製、布製及び革製容器包装	11	1,545	0	0	0	0
		その他のもの:その他の器具	237	1,296	0	0	0	0
		チーズ及びカード	62	1,036	1	0	0	0
		豚肉	83	964	2	13	0	0
ポーランド		その他の他に分類されない農産加工品	36	4,228	0	0	0	0
		原料用果汁	55	2,047	32	740	0	0
		その他の野菜の調整品	101	1,222	9	219	0	0
		切り身、むき身の鮮魚類(冷凍食品を含む)	69	932	9	95	0	0
		グレープマスト及び原酒	28	758	0	0	0	0
ロシア連邦		その他の魚類	874	35,684	65	2,778	0	0
		その他の水産食品	992	23,055	27	410	0	0
		調理加工水産動物類	380	7,981	137	2,840	0	0

生産・製造国別上位5品目(重量ベース)の届出・検査・違反状況

地域名	国名	品目名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
			件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
オーストリア		その他の水産動物類	653	7,836	0	0	0	0
		かに類	276	6,828	39	1,086	0	0
		豚肉	413	9,502	5	86	0	0
		その他の清涼飲料水	217	6,328	33	388	0	0
		原料用果汁	188	6,302	45	1,117	0	0
ハンガリー		酸味料	57	1,953	3	84	0	0
		その他の生鮮畜産食品	67	1,599	0	0	0	0
		豚肉	912	19,747	12	256	0	0
		アヒル肉	933	1,707	51	171	0	0
		洋菓子	355	1,681	11	6	0	0
セルビア		はちみつ	121	1,297	18	216	0	0
		加熱食肉製品(加熱後包装)	108	619	25	118	0	0
		その他の他に分類されない食品	85	737	5	39	0	0
		ベリー類果実	158	656	158	656	0	0
		植物性たんぱく	25	548	1	20	1	20
アルバニア		淡水産魚類	2	69	0	0	0	0
		核果果実	55	53	9	9	0	0
		調理加工魚類	39	64	2	2	0	0
		木製、竹製及び籐製割ぼう具	6	1	0	0	0	0
		木製、竹製及び籐製その他の器具	2	0	0	0	0	0
ギリシャ		木製、竹製及び籐製の飲食器具	1	0	0	0	0	0
		シロップ漬け	266	5,788	18	358	0	0
		めん類(冷凍食品を除く)	138	3,452	2	42	0	0
		ピューレ及びペースト	44	1,230	0	0	0	0
		オイルシード(食用油の採油用のもの)	2	1,015	0	0	0	0
ルーマニア		植物油	255	742	17	26	0	0
		はちみつ	26	583	0	0	0	0
		その他のもの:その他の器具	73	249	0	0	0	0
		その他のもの:割ぼう具	107	205	0	0	0	0
		木製、竹製及び籐製割ぼう具	455	80	0	0	0	0
ブルガリア		果実酒	315	72	9	1	0	0
		ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製の飲食器具	1,397	616	13	11	0	0
		貝:冷凍食品	31	543	0	0	0	0
		果実酒	200	259	0	0	0	0
		ジャム及びマーマレード	37	169	18	117	0	0
キプロス		洋菓子	41	166	6	10	0	0
		その他の清涼飲料水	23	83	13	47	0	0
		果実酒	8	8	0	0	0	0
		塩類	14	5	0	0	0	0
		その他の穀類の調整品	2	4	0	0	0	0
トルコ		チーズ及びカード	16	4	9	2	0	0
		めん類(冷凍食品を除く)	1,236	50,496	15	307	0	0
		ピューレ及びペースト	218	7,283	2	43	0	0
		乾燥果実(粉類を含む)	368	3,027	210	1,389	2	18
		その他の種実類	96	2,902	18	600	0	0
エストニア		かつお・まぐろ・さば類	122	2,248	1	1	0	0
		切り身、むき身の鮮魚類(冷凍食品を含む)	17	352	5	86	0	0
		チーズ及びカード	4	84	0	0	0	0
		ミネラルウォーター類	4	77	2	39	0	0
		調理加工魚類	16	65	0	0	0	0
ラトビア		かれい・ひらめ類	1	20	0	0	0	0
		調理加工水産動物類	43	872	23	578	0	0
		めん類(冷凍食品を除く)	21	418	4	80	0	0
		かに類	9	306	5	161	0	0
		すずき・たい・にべ類	2	296	0	0	0	0
リトアニア		調理加工魚類	57	251	0	0	0	0
		冷凍食品	23	265	2	13	0	0
		あじ・ぶり・しいら類	4	208	0	0	0	0
		すずき・たい・にべ類	1	155	0	0	0	0
		穀類:冷凍食品	20	84	12	42	0	0
ウクライナ		洋菓子	100	79	11	17	0	0
		ピューレ及びペースト	7	383	0	0	0	0
		はちみつ	9	91	0	0	0	0
		大豆	3	60	0	0	0	0
		その他のもの:その他の器具	18	27	0	0	0	0
ベラルーシ		洋菓子	113	25	17	2	0	0
		アクセサリ玩具、うつし絵、起き上がり等	505	13	67	1	0	0
		その他の鳥獣肉類等調整品	1	10	1	10	0	0
		きのこ類	38	1	38	1	0	0
		組み合わせて遊ぶおもちゃ	3	0	2	0	0	0
モルドバ		乳幼児が口に接触するおもちゃ	3	0	2	0	0	0
		果実酒	120	169	29	47	0	0
		蒸留酒	1	0	0	0	0	0
		ジャム及びマーマレード	5	0	0	0	0	0

生産・製造国別上位5品目(重量ベース)の届出・検査・違反状況

地域名	国名	品目名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
			件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
クローチア		魚卵加工品	3	0	0	0	0	0
		かつお・まぐろ・さば類	39	1,484	0	0	0	0
		果実酒	65	35	0	0	0	0
		金属製食品製造用機械	3	13	0	0	0	0
		調理加工魚類	11	11	0	0	0	0
スロベニア		塩類	2	8	0	0	0	0
		果実酒	133	43	0	0	0	0
		ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製の飲食器具	137	17	16	0	0	0
		金属製食品製造用機械	23	6	0	0	0	0
		その他のもの:食品製造用機械	2	2	0	0	0	0
ボスニア・ヘルツェゴビナ		ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製容器包装	3	2	1	0	0	0
		アクセサリ玩具、うつし絵、起き上がり等	85	2	0	0	0	0
		果実酒	6	1	0	0	0	0
		きのこ類	46	0	46	0	0	0
		組み合わせて遊ぶおもちゃ	7	0	0	0	0	0
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国		グレープマスト及び原酒	6	155	0	0	0	0
		果実酒	57	4	0	0	0	0
		ビューレ及びペースト	14	2	0	0	0	0
		その他の野草加工品及び香辛料	56	2	1	0	0	0
		きのこ類	25	1	25	1	0	0
チェコ		合成樹脂製割ぼう具	4	246	0	0	0	0
		ビール	207	219	1	0	0	0
		製造用剤	10	144	3	15	0	0
		アクセサリ玩具、うつし絵、起き上がり等	845	131	9	2	0	0
		ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製の飲食器具	1,186	126	50	2	0	0
スロバキア		その他の鳥獣肉類等調整品	16	230	1	19	0	0
		ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製の飲食器具	1,062	129	29	6	0	0
		果実酒	73	16	2	1	0	0
		その他の穀類の調整品	15	5	1	0	0	0
		合成樹脂製その他の器具	20	4	1	0	0	0
モンテネグロ		果実酒	29	6	0	0	0	0
		蒸留酒	1	0	1	0	0	0
		コーヒー豆	1	0	0	0	0	0
		きのこ類	1	0	1	0	0	0
		ゴム製その他の器具	3	0	1	0	0	0
北米州(ハワイを含む)	グリーンランド(D)	かたい・ひらめ類	19	511	0	0	0	0
		えび類	19	238	3	12	0	0
		水産動物:冷凍食品	12	138	7	90	0	0
		その他の魚類	5	138	0	0	0	0
		調理加工水産動物類	11	128	3	45	0	0
カナダ		オイルシード(食用油の採油用のもの)	14	1,970,877	14	341	0	0
		小麦	120	1,878,261	12	47,017	1	218
		大豆	1,299	312,032	124	8,634	2	4
		豚肉	12,768	229,552	85	994	0	0
		大麦	37	58,157	5	2,195	1	28
アメリカ合衆国		とうもろこし	2,902	3,654,548	2,873	3,654,538	14	10,548
		小麦	185	2,438,141	59	122,741	6	299
		大豆	866	2,003,139	117	8,275	1	5
		豚肉	22,666	389,136	153	2,164	0	0
		うるち米	445	375,356	138	86,045	6	19
メキシコ		塩類	87	295,682	1	4,000	0	0
		豚肉	7,254	88,178	57	772	0	0
		熱帯産果実	5,792	82,792	322	4,493	0	0
		うり科野菜	1,018	47,152	38	1,296	0	0
		その他の果実	1,564	22,921	42	432	0	0
グアテマラ		コーヒー豆	981	34,726	107	3,471	0	0
		熱帯産果実	218	15,559	15	448	0	0
		その他の種実類	67	3,939	20	871	0	0
		オイルシード(食用油の採油用のもの)	26	3,173	10	895	0	0
		野菜:冷凍食品	110	1,181	17	194	0	0
ホンジュラス		コーヒー豆	103	2,998	13	404	0	0
		その他の果実	55	967	0	0	0	0
		その他の種実類	25	610	4	90	0	0
		オイルシード(食用油の採油用のもの)	6	198	0	0	0	0
		えび類	6	102	0	0	0	0
ペリーズ		かつお・まぐろ・さば類	22	534	0	0	0	0
		原料用果汁	7	164	4	94	0	0
		とうからし調整品	77	133	0	0	0	0
		カカオ豆	5	5	0	0	0	0
		えび類	1	2	1	2	0	0
エルサルバドル		コーヒー豆	136	3,247	5	95	0	0
		かつお・まぐろ・さば類	1	49	0	0	0	0
		その他のもの:その他の器具	6	1	0	0	0	0

生産・製造国別上位5品目(重量ベース)の届出・検査・違反状況

地域名	国名	品目名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
			件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
ニカラグア		その他の他に分類されない農産加工品	1	0	0	0	0	0
		紙製、布製及び革製容器包装	1	0	0	0	0	0
		コーヒー豆	124	3,543	7	156	0	0
		その他の種実類	21	1,565	5	493	0	0
コスタリカ		牛肉	402	1,102	2	19	0	0
		オイルシード(食用油の採油用のもの)	4	349	1	92	0	0
		切り身、むき身の鮮水産動物類(冷凍食品を含む)	5	93	1	17	0	0
		熱帯産果実	463	11,596	16	333	1	36
パナマ		原料用果汁	71	1,625	15	320	0	0
		コーヒー豆	111	1,578	1	4	0	0
		その他の果実の調整品	53	1,213	1	38	0	0
		果実:冷凍食品	13	283	2	34	0	0
バハマ		かつお・まぐろ・さば類	90	4,936	0	0	0	0
		コーヒー豆	50	144	2	0	0	0
		牛肉	31	141	0	0	0	0
		蒸留酒	3	1	0	0	0	0
ジャマイカ		ソース類	3	1	3	1	1	0
		蒸留酒	4	1	0	0	0	0
		蒸留酒	3	3	0	0	0	0
		蒸留酒	3	3	0	0	0	0
バルバドス		蒸留酒	17	3	0	0	0	0
		かつお・まぐろ・さば類	1	0	0	0	0	0
		蒸留酒	19	169	0	0	0	0
		その他のアルコールを含む飲料	4	1	3	1	0	0
トリニダード・トバゴ		蒸留酒	5	0	0	0	0	0
		蒸留酒	12	198	0	0	0	0
		水産動物:冷凍食品	10	129	4	44	0	0
		はちみつ	3	54	0	0	0	0
ハイチ		蒸留酒	32	49	1	1	0	0
		えび類	9	23	3	5	0	0
		蒸留酒	4	32	1	6	0	0
		カカオ豆	6	6	0	0	0	0
ドミニカ共和国		蒸留酒	4	1	0	0	0	0
		その他の他に分類されない農産加工品	2	0	0	0	0	0
		切り身、むき身の鮮貝類(冷凍食品を含む)	1	0	1	0	0	0
		蒸留酒	42	979	2	23	0	0
プエルトリコ		カカオ豆	16	186	2	27	0	0
		コーヒー豆	8	53	2	1	0	0
		蒸留酒	2	6	0	0	0	0
		熱帯産果実	2	6	0	0	0	0
アンティグア・バーブーダ		強化剤	1	1	0	0	0	0
		蒸留酒	62	75	0	0	0	0
		その他のもの:その他の器具	536	24	0	0	0	0
		合成樹脂製その他の器具	57	1	0	0	0	0
セントルシア		金属製の飲食器具	46	0	0	0	0	0
		蒸留酒	1	0	0	0	0	0
		その他のアルコールを含む飲料	3	1	0	0	0	0
		蒸留酒	1	0	0	0	0	0
セントビンセント		蒸留酒	3	0	0	0	0	0
		蒸留酒	3	0	0	0	0	0
		蒸留酒	75	5	0	0	0	0
		糖類	1	1	0	0	0	0
グレナダ		その他のアルコールを含む飲料	1	0	0	0	0	0
		カカオ豆	2	2	0	0	0	0
		蒸留酒	10	1	0	0	0	0
		蒸留酒	2	0	0	0	0	0
英領アンギラ		蒸留酒	2	260	0	0	0	0
		かつお・まぐろ・さば類	42	695	0	0	0	0
		調理加工水産動物類	2	260	0	0	0	0
		切り身、むき身の鮮魚類(冷凍食品を含む)	1	8	0	0	0	0
南米州	コロンビア	蒸留酒	1	0	0	0	0	0
		コーヒー豆	2,420	71,491	260	7,490	3	21
		熱帯産果実	155	2,480	9	143	0	0
		コーヒー製品	76	1,682	2	71	0	0
		粉末清涼飲料	70	424	22	90	0	0

生産・製造国別上位5品目(重量ベース)の届出・検査・違反状況

地域名	国名	品目名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
			件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
ベネズエラ		植物性油脂	21	331	0	0	0	0
		カカオ豆	240	5,944	240	5,944	15	375
		かつお・まぐろ・さば類	5	90	0	0	0	0
		蒸留酒	41	18	7	0	0	0
		洋菓子	14	10	1	0	0	0
ガイアナ		蒸留酒	16	3	0	0	0	0
スリナム		魚肉ねり製品	67	676	2	24	0	0
エクアドル		えび類	22	169	1	9	0	0
		熱帯産果実	4,154	168,440	126	4,096	0	0
ペルー		野菜: 冷凍食品	1,927	21,832	43	456	0	0
		カカオ豆	220	5,418	220	5,418	10	191
		原料用果汁	22	1,891	4	257	0	0
		ココア製品	79	1,700	5	100	0	0
		熱帯産果実	428	7,019	25	373	0	0
ボリビア		その他の水産動物類	173	4,608	10	289	0	0
		切り身・むき身の鮮水産動物類(冷凍食品を含む)	252	4,530	17	206	0	0
		調理加工水産動物類	166	4,350	4	107	0	0
		果実: 冷凍食品	185	2,688	42	505	1	0
		その他の種実類	53	1,660	14	430	0	0
チリ		オイルシード(食用油の採油用のもの)	11	1,058	2	213	0	0
		糖類	13	752	1	52	0	0
		その他の雑穀	43	239	7	32	0	0
		塩類	6	99	1	22	0	0
		その他の魚類	3,436	78,639	32	716	0	0
ブラジル		果実酒	8,910	74,106	30	176	0	0
		切り身・むき身の鮮魚類(冷凍食品を含む)	2,190	34,927	288	4,385	0	0
		豚肉	2,249	27,828	29	336	0	0
		かんきつ類果実	1,376	17,247	63	837	0	0
		大豆	15	489,197	11	307	4	46
パラグアイ		鶏肉	19,766	394,478	388	7,240	0	0
		コーヒー豆	2,339	133,042	198	8,116	0	0
		とうもろこし	25	93,548	5	7,633	0	0
		原料用果汁	624	63,820	52	3,031	1	70
		その他の種実類	134	7,860	134	7,860	1	26
ウルグアイ		オイルシード(食用油の採油用のもの)	16	3,338	16	3,338	0	0
		大豆	1	280	0	0	0	0
		砂糖	2	24	1	4	0	0
		糖類	1	20	0	0	0	0
		香料	558	805	0	0	0	0
アルゼンチン		酸味料	372	297	1	0	0	0
		すずき・たい・にべ類	13	172	1	0	0	0
		原料用果汁	11	160	1	6	0	0
		調味料	130	116	2	0	0	0
		原料用果汁	438	18,459	33	1,211	0	0
フォークランド諸島及びその附属諸島(英)		えび類	651	12,092	138	2,060	0	0
		グレープマスト及び原酒	137	5,438	0	0	0	0
		魚肉ねり製品	139	5,191	5	96	0	0
		はちみつ	156	4,448	5	101	0	0
		その他の魚類	4	65	0	0	0	0
アフリカ州		切り身・むき身の鮮魚類(冷凍食品を含む)	2	23	0	0	0	0
		すずき・たい・にべ類	1	12	1	12	0	0
		あじ・ぶり・しいら類	1	0	0	0	0	0
		その他の水産動物類	753	15,899	52	1,044	0	0
		その他の野草加工品及び香辛料	82	3,066	12	372	0	0
		ベリー類果実	53	1,364	2	64	0	0
		かつお・まぐろ・さば類	27	1,079	0	0	0	0
		乾燥海藻類	61	999	0	0	0	0
		果実酒	2	1	0	0	0	0
		乾燥果実(粉類を含む)	2	1	2	1	0	0
		めん類(冷凍食品を除く)	90	1,222	2	43	0	0
		かつお・まぐろ・さば類	2	287	0	0	0	0
		植物性油脂	48	117	0	0	0	0
		乾燥海藻類	1	30	0	0	0	0
		乾燥果実(粉類を含む)	20	25	1	0	0	0
		ベリー類果実	44	2,443	2	114	0	0
		野菜: 冷凍食品	44	2,326	5	286	0	0
その他の種実類	31	1,297	10	397	0	0		
ジャム及びマーマレード	46	1,188	3	42	0	0		
乾燥野菜	42	1,114	1	21	0	0		
増粘安定剤	2	40	1	0	0	0		
その他の野草加工品及び香辛料	1	0	0	0	0	0		

生産・製造国別上位5品目(重量ベース)の届出・検査・違反状況

地域名	国名	品目名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
			件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
モリタニア		その他の水産動物類	344	13,205	15	669	0	0
		切り身・むき身の鮮水産動物類(冷凍食品を含む)	7	116	0	0	0	0
		その他の水産食品	5	1	1	0	0	0
		切り身・むき身の鮮貝類(冷凍食品を含む)	1	0	0	0	0	0
		あじ・ぶり・しいら類	2	0	0	0	0	0
セネガル		その他の水産動物類	96	722	11	63	0	0
		かつお・まぐろ・さば類	11	283	0	0	0	0
		すずき・たいにべ類	8	84	1	23	0	0
		その他の魚類	7	44	0	0	0	0
		乾燥海藻類	3	32	0	0	0	0
コートジボワール		カカオ豆	43	1,813	43	1,813	2	98
		ココア製品	42	1,254	5	101	0	0
		かつお・まぐろ・さば類	17	421	0	0	0	0
		ナッツ類	2	0	0	0	0	0
		いったもの及び揚げたもの(コーヒー豆及びココア豆を除	1	0	0	0	0	0
ガーナ		カカオ豆	460	41,281	460	41,281	3	250
		ココア製品	178	4,808	13	371	0	0
		かつお・まぐろ・さば類	10	307	0	0	0	0
		いも類	33	8	0	0	0	0
		粉類	1	7	0	0	0	0
トーゴ		その他の種実類	1	114	0	0	0	0
		ビール	3	1	0	0	0	0
		乾燥果実(粉類を含む)	4	0	0	0	0	0
ベナン		いったもの及び揚げたもの(コーヒー豆及びココア豆を除	2	0	0	0	0	0
マリ		乾燥果実(粉類を含む)	2	0	1	0	0	0
ブルキナファソ		オイルシード(食用油の採油用のもの)	38	16,333	38	16,333	4	1,793
		その他の種実類	1	90	1	90	0	0
		乾燥果実(粉類を含む)	6	3	1	1	0	0
		その他の他に分類されない農産加工品	7	0	3	0	0	0
		植物性油脂	3	0	1	0	0	0
カナリー諸島(西)		コーヒー豆	1	0	0	0	0	0
ナイジェリア		オイルシード(食用油の採油用のもの)	144	54,891	144	54,891	1	468
		その他の種実類	25	2,603	21	2,603	0	0
		ビール	6	103	0	0	0	0
		乾燥野菜	8	24	2	2	0	0
		麦類の粉	2	3	0	0	0	0
ルワンダ		コーヒー豆	35	233	0	0	0	0
		発酵茶	3	3	0	0	0	0
		はちみつ	1	0	0	0	0	0
		不発酵茶	1	0	0	0	0	0
カメルーン		カカオ豆	11	494	0	0	0	0
		コーヒー豆	1	17	0	0	0	0
		ペッパー類	2	0	0	0	0	0
		その他の他に分類されない農産加工品	1	0	0	0	0	0
コンゴ共和国		コーヒー豆	2	3	0	0	0	0
		カカオ豆	1	0	0	0	0	0
コンゴ民主共和国		コーヒー豆	5	42	0	0	0	0
		カカオ豆	2	0	0	0	0	0
ブルンジ		コーヒー豆	21	151	0	0	0	0
		発酵茶	1	11	0	0	0	0
アンゴラ		調理加工水産動物類	1	21	0	0	0	0
サントメ・プリンシペ		カカオ豆	1	12	0	0	0	0
セントヘレナ及びその附属諸島(英)		えび類	5	18	0	0	0	0
		コーヒー豆	1	0	0	0	0	0
エチオピア		コーヒー豆	656	20,832	67	1,602	1	1
		その他の種実類	67	4,539	10	681	0	0
		オイルシード(食用油の採油用のもの)	6	1,180	1	38	0	0
		小豆類	5	66	0	0	0	0
		はちみつ	2	4	0	0	0	0
ソマリア		オイルシード(食用油の採油用のもの)	1	269	0	0	0	0
		かつお・まぐろ・さば類	1	11	0	0	0	0
		水産動物油脂	1	7	0	0	0	0
ケニア		発酵茶	84	1,158	4	52	0	0
		オイルシード(食用油の採油用のもの)	3	1,016	1	353	0	0
		コーヒー豆	73	894	4	103	0	0
		ナッツ類	19	285	4	60	0	0
		かつお・まぐろ・さば類	1	24	0	0	0	0
ウガンダ								

生産・製造国別上位5品目(重量ベース)の届出・検査・違反状況

地域名	国名	品目名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
			件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)
タンザニア		コーヒー豆	67	1,768	9	208	0	0
		オイルシード(食用油の採油用のもの)	5	1,387	2	205	0	0
		その他の種実類	4	615	1	110	0	0
		切り身、むき身の鮮魚類(冷凍食品を含む)	4	76	0	0	0	0
		粉乳	3	75	1	25	0	0
セーシェル		オイルシード(食用油の採油用のもの)	41	17,029	41	17,029	3	1,157
		コーヒー豆	298	10,827	9	455	0	0
		その他の種実類	14	3,047	14	3,047	1	116
		切り身、むき身の鮮魚類(冷凍食品を含む)	26	471	0	0	0	0
		カカオ豆	9	252	0	0	0	0
モザンビーク		かつお・まぐろ・さば類	513	8,791	0	0	0	0
		その他の魚類	1	0	0	0	0	0
マダガスカル		その他の種実類	57	3,796	20	1,861	0	0
		オイルシード(食用油の採油用のもの)	10	3,063	7	2,288	0	0
		二枚貝類	9	122	2	23	0	0
		貝:冷凍食品	5	85	1	12	0	0
		かつお・まぐろ・さば類	57	34	0	0	0	0
モーリシャス		カカオ豆	24	242	1	0	0	0
		その他の水産動物類加工品	12	80	0	0	0	0
		えび類	27	79	3	23	0	0
		丁子(クローブ)	5	46	0	0	0	0
		水産動物:冷凍食品	10	42	1	5	0	0
レユニオン		かつお・まぐろ・さば類	110	1,257	0	0	0	0
		切り身、むき身の鮮魚類(冷凍食品を含む)	90	240	23	85	0	0
		蒸留酒	13	3	3	1	0	0
		発酵茶	1	1	0	0	0	0
		その他のアルコールを含む飲料	2	0	0	0	0	0
ジンバブエ		その他の水産動物類加工品	1	9	0	0	0	0
		えび類	1	4	0	0	0	0
		その他のアルコールを含む飲料	4	2	0	0	0	0
		ペッパー類	1	1	0	0	0	0
		コーヒー豆	1	0	0	0	0	0
ナミビア		その他の種実類の調整品	6	0	0	0	0	0
		コーヒー製品	2	0	0	0	0	0
		大豆	1	0	0	0	0	0
		ジャム及びマーマレード	7	0	0	0	0	0
		植物性油脂	3	0	0	0	0	0
南アフリカ共和国		調理加工水産動物類	28	166	3	12	0	0
		水産動物:冷凍食品	6	58	1	11	0	0
		その他の水産動物類加工品	2	28	0	0	0	0
		えび類	2	14	0	0	0	0
		かんきつ類果実	777	35,037	95	4,211	0	0
マラウイ		シロップ漬け	682	10,789	54	752	0	0
		原料用果汁	187	7,154	23	882	0	0
		その他の清涼飲料水	236	3,251	44	491	0	0
		落花生(ピーナッツ)	177	3,125	177	3,125	5	89
		ナッツ類	19	277	0	0	0	0
ザンビア		発酵茶	11	177	1	6	0	0
		オイルシード(食用油の採油用のもの)	1	59	0	0	0	0
		コーヒー豆	3	48	0	0	0	0
		その他の豆類	2	2	0	0	0	0
		コーヒー豆	1	18	0	0	0	0
スワジランド		シロップ漬け	15	219	2	17	0	0
		かんきつ類果実	3	116	1	44	0	0
		果実漬け物	3	0	0	0	0	0
		ジャム及びマーマレード	5	0	0	0	0	0
		その他の果実の調整品	2	0	0	0	0	0
コモロ		その他の野草加工品及び香辛料	11	0	0	0	0	0
		乾燥野菜	1	0	0	0	0	0
		けい皮(シナモン)	1	0	0	0	0	0
南スーダン		はちみつ	1	0	0	0	0	0
	太平洋州(ハワイを含まない)							
オーストラリア		小麦	166	876,035	11	28,323	2	17
		糖類	160	619,321	16	13,714	0	0
		牛肉	33,971	301,481	332	3,085	0	0
		大麦	72	186,247	6	1,196	5	1,193
		チーズ及びカード	2,312	84,811	124	2,193	2	0
バブアニューギニア		コーヒー豆	77	2,562	1	19	0	0
		かつお・まぐろ・さば類	115	1,644	0	0	0	0
		えび類	28	380	3	12	0	0
		肉エキス	4	35	0	0	0	0
		発酵茶	1	3	0	0	0	0
ニュージーランド								

生産・製造国別上位5品目(重量ベース)の届出・検査・違反状況

地域名	国名	品目名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量			
			件数	重量(トン)	件数	重量(トン)	件数	重量(トン)		
クック		熱帯産果実	390	89,804	30	5,589	0	0		
		チーズ及びカード	1,735	59,052	77	1,167	0	0		
		うり科野菜	459	47,611	8	368	0	0		
		乳を主原料とするもの	840	23,775	24	422	0	0		
		牛肉	3,790	23,595	72	613	0	0		
		その他の魚類	20	808	2	14	0	0		
		かつお・まぐろ・さば類	61	136	0	0	0	0		
		原料用果汁	14	87	3	22	0	0		
		その他の清涼飲料水	2	1	1	0	0	0		
		あじ・ぶり・しいら類	1	1	0	0	0	0		
		トケラウ諸島(ニュージーランド)		かつお・まぐろ・さば類	1	1	0	0	0	0
				金属製割ぼう具	2	0	0	0	0	0
				ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引き製の飲食器具	6	0	0	0	0	0
		ニウエ		きのこ類	1	0	1	0	0	0
				原料用果汁	3	6	1	2	0	0
サモア		原料用果汁	4	58	2	20	0	0		
		かつお・まぐろ・さば類	41	53	0	0	0	0		
		その他の清涼飲料水	4	32	1	8	0	0		
		ココア製品	1	1	0	0	0	0		
バヌアツ		かつお・まぐろ・さば類	746	13,459	0	0	0	0		
		牛肉	34	144	2	27	0	0		
		その他の魚類	6	39	0	0	0	0		
フィジー		かつお・まぐろ・さば類	334	3,496	0	0	0	0		
		ミネラルウォーター類	39	1,772	9	153	0	0		
		ビール	4	7	0	0	0	0		
		その他の果実の調整品	2	1	0	0	0	0		
		カレー粉	1	0	0	0	0	0		
ソロモン		かつお・まぐろ・さば類	39	1,599	0	0	0	0		
トンガ		うり科野菜	28	2,010	2	72	0	0		
		かつお・まぐろ・さば類	106	165	0	0	0	0		
		原料用果汁	2	8	1	4	0	0		
キリバス		かつお・まぐろ・さば類	105	1,997	0	0	0	0		
ニュー・カレドニア(仏、含Chester)		うり科野菜	15	2,267	3	134	0	0		
		えび類	18	663	2	28	0	0		
		かつお・まぐろ・さば類	191	237	0	0	0	0		
		洋菓子	51	10	4	0	0	0		
		ビール	6	7	3	4	0	0		
		原料用果汁	13	342	3	49	0	0		
仏領ポリネシア		ビール	17	64	0	0	0	0		
		かつお・まぐろ・さば類	2	5	0	0	0	0		
		その他の清涼飲料水	1	5	1	5	0	0		
		茶の代用品	3	4	0	0	0	0		
		原料用果汁	1	13	0	0	0	0		
グアム(米)		かつお・まぐろ・さば類	516	1,325	0	0	0	0		
		洋菓子	2	1	0	0	0	0		
ツバル		かつお・まぐろ・さば類	26	353	0	0	0	0		
マーシャル		かつお・まぐろ・さば類	167	5,075	8	518	0	0		
ミクロネシア		かつお・まぐろ・さば類	62	3,547	1	74	0	0		
パラオ(国連信託米統治)		かつお・まぐろ・さば類	954	1,796	11	17	0	0		
		原料用果汁	1	13	0	0	0	0		
		洋菓子	2	0	1	0	0	0		
特殊地域	コンボ	きのこ類	2	0	2	0	0	0		

食安発0729第4号
平成27年7月29日

各
都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长
殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準に定めるサルモネラ属菌
及び黄色ブドウ球菌の試験法の改正について

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）に定めるサルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌の試験法について、国際整合性を図る観点から、国立医薬品食品衛生研究所における試験法検討の結果、今般、その試験法が報告されたところである。

については、「食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（平成5年3月17日付け衛乳第54号。以下「平成5年通知」という。）及び「食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（平成10年11月25日付け生衛発第1674号。以下「平成10年通知」という。）を下記のとおり改正することとしたので、関係者への周知方よろしく願います。

なお、本通知は、平成28年1月29日から適用することとし、それまでの間、なお従前の例によることができる旨申し添える。

記

- 1 平成5年通知のうち、別紙1を本通知の別添のとおり改める。
- 2 平成10年通知のうち、第2の2の(2)のA中「別紙に示す試験法により、」を「平成5年3月17日付け衛乳第54号に示す試験法により、」に改め、別紙を削除する。

(別紙1) 食肉製品、鯨肉製品及び魚肉ねり製品の試験法

第1 検体の採取、運搬及び試料の調製

1 食肉製品、鯨肉製品及び魚肉ねり製品

- (1) 1検体当たり約100gを採取する。検体は、原則として容器包装のまま採取する。ただし、ハム等のように、1包装単位が1kg以上に及ぶものは、切断して採取する。この場合、滅菌した器具及び容器を用い、汚染の起こらぬよう検体を採取すること。また、切断面で微生物が増殖したり、包装内面を伝わって断面部から微生物が内部に侵入しないように保管法にも注意すること。
- (2) 採取した検体の運搬は、保冷容器を用い、氷等で4℃以下に検体を保ち、速やかに検査に供することができるよう運搬すること。なお、冷凍状態のものは、ドライアイス等で凍結しつつ運搬すること。
- (3) 微生物試験に供する試料の調製は、製品（スライスハム等細切された製品を除く。）の切断すべき表面をアルコール綿でよくふいた後、滅菌した器具を用いて無菌的に切断し、その断面の中央部から25gを無菌的に採り試料とする。試料に滅菌ペプトン加生理食塩水225mLを加えて細砕し、試料液とする。スライスハム等細切された製品にあつては、滅菌した器具を用いて25gを無菌的に切断して採り、試料とする。試料に滅菌ペプトン加生理食塩水225mLを加えて細砕し、試料液とする。

ただし、食肉製品に係る試験のうち、サルモネラ属菌については別添1、黄色ブドウ球菌については別添2によること。

2 砂糖、でん粉及び香辛料

検体の採取に当たっては、検査対象を十分にかき混ぜた後、砂糖又はでん粉にあつては100g以上、香辛料にあつては10g以上を無菌的に滅菌採取ビンに採る。

検体は、よくかき混ぜた後、無菌的に5gを滅菌試料ビンに採取し、滅菌ペプトン加生理食塩水を加えて100mLとし、密栓してよく振り混ぜる。

その液約20mLを無菌的に滅菌中試験管（18mm×180mm）に採り、沸騰水浴中に入れ10分間加熱した後、急冷して試料液とする。

第2 試薬及び培地

1 微生物試験に用いる試薬及び培地

試薬及び培地は、次のとおりとする。なお、(2)から(6)については市販品を用いても差し支えない。

ただし、食肉製品に係る試験のうち、サルモネラ属菌については別添1、黄色ブドウ球菌については別添2によること。

(1) ペプトン加生理食塩水

ペプトン1.0 g及び塩化ナトリウム8.5 gを精製水1,000 mLに溶かし、滅菌する。最終pHは 7.0 ± 0.1 でなければならない。

(2) ECはっ酵管

標準処方は次のとおりとする。

ペプトン20.0 g、乳糖5.0 g、胆汁酸塩1.5 g、リン酸水素カリウム4.0 g、リン酸二水素カリウム1.5 g及び食塩5.0 gを1,000 mLの精製水に溶かす。これをはっ酵管に分注して滅菌した後、速やかに冷却する。最終pHは 6.9 ± 0.1 でなければならない。

(3) EMB培地

標準処方は次のとおりとする。

ペプトン10.0 g、リン酸水素カリウム2.0 g、乳糖10.0 g、エオシンY0.4 g、メチレンブルー0.065 g及び寒天15 gを精製水1,000 mLに加え、加熱溶解し、滅菌し、分注して、平板とする。最終pHは 7.0 ± 0.1 でなければならない。

(4) 乳糖ブイオンはっ酵管

標準処方は次のとおりとする。

肉エキス3.0 g、ペプトン5.0 g、乳糖5.0 g及びブロムチモールブルー0.024 gを1,000 mLの精製水に溶かす。これをはっ酵管に分注して滅菌した後、速やかに冷却する。最終pHは 7.2 ± 0.1 でなければならない。

(5) クロストリジウム培地

標準処方は次のとおりとする。

混合ペプトン15.0 g、大豆ペプトン7.5 g、酵母エキス7.5 g、肉エキス7.5 g、クエン酸鉄アンモニウム1.0 g、メタ重亜硫酸ナトリウム1.0 g、L-システイン塩酸塩0.75 g及び寒天30.0 gを精製水1,000 mLに加え、加熱溶解し、滅菌する。最終pHは 7.6 ± 0.1 でなければならない。

(6) 倍濃度BGLBはっ酵管

標準処方は次のとおりとする。

ペプトン 10.0 g、乳糖 10.0 g、牛胆汁末 20.0 g 及びブリリアントグリーン 0.0133 g に精製水を加えて 500 mL とし、加温溶解し、はっ酵管に約 10 mL ずつ分注した後、滅菌する。最終 pH は 7.2 ± 0.1 でなければならない。

2 亜硝酸根の試験に用いる試薬

試薬は、次のとおりとする。

- (1) スルファニルアミド：〔特級〕
- (2) スルファニルアミド液：スルファニルアミド 0.5 g を塩酸（1→10）100 mL に加温しながら溶かす。
- (3) ナフチルエチレンジアミン溶液：N—1—ナフチルエチレンジアミン二塩酸塩 0.12 g を水 100 mL に溶かす。
- (4) N—1—ナフチルエチレンジアミン二塩酸塩：〔特級〕

第3 試験法

1 微生物

(1) 非加熱食肉製品及び特定加熱食肉製品の E. coli の試験法

- ① 試料液 1 mL ずつを接種した EC はっ酵管を 5 本、試料液の 10 倍希釈液 1 mL ずつを接種した EC はっ酵管を 5 本用意し、 $44.5 \text{ }^\circ\text{C} \pm 0.2 \text{ }^\circ\text{C}$ の温度で 24 時間 ± 2 時間培養した後、ガス発生を認めないものは E. coli 陰性とする。
- ② ガス発生を認めた場合は、直ちに 1 白金耳量を EMB 培地に塗抹培養して、独立した集落を形成させる。 $35.0 \text{ }^\circ\text{C} \pm 1.0 \text{ }^\circ\text{C}$ で 24 時間 ± 2 時間培養後 EMB 培地から大腸菌群の定型的集落を釣菌して、乳糖ブイオンはっ酵管及び寒天斜面培地に移植する。

その乳糖ブイオンはっ酵管で当該集落を 48 時間培養してガス発生を確認したものと相対する寒天斜面培地上の菌について鏡検し、グラム陰性無芽胞桿菌を認めた場合は E. coli 陽性とし、その他の場合は E. coli 陰性とする。
- ③ 試料液について陽性を示すものが 3 以下であれば E. coli がその 1 g につき 10 以下、試験液の 10 倍希釈液について陽性を示すものが 3 以下であれば E. coli がその 1 g につき 100 以下とする。

(2) 加熱食肉製品及び乾燥食肉製品の E. coli の試験法

- ① 試料液 1 mL それぞれについて 5 本の EC はっ酵管に接種し、 $44.5\text{ }^{\circ}\text{C}\pm 0.2\text{ }^{\circ}\text{C}$ の温度で 24 時間 \pm 2 時間培養した後、ガス発生を認めないものは E. coli 陰性とする。
- ② ガス発生を認めた場合は、直ちに 1 白金耳量を EMB 培地に塗抹培養して、独立した集落を形成させる。 $35.0\text{ }^{\circ}\text{C}\pm 1.0\text{ }^{\circ}\text{C}$ で 24 時間 \pm 2 時間培養後 EMB 培地から大腸菌群の定型的集落を釣菌して、乳糖ブイオンはっ酵管及び寒天斜面培地に移植する。

その乳糖ブイオンはっ酵管で当該集落を 48 時間培養してガス発生を確認したものと相対する寒天斜面培地上の菌について鏡検し、グラム陰性無芽胞桿菌を認めた場合は E. coli 陽性とし、その他の場合は E. coli 陰性とする。

(3) サルモネラ属菌試験法

別添 1 の方法によること。

(4) 黄色ブドウ球菌試験法

別添 2 の方法によること。

(5) クロストリジウム属菌試験法

試料液 10 mL 及び試料液の 10 倍希釈液 10 mL ずつをそれぞれについて 2 枚の滅菌パウチ (ラミネートフィルム製、市販品あり。) に正確に採り、あらかじめ加温して溶かし $45\text{ }^{\circ}\text{C}\sim 50\text{ }^{\circ}\text{C}$ の温度に保持したクロストリジウム培地約 15 mL をこれに加え、よく混合し、熱シールした後、冷却凝固させる。培地が凝固した後、 $35.0\text{ }^{\circ}\text{C}\pm 1.0\text{ }^{\circ}\text{C}$ で 24 時間 \pm 2 時間培養する。この場合、検体の希釈に用いた滅菌ペプトン加生理食塩水 10 mL を培地に混合し、以下試料の場合と同様に操作して培養したものを対照とし、パウチ、滅菌生理ペプトン加食塩水及び培地が無菌であったこと並びに操作が完全であったことを確かめなければならない。菌数の算定は、黒色の集落につき、食品、添加物等の規格基準中第 1 食品の部 D 各条の項の○ 氷雪の 1 氷雪の成分規格の (2) の 2. の a から g までに準じて行い、クロストリジウム属菌の菌数とする。

(6) 大腸菌群試験法

- ① 3 本の倍濃度 BGLB はっ酵管に試料液 10 mL ずつをそれぞれに接種し、 $35.0\text{ }^{\circ}\text{C}\pm 1.0\text{ }^{\circ}\text{C}$ の温度で 48 時間 \pm 3 時間培養した後、ガス発生を認めないものは大腸菌群陰性とする。
- ② ガス発生を認めた場合は、直ちに 1 白金耳量を EMB 培地に塗抹培養して、独立した集落を形成させる。 $35.0\text{ }^{\circ}\text{C}\pm 1.0\text{ }^{\circ}\text{C}$ で 24 時間 \pm 2 時間培養後 EMB 培

地から大腸菌群の定型的集落を釣菌して、乳糖ブイオンはっ酵管及び寒天斜面培地に移植する。その乳糖ブイオンはっ酵管で当該集落を 48 時間±3 時間培養してガス発生を確認したものと相対する寒天斜面培地上の菌について鏡検し、グラム陰性無芽胞桿菌を認めた場合は大腸菌群陽性とし、その他の場合は大腸菌群陰性とする。

(7) 芽胞数の試験法

試料液の 10 倍希釈液及び 100 倍希釈液を作成する。

試料液、試料液の 10 倍希釈液及び 100 倍希釈液のそれぞれについて滅菌ペトリ皿を 2 枚用意し、滅菌ピペットを用いて対応する滅菌ペトリ皿に当該試料液 1 mL ずつを正確に採り、あらかじめ加温して溶かし 45 °C~50 °C の温度に保持した標準寒天培地（食品、添加物の規格基準中第 1 食品の部 D 各条の○ 氷雪の 1 氷雪の成分規格の目の(2)の 2. 細菌数（生菌数）の測定法に規定する標準寒天培養基をいう。）約 15 mL をこれに加え、静かによく混合し、冷却凝固させる。培地が凝固した後、倒置して 35.0 °C±1.0 °C で 48 時間±3 時間培養する。この場合、検体の希釈に用いた滅菌ペプトン加生理食塩水 1 mL に培地を混合し、以下試料の場合と同様に操作して培養したものを対照とし、ペトリ皿、滅菌ペプトン加生理食塩水及び培地が無菌であったこと並びに操作が完全であったことを確かめなければならない。

芽胞数の算定は、食品、添加物等の規格基準中第 1 食品の部 D 各条の項の○ 氷菓の 1 氷菓の成分規格の目の(3)の 2. 細菌数（生菌数）の測定法に規定する細菌数の算定により行う。

2 亜硝酸根

(1) 試料液の調製

試料約 10 g を正確に量り、約 80 °C の水 80 mL 及び 0.5N 水酸化ナトリウム溶液 10 mL を加え、ホモジナイズした後、容量 200 mL のフラスコに移す。容器は温水 10 mL ずつで 5 回洗浄し、洗液はフラスコに加える。これに硫酸亜鉛溶液（3→25）10 mL を加えてよく振り混ぜた後、ときどき振り混ぜながら 80 °C の水浴中で 20 分間加温する。次に、冷水中で室温まで冷却した後、0.5N 水酸化ナトリウム溶液で pH 9.5 に調整し、水を加えて正確に 200 mL とする。内容をよく混和し、冷蔵庫中に約 30 分間放置した後、乾燥ろ紙を用いて共栓フラスコへろ過する。最初のろ液約 20 mL を捨て、澄明なる液を試料液とする。

(2) 空試料液の調製

水 10 mL を容量 200 mL のフラスコに採り、(1) 試料液の調製と同様に操作し、空試料液とする。

(3) 検量線用標準液の調製

亜硝酸ナトリウム 0.150 g を正確に量り、1,000 mL のメスフラスコに入れ、水を加えて溶かして正確に 1,000 mL とし、標準原液とする。標準原液 10 mL を正確に量り、100 mL のメスフラスコに入れ、水を加えて正確に 100 mL とし、その 2 mL を正確に量り、水を加えて正確に 100 mL とし標準液とする（この液 1 mL は、亜硝酸根 $0.2 \mu\text{g}$ を含む。）。標準液 2.5 mL、5 mL、10 mL、15 mL 及び 20 mL をそれぞれ正確に量り、それぞれ水を加えて正確に 20 mL とし、それぞれを検量線用標準液とする（これらの液 20 mL 中には、それぞれ亜硝酸根 $0.5 \mu\text{g}$ 、 $1 \mu\text{g}$ 、 $2 \mu\text{g}$ 、 $3 \mu\text{g}$ 及び $4 \mu\text{g}$ を含む。）。

(4) 測定法

① 測定条件

分光光度計を用い、波長 540 nm の吸光度を測定する。

② 測定

試料液及び空試料液それぞれ 20 mL（注 1）を正確に量り、それぞれ 25 mL のメスフラスコに入れ、それぞれにスルファニルアミド液 1 mL、塩酸（1→2）1 mL、ナフチルエチレンジアミン溶液 1 mL 及び水を加えてそれぞれ正確に 25 mL とし、よく振り混ぜ、20 分間放置し（注 2）、測定液及び空測定液とする。水 20 mL を用いて同様に操作したものを対照として 540 nm における測定液及び空測定液の吸光度を測定し、 E_A 、 E_B とする。試料液が着色しているときは試料液 20 mL を正確に量り、塩酸（1→2）1 mL 及び水を加えて正確に 25 mL としたものを、水を対照として吸光度を測定し、 E_C とする。

吸光度差 $E_A - E_B$ 、又は試料液が着色した場合は吸光度差 $E_A - (E_B + E_C)$ を求め、 ΔE とする（注 3）。

③ 検量線

検量線用標準液 20 mL ずつをそれぞれ正確に量り、それぞれ 25 mL のメスフラスコに入れ、②測定における試料液と同様に操作し、それぞれの吸光度差 ΔE_{S1} 、 ΔE_{S2} 、 \dots 、 ΔE_{S5} を求め、検量線を作成する。

④ 定量

測定液の吸光度差 ΔE と検量線から試料液中の亜硝酸根含有量 ($\mu\text{g}/\text{tube}$) を求め、次式によって検体中の亜硝酸根含量 (g/kg) を計算する。

亜硝酸根含量 (g/kg)

$$= C \times (200/20) \times (1/W) \times (1/1,000)$$

$$= C / (100 \times W)$$

C : 試料液中の亜硝酸根含量 ($\mu\text{g}/\text{tube}$)

W : 試料の採取量 (g)

- (注1) NO_2^- 濃度の高い場合は、検量範囲 ($0.02 \mu\text{g}/\text{mL} \sim 0.2 \mu\text{g}/\text{mL}$) に入るよう試料液を希釈する。
- (注2) 呈色は反応時間 10 分間から 2 時間程度まで安定であるので、約 20 分間放置してよい。
- (注3) 試料中にアスコルビン酸等の還元物質が含まれている場合は定量妨害となり、亜硝酸の測定値は低くなる。その場合、試料量の 10 g を 5 g 又は 2 g に減らすか、試料液の 20 mL を 10 mL 又は 5 mL に減らすことにより、その測定値の低下を幾分か防止することができる。

3 pH

(1) 食肉製品

次の①又は②の方法により行うこと。

① 直接法

ニードル型電極を検体に直接挿入するか、又はスリーブ型電極を直接検体切断面に当てて pH を測定する。測定部分は、いずれの電極を用いた場合も検体表面から 5 mm 以上の内側とし、最低 3 か所を測定して、その平均値を検体の pH とする。

② 水抽出法

検体表面から 5 mm 以上の内側の部分を採取し試料とする。試料に、食肉の場合は試料に対して 9 倍量以内、製品の場合は試料と 2～3 倍量以内の精製水を加え、均質化し、得られた上澄液について pH を測定し、検体の pH とする。

(2) 魚肉ねり製品

製品の一部を採取し試料とし、試料に、その 10 倍量の精製水を加え、細碎し、pH を測定し、検体の pH とする。

4 水分活性

次の(1)又は(2)の方法により行うこと。ただし、(2)により行うことができるのは、アルコール等揮発性物質の影響を受けない場合に限る。

なお、飽和溶液の選定に当たっては測定しようとする（適否の判定基準となる）水分活性を中心に上下同間隔を持つ試薬を用いるよう留意すること。また、飽和溶液の作製に当たっては、25℃における溶解度を予め把握しておくこと。水分活性の測定値は小数点以下2桁までとし、3桁以下は切捨とすること。

- (1) 容器包装を取り除き、検体表面から5 mm以上内側の部分を速やかに細切するか、表層部分が除去しにくい検体にあつてはそのまま輪切りにして試料とする。試料は水分活性測定装置の検出器内空間容積の3%以上の容積となるよう適当量を採取し、アルミ箔皿又は開放型平皿に乗せ、直ちに検出器に入れて上蓋を閉めて密閉し、25℃±2℃の条件下に置く。10分間隔で数値を読み、その間に数値の変動が認められない時点が、検出器内の水蒸気圧が平衡状態になったと見なし、その時の数値を検体の水分活性とする。

なお、水分活性測定装置には電気抵抗式（Change in electrical conductivity of immobilized salt soln）による機器を用い、測定する前に既知飽和溶液を用いて校正すること。

- (2) 容器包装を取り除き、無作為に10 g～20 gを採り、これを検体とする。

検体を速やかに細切し、これより約1 gをとり、（又は検体を内径25 mmのコルクポラーで抜き取った後約1 gになるようにスライスし、）予め精秤したアルミ箔（内径25 mm）に入れて精秤する。これを試料とする。

測定しようとする水分活性より高い値をもつ飽和溶液A及び測定しようとする水分活性より低い値をもつ飽和溶液Bを準備する。

試料は速やかにコンウェイユニット（以下「ユニット」という。）の内室に入れ、外室にはA、Bを別々のユニットに3 mL～4 mLを入れた後、ユニットのすり合わせ部分にワセリンを塗り蓋をする。クリップして気密を保つようにして25℃±2℃で2時間±0.5時間静置する。

2時間±0.5時間静置後試料の重量を精秤し、予め測定した重量との増減を求め、次式により試料の水分活性を算出する。

$$\text{水分活性} = (b \times x - a \times y) / (x - y)$$

a : 飽和溶液Aの水分活性の値

b : 飽和溶液Bの水分活性の値

x : Aを使用した際の試料の重量増加量

y : Bを使用した際の試料の重量減少量

(別添1) サルモネラ属菌試験法

1. 試験法の概要

試験試料 25 g をストマッキング袋等に無菌的にとりわけ、緩衝ペプトン水(BPW) 225 mL を加え、ストマッカー等で均質化し、培養する。その培養液の一部を RV (Rappaport-Vassiliadis) 培地と TT (Tetrathionate) 培地で選択増菌培養後、2種類の分離寒天培地(硫化水素産生性で検出する培地と硫化水素産生性に関係なくサルモネラ属菌を検出する培地、それぞれ1種類)に塗抹後、培養し、疑わしい集落の形成を観察する。サルモネラ属菌と疑われる集落3個を TSI (Triple Sugar Iron) 寒天培地及び LIM (Lysine Indole Motility) 培地に接種し、生化学的性状の確認を行う。さらに、抗O血清による凝集反応によりO抗原の血清型別を実施してサルモネラ属菌と確定する。

2. 使用器具、装置

- (1) 滅菌ハサミ
- (2) 滅菌ピンセット
- (3) ストマッカー
- (4) ストマッキング袋
- (5) 三角フラスコ
- (6) 自動秤量分注装置又は秤量器
- (7) pH計
- (8) 滅菌ピペット、マイクロピペット及び滅菌チップ
- (9) メスシリンダー
- (10) 小試験管
- (11) 中試験管
- (12) 試験管立て
- (13) 白金耳
- (14) 高圧蒸気滅菌器(滅菌のインジケーター)
- (15) 乾熱滅菌器(滅菌のインジケーター)
- (16) 恒温槽、恒温水槽 (37 °C ± 1 °C 及び 42.0 °C ± 0.5 °C の仕様)
- (17) 滅菌シャーレ (直径 90 mm ~ 100 mm)

3. 培地、試薬及び抗血清

- (1) 前増菌用培地
 - ・緩衝ペプトン水 (BPW) : 加温溶解後、121 °C で 15 分間滅菌する。
- (2) 選択増菌用培地
 - ・RV (Rappaport-Vassiliadis) 培地: 加温溶解後、10 mL ずつ中試験管に分注し、115 °C

で15 分間滅菌する。作製後は冷蔵庫で数週間保存可能である。

- ・TT (Tetrathionate) 培地：沸騰まで加温混和後、45 °C以下に冷却する。ヨウ素溶液20 mLを培地1 Lに加え、よく攪拌する。さらに攪拌しながら、10 mLずつ滅菌中試験管に分注する。TT基礎培地は作製後冷蔵庫で保存可能であるが、ヨウ素溶液添加後には作製当日に使用すること。

(3) 分離寒天培地

- ・硫化水素の産生により判定する培地：MLCB、DHL又はXLDから1種類。使用説明書に従って作製する。

- ・硫化水素産生又は非産生によらずサルモネラ属菌と判定する培地：BGS (ブリアントグリーン+スルファピリジン)、CHS (クロモアガーサルモネラ)、ESII (ESサルモネラ寒天培地II)、SM2から1種類。使用説明書に従って作製する。

(4) 確認用培地

- ・TSI (Triple Sugar Iron) 寒天培地：加温溶解後、小試験管に分注、121 °Cで15分間滅菌し、高層斜面とする。

- ・LIM (Lysine Indole Motility)培地：加温溶解後、小試験管に分注、121 °Cで15分間滅菌し、高層に固める。

(5) O群別確認血清

サルモネラ免疫血清O多価、O1多価及びO群血清

(6) 生化学的性状確認培地、試薬等

- ・シモンズクエン酸ナトリウム培地：加温溶解後、小試験管に分注し、121 °Cで15分間滅菌し、斜面とする。

- ・VP半流動培地：加温溶解後、小試験管に分注し、121 °Cで15分間滅菌し、高層に固める。

- ・インドール試薬

- ・VP用試薬

- ・チトクロームオキシダーゼ試験用ろ紙

- ・ONPGディスク

- ・マロン酸塩培地：加温溶解後、小試験管に分注し、121 °Cで15分間滅菌する。

4. 試験手順

(1) 検体の調整

- ① 1検体当たり約100 gを採取する。検体は、原則として容器包装のまま採取する。ただし、ハム等のように、1包装単位が1 kg以上に及ぶものは、切断して採取する。この場合、滅菌した器具及び容器を用い、汚染の起こらぬよう検体を採取すること。また、切断面で微生物が増殖したり、包装内面を伝わって断面部から微生物が内部に侵入しないように保管法にも注意すること。

② 採取した検体の運搬は、保冷容器を用い、氷等で 4 °C 以下に検体を保ち、速やかに検査に供することができるよう運搬すること。なお、冷凍状態のものは、ドライアイス等で凍結しつつ運搬すること。

③ 微生物試験に供する試料の調製は、製品（スライスハム等細切された製品を除く。）の切断すべき表面をアルコール綿でよくふいた後、滅菌した器具を用いて無菌的に切断し、その断面の中央部から 25 g を無菌的に採り試料とする。

スライスハム等細切された製品にあっては、滅菌した器具を用いて 25 g を無菌的に切断して採り、試料とする。

(2) 前増菌培養

① BPW を約 37 °C に温めておく。

② 試料 25 g に BPW 225 mL を加え、1 分間ストマッカー処理する。

③ 37 °C で 22 時間 ± 2 時間前増菌培養する。

(3) 選択増菌培養

① RV 培地及び TT 培地を約 42 °C に温めておく。

② BPW で前培養した培養液 0.1 mL を RV 培地 10 mL に接種する。

③ BPW で前培養した培養液 1 mL を TT 培地 10 mL に接種する。

④ 接種した RV 及び TT 培地を 42 °C で 22 時間 ± 2 時間培養する。

(4) 選択分離培養

① 培養後の RV 及び TT 培地をよく攪拌する。

② 1 白金耳量を以下の (ア) 硫化水素の産生により判定する分離用寒天培地及び (イ) 硫化水素産生、非産生によらずサルモネラ属菌と判定する分離用寒天培地のグループからそれぞれ 1 種類を選び、画線塗抹する。

(ア) 硫化水素の産生により判定する分離用寒天培地 (1 種類選択)

・MLCB

・DHL

・XLD

(イ) 硫化水素産生、非産生によらずサルモネラ属菌と判定する分離用寒天培地 (1 種類選択)

・BGS (ブリリアントグリーン+スルファピリジン)

・CHS (クロモアガーサルモネラ)

・ESII (ES サルモネラ寒天培地 II)

・SM2 (chromID Salmonella Agar)

③ 接種した培地を 37 °C で 22 時間 ± 2 時間培養する。

注：サルモネラ属菌を釣菌する際、集落の色については、硫化水素により判定する培地では黒色集落をサルモネラ属菌と推定とする。また、硫化水素産生、非産生によらずサルモネラ属菌と判定する培地のうち、BGS では無色透明 (培地色

は赤色)、CHS では藤色並びに ESII 及び SM2 ではピンク色の集落がサルモネラ属菌と推定される定型集落である。分離用寒天培地上でのサルモネラ属菌集落の色についてはあらかじめ既知のサルモネラ属菌株を用いて検証しておくこと。

(5) 確認培養

- ① 各分離用寒天培地に形成された定型集落（各培地の上記注意を参照）を3個ずつ釣菌して、TSI 寒天培地と LIM 培地に接種する。
- ② TSI 寒天培地には白金線で高層に穿刺し、斜面に塗抹する。
- ③ LIM 培地は高層に穿刺する。
- ④ 接種した培地は 37 °C で 22 時間 ± 2 時間培養する。
- ⑤ 培養後、以下の結果が得られたものは定型的サルモネラ属菌と判断する。
 - (ア) TSI 寒天培地：高層部黄変・黒変・ガス産生（高層部における気泡又は亀裂の発生）及び斜面部が鮮やかに赤変したもの。
 - (イ) LIM 培地：培地全体が紫変（リジン陽性）、運動性陽性となることを確認後、インドール試薬の重層によりインドール反応を検討する。サルモネラ属菌はインドール反応陰性である（色の変化は無い）。インドール反応陽性の場合、数分以内に重層試薬の赤変を示す。
- ⑥ 定型的なサルモネラ属菌と判断された菌株は、(6) に示す O 抗原の血清学的試験を行い、サルモネラ属菌であることの確定及び O 抗原群について決定する。
- ⑦ サルモネラ属菌には、硫化水素非産生性、運動性の弱いもの、リジン陰性といった非定型的性状を示すものがあり、また、市販の O 血清に凝集の弱い O 群型別不能のサルモネラ属菌も知られている。①から⑥の操作により、定型的サルモネラ属菌の判断は可能であると考えるが、定型的性状を示さない場合は(7) に示す生化学的性状試験を実施し、サルモネラ属菌の確認をする。

(6) O 血清群別

サルモネラ属菌と疑われ、釣菌された菌株について、サルモネラ免疫血清を用いたスライド凝集法による O 血清群別試験を TSI 寒天培地斜面上から菌を採取して実施する。

- ① O 多価血清及び O1 多価血清を用いて凝集試験を行い、凝集が見られた O 群血清を用いて当該菌の O 群を決定する。
- ② サルモネラ属菌の定型的な生化学的性状を示したにもかかわらず、いずれの血清にも凝集が認められないときは O 群型別不能とし、(6) に示す生化学的性状試験を実施する。

(7) 生化学的性状

非定型的サルモネラ属菌が疑われる場合に(ア) から(オ) までに示した生化学的性状試験を実施する。市販の同定用キットの使用も可能である。

(ア) オキシダーゼ試験：チトクロームオキシダーゼ試験用ろ紙に菌を塗布して

1 分間以内に深青色になれば陽性とする。

(イ) クエン酸利用能試験：シモンズクエン酸ナトリウム培地に菌を塗抹後、37 °C で 22 時間± 2 時間培養する。培地が深青色になれば陽性とする。

(ウ) VP 試験：VP 半流動培地に菌を穿刺し、37 °C で 22 時間± 2 時間培養後、VP 用試薬 A 及び B を滴下する。陽性の時は数分後に試薬が赤色となる。1 時間後も赤色とならなければ陰性とする。

(エ) ONPG 試験：ONPG ディスク 1 枚を小試験管にとり、滅菌精製水 1 mL を加える。新鮮培養菌を 1 白金耳接種し、混和後 37 °C で 18 時間～24 時間培養し、液色で判定する（早いものは 1 時間～2 時間で判定可能）。液色が黄色となったものを陽性とする。液色が変化しないものは陰性である。

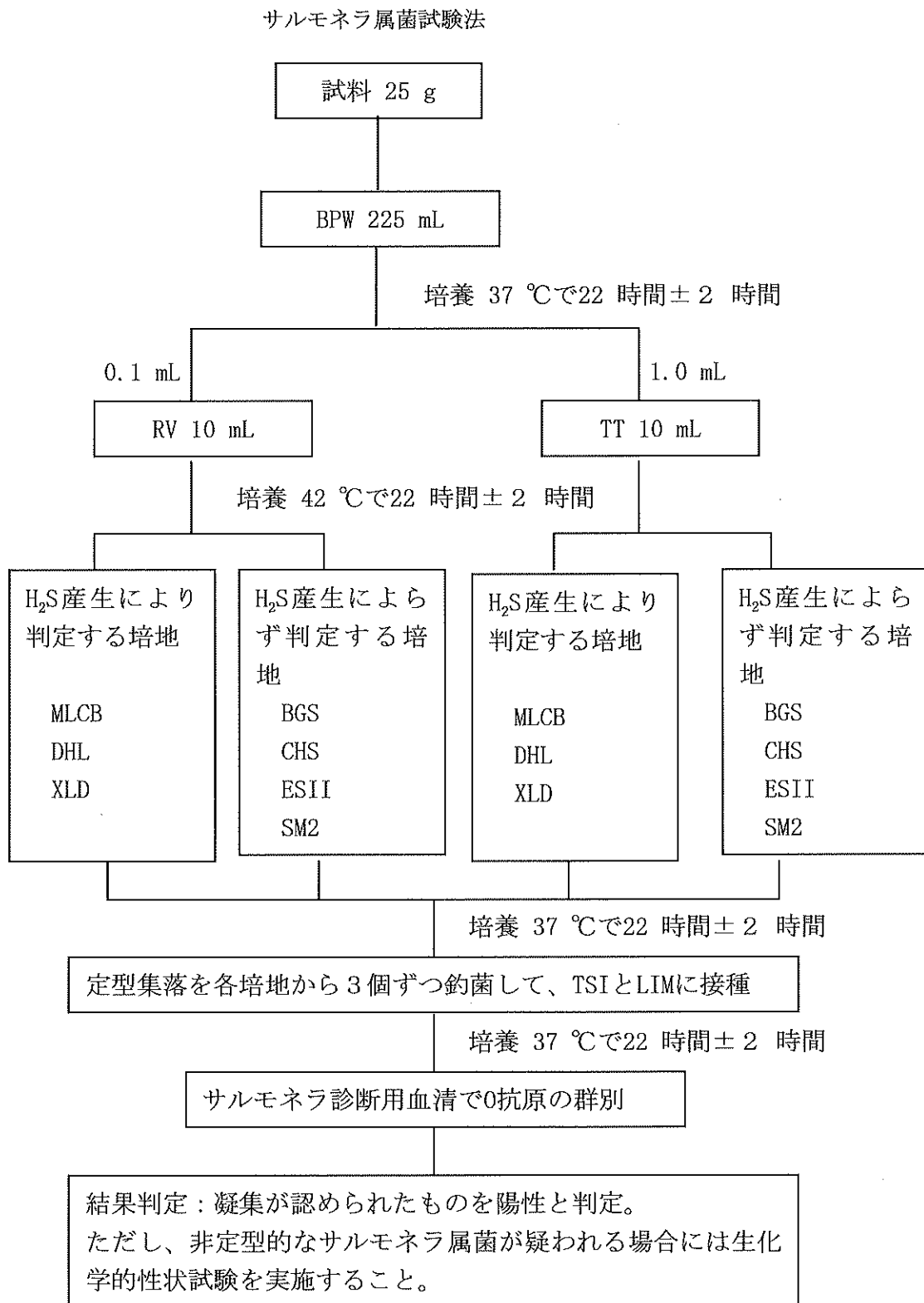
(オ) マロン酸利用能試験：マロン酸塩培地に新鮮培養菌を白金線で接種し、37 °C で 24 時間～48 時間培養して判定する。液色が明らかに青色となったものを陽性とし、緑色に留まるものを陰性と判定する。

注：サルモネラ属菌はオキシダーゼ陰性、クエン酸利用能陽性、VP 陰性、ONPG 陰性である。マロン酸利用能では、ほとんどのサルモネラ属菌は陰性であるが、*subspecies salamae*, *arizonae* 及び *diarizonae* では陽性であるので注意を要する。非定型的サルモネラ属菌が疑われ、生化学的性状試験を実施してもなお判断が難しい場合は、国立医薬品食品衛生研究所又は国立感染症研究所に照会すること。

(8) 記載

- ① サルモネラ属菌陽性の際は陽性/25 g とし、0 群又は 0 群型別不能まで記載する。
- ② 非定型的サルモネラ属菌の際も同様に 0 群まで記載するとともに、どの性状が異なっていたかを記入する。

5. フローチャート



6. 培地組成（参考例）及び作製方法

(1) 緩衝ペプトン水 (Buffered peptone water: BPW)

組成：1,000 mL 当たり

カゼイン酵素分解産物	10.0 g
塩化ナトリウム	5.0 g
リン酸二水素カリウム	1.5 g
リン酸水素二ナトリウム (12水和物)	9.0 g
精製水	1,000 mL

※ オートクレーブ滅菌 121 °C、15 分間、pH 7.0±0.2

※ リン酸塩は、無水物や複数の水和物が存在するため、異なった水和物等を用いる場合はその分子量に合わせて、必ず重量補正を行うこと

(2) ラパポートーバシリアディス液体培地 (Rappaport-Vassiliadis: RV)

組成：1,000 mL 当たり

ソイペプトン	5.0 g
塩化ナトリウム	8.0 g
リン酸二水素カリウム (KH ₂ PO ₄)	1.4 g
リン酸水素二カリウム (K ₂ HPO ₄)	0.2 g
塩化マグネシウム六水和物 (MgCl ₂ · 6H ₂ O)	40.0 g
マラカイトグリーン	0.04 g
精製水	1,000 mL

※ オートクレーブ 115 °C、15 分間、pH 5.2±0.2

(3) テトラチオネート液体培地 (Tetrathionate USA: TT)

組成：1,000 mL 当たり

カゼイン酵素分解産物	2.5 g
肉酵素分解産物	2.5 g
胆汁酸塩	1.0 g
炭酸カルシウム	10.0 g
チオ硫酸ナトリウム	30.0 g
精製水	1,000 mL

pH 8.0±0.2

※ 沸騰するまで混和加熱する。この基礎培地は4 °Cで数週間保存可能である。この溶液を45 °C以下に冷却後、1,000 mLに対して下記に示すヨウ素溶液20 mLを添加した後、混和する。よく混和しながら、10 mLずつ滅菌した試験管に分注

する。ヨウ素溶液を添加した後は直ちに使用する。

ヨウ素溶液組成

ヨウ素	6.0 g
ヨウ化カリウム	5.0 g
精製水	20 mL

硫化水素産生により判定する分離寒天平板培地

(4) MLCB

組成：1,000 mL 当たり

酵母エキス	5.0 g
ペプトン	10.0 g
ハートエキス末	2.0 g
塩化ナトリウム	4.0 g
マンニット	3.0 g
L-リジン塩酸塩	5.0 g
チオ硫酸ナトリウム	4.0 g
クエン酸鉄アンモニウム	1.0 g
ブリリアントグリーン	0.0125 g
クリスタルバイオレット	0.01 g
寒天	15.0 g
精製水	1,000 mL

pH 6.8±0.2

※ 加温溶解後、シャーレに約 20 mL ずつ分注し平板とする。

(5) DHL

組成：1,000 mL 当たり

肉エキス	3.0 g
ペプトン	20.0 g
乳糖	10.0 g
白糖	10.0 g
デオキシコール酸ナトリウム	1.0 g
チオ硫酸ナトリウム	2.3 g
クエン酸ナトリウム	1.0 g
クエン酸鉄アンモニウム	1.0 g
中性紅	0.03 g
寒天	15.0 g

精製水 1,000 mL
pH 7.4±0.2

※ 加温溶解後、シャーレに約 20 mL ずつ分注し平板とする。

(6) XLD

組成：1,000 mL 当たり

酵母エキス	3.0 g
L-リジン塩酸塩	5.0 g
キシロース	3.75 g
乳糖	7.5 g
白糖	7.5 g
デオキシコール酸ナトリウム	1.0 g
塩化ナトリウム	5.0 g
チオ硫酸ナトリウム	6.8 g
クエン酸第二鉄アンモニウム	0.8 g
フェノールレッド	0.08 g
寒天	12.5 g
精製水	1,000 mL

pH 7.4±0.2

※ 加温溶解後、シャーレに約 20 mL ずつ分注し平板とする。

硫化水素産生によらずサルモネラ属菌を判定する分離寒天平板培地

(7) BGS

BGA (ブリリアントグリーン寒天培地)

組成：1,000 mL 当たり

プロテオース ペプトン	10.0 g
酵母エキス	3.0 g
乳糖	10.0 g
白糖	10.0 g
塩化ナトリウム	5.0 g
フェノールレッド	0.08 g
ブリリアントグリーン	0.0125 g
寒天	12.0 g
精製水	1,000 mL

pH 6.9±0.2

※ 上記 BGA をオートクレーブ滅菌 121 °C で 15 分間後、液温を約 70 °C に下げ、その温度に保って、下記のスルファピリジン溶液を添加し、混和する。培地の

温度が 60 °C 以下の場合では、結晶が析出するので注意する。混和後、溶液温度を 60 °C 前後に冷却し、シャーレに約 20 mL ずつ分注し平板とする。

スルファピリジン溶液の作製方法

ジメチルホルムアミド 2 mL にスルファピリジン 1 g を加えて溶解する。

(8) CHS (クロモアガーサルモネラ)

組成：1,000 mL 当たり

ペプトン	5.0 g
酵母エキス	2.0 g
塩化ナトリウム	0.8 g
その他塩類	7.2 g
選択剤と色素混合物	4.9 g
寒天	15.0 g
精製水	1,000 mL

pH 7.6±0.2

※ 加温溶解後、シャーレに約 20 mL ずつ分注し平板とする。

(9) ESII (ES サルモネラ寒天培地 II)

組成：1,000 mL 当たり

ペプトン	10.0 g
酵母エキス	1.0 g
塩化ナトリウム	5.0 g
リン酸水素二ナトリウム	1.0 g
チオ硫酸ナトリウム	1.0 g
デオキシコール酸ナトリウム	1.0 g
マンニット	15.0 g
中性紅	0.03 g
合成酵素基質	0.45 g
ノボビオシン	0.02 g
寒天	15.0 g
精製水	1,000 mL

pH 7.4±0.2

※ オートクレーブ滅菌 121 °C で 15 分間滅菌後、シャーレに約 20 mL ずつ分注し平板とする。

(10) SM2 (chromID Salmonella Agar)

組成：1,000 mL 当たり

ペプトン	6.25 g
トリス	0.16 g
乳糖	6.0 g
胆汁酸塩	1.5 g
発色基質混合物	0.03 g
塩化ナトリウム	5.0 g
選択剤混合物	0.03 g
寒天	14.0 g
精製水	1,000 mL
	pH 7.3

※ 組成は上記のとおりだが、生培地以外では販売していない。

(11) TSI、LIM、インドール試薬や生化学的性状試験に使用する試薬についてはサルモネラ属菌確認にのみ用いるものではないので、製品情報に従って作製し、用いること。

(別添2) 黄色ブドウ球菌試験法

1. 試験の概要

試験試料 25 g を秤量し、緩衝ペプトン水 (BPW) 225 mL を加えて均質化し、BPW を用い 10 倍階段希釈液を作製する。その 0.1 mL をそれぞれ 2 枚の選択分離平板培地に塗抹、培養し、黄色ブドウ球菌と疑われる典型的な集落を計数する。試料 1 g 当たりの菌数を選択分離培地上の集落数と希釈値から算出する。試験法は選択分離培地として ISO 6888-1 にあるベアード・パーカー (Baird-Parker) 寒天培地を用いる。なお、わが国で従来から広く行われている 3 % 卵黄加マンニット食塩寒天培地による試験法は実績、信頼性の上から否定されるものではなく同等に扱われるべきものとし、Baird-Parker 寒天培地の代替培地として用いることができる。黄色ブドウ球菌と疑われる集落は、純培養を行った後、コアグラウゼ試験等で性状を確認し同定する。本試験法は、ISO 6888-1:1999 と妥当性確認を行った試験法である。

2. 使用機器、装置

- (1) 乾熱滅菌器、オートクレーブ
- (2) ふらん器 (37 °C ± 1 °C)
- (3) 寒天平板用乾燥器又はふらん器 (25 °C ~ 50 °C)
- (4) 恒温水槽 (37 °C ± 1 °C)
- (5) pH 計
- (6) 秤量器
- (7) メスシリンダー
- (8) 除菌フィルター (0.22 μm)
- (9) ストマッカー、ストマッキング袋
- (10) 滅菌ハサミ、ピンセット
- (11) 試験管 (小、中)、試験管立て
- (12) 三角フラスコ
- (13) 滅菌シャーレ (直径 90 mm ~ 100 mm)
- (14) 白金耳、パスツールピペット
- (15) 滅菌ピペット (1 mL、2 mL、10 mL)
- (16) 滅菌コンラージ棒 (スプレッダー)

3. 希釈液、培地及び試薬

(1) 希釈液

緩衝ペプトン水 Buffered peptone water (BPW)

市販の BPW を使用する。

(2) Baird-Parker 寒天培地

① 基礎培地

市販品を使用する。

② 亜テルル酸カリウム溶液 Potassium tellurite solution

自家調製又は市販品 3.5 % 溶液を使用する。

③ 卵黄液 Egg yolk emulsion

自家調製 20 % 溶液又は市販品 30 % 溶液を使用する。

④ 培地調製

基礎培地を 121 °C で 15 分間オートクレーブした後、約 50 °C に保温する。亜テルル酸カリウム溶液及び卵黄液を加え、培地の厚さが 4 mm より厚くなるように滅菌シャーレに分注する（市販の 90 mm シャーレでは約 20 mL 分注する。）。

4 °C で 24 時間まで保存が可能である。使用前に平板表面を乾燥させる（25 °C ~50 °C、培地表面の水滴が消えるまで）。

(3) 3 % 卵黄加マンニット食塩寒天培地

① 基礎培地

本試験では市販品を使用する。基礎培地量は 1,000 mL 分を 900 mL に調整する。

② 培地調製

基礎培地を 121 °C で 15 分間オートクレーブした後、30 % 卵黄液を 100 mL 加えて混合し、滅菌シャーレに分注し、固めた後乾燥して用いる。卵黄液の濃度が異なる場合は、終濃度が 3 % となるよう調製する。

(4) 非選択平板培地

本試験では市販のトリプトケースソイ寒天 (TSA) 培地を用いる。

(5) コアグララーゼ試験用ブレインハートインヒュージョンブイヨン (BHI)

市販品を用いる。

(6) コアグララーゼ試験用ウサギ血漿

市販品を用いる。

4. 試験手順 (図 1)

(1) 検体の調製

① 1 検体当たり約 100 g を採取する。検体は、原則として容器包装のまま採取する。ただし、ハム等のように、1 包装単位が 1 kg 以上に及ぶものは、切断して採取する。この場合、滅菌した器具及び容器を用い、汚染の起こらぬよう検体を採取すること。また、切断面で微生物が増殖したり、包装内面を伝わって断面部から微生物が内部に侵入しないように保管法にも注意すること。

② 採取した検体の運搬は、保冷容器を用い、氷等で 4 °C 以下に検体を保ち、速やかに検査に供することができるよう運搬すること。なお、冷凍状態のものは、ド

ライアイス等で凍結しつつ運搬すること。

- ③ 微生物試験に供する試料の調製は、製品（スライスハム等細切された製品を除く。）の切断すべき表面をアルコール綿でよくふいた後、滅菌した器具を用いて無菌的に切断し、その断面の中央部から 25 g を無菌的に採り試料とする。

スライスハム等細切された製品にあっては、滅菌した器具を用いて 25 g を無菌的に切断して採り、試料とする。

- ④ 試料をストマッカー袋に入れ、BPW 225 mL を加え、1 分間ストマッキング処理を行う。得られた懸濁液を 10 倍乳剤として菌分離に用いる。基準適合性を判定する場合は、10 倍乳剤で行う。なお、10 倍乳剤の 10 倍階段希釈液（100 倍、1,000 倍）を作製し、計数を行うことにより更に高い菌数を測定することができる。

(2) 菌選択分離試験

① Baird-Parker 寒天培地法

検体各希釈につき 0.1 mL ずつ、それぞれ 2 枚の Baird-Parker 寒天培地に接種し、コンラージ棒を用いてシャーレ側面には触れないよう塗抹する。15 分間乾燥させた後、平板を逆さにして培養する。37 °C で 48 時間 ± 2 時間培養する。途中 37 °C で 22 時間 ± 2 時間にて観察、定型集落があればシャーレ裏面にマークしておく。

※ 定型集落とは、周囲に透明帯が存在する、黒又は灰色で、光沢のある隆起した円形集落を指す。集落の大きさは 22 時間 ± 2 時間培養では約 1 mm ~ 1.5 mm、48 時間 ± 2 時間培養では約 1.5 mm ~ 2.5 mm である。培養 22 時間 ± 2 時間以降では透明帯の内側で集落の周囲に直に白濁帯が観察される。

※ 非定型集落は透明帯や白濁帯がきわめて小さいか確認し難いもので、乳製品、エビ類、内臓肉の試験では注意が必要である。

- ② 3 % 卵黄加マンニット食塩寒天培地法 (Baird-Parker 寒天培地の代替培地として用いることができる。)

Baird-Parker 寒天培地法と同様、検体各希釈につき 0.1 mL ずつそれぞれ 2 枚の平板に接種、塗抹し、37 °C で 48 時間 ± 2 時間培養する。途中 37 °C で 22 時間 ± 2 時間にて観察、黄色ブドウ球菌と疑われる集落があればシャーレ裏面にマークしておく。

※ 黄色ブドウ球菌と疑われる集落とは、黄色で、集落周囲に卵黄反応による白濁帯がみられる光沢のある隆起した直径約 1 mm ~ 2 mm の集落を指す。卵黄反応の弱い集落についてもコアグラッセ試験で確認する。

(3) 確認試験

① 純培養

選択分離培地上に発育した黄色ブドウ球菌と疑われる集落を 1 平板につき 2 個 ~ 5 個釣菌し、非選択性のトリプトケースソイ寒天 (TSA) 培地に塗抹、純培養を

行う。37℃で22時間±2時間培養する。

② 同定

・グラム染色

単離した集落でグラム染色を実施する。グラム陽性の球菌である。

・コアグララーゼ試験

試験管法によるコアグララーゼ試験（図2）は、純培養した集落を釣菌し、2 mL～3 mL のブレインハートインヒュージョンブイヨン（BHI）の入った小試験管に懸濁し、37℃で22時間±2時間培養する。同時に懸濁液の一部を非選択平板培地に培養し、コアグララーゼ再試験用および菌株保存用とする。

次に、BHI 培養液が 0.2 mL～0.3 mL 入った試験管にウサギ血漿 0.5 mL を加え、軽く混和して、37℃の恒温水槽（ふらん器でも代替可能である。）で22時間±2時間まで観察しながら培養する。

観察は、培養後1時間間隔で4時間～6時間まで血漿凝固の有無を調べ、完全凝固（全体がゼリー状となる。）又は部分凝固（一部がゼリー状となる。）した時点で陽性と判定する。なお、観察時に試験管を強く振らないことに注意すること。陰性のものは22時間±2時間まで培養して判定する。疑わしい反応が出た場合は、非選択平板培地に増殖させた菌を用いて再試験を行う。

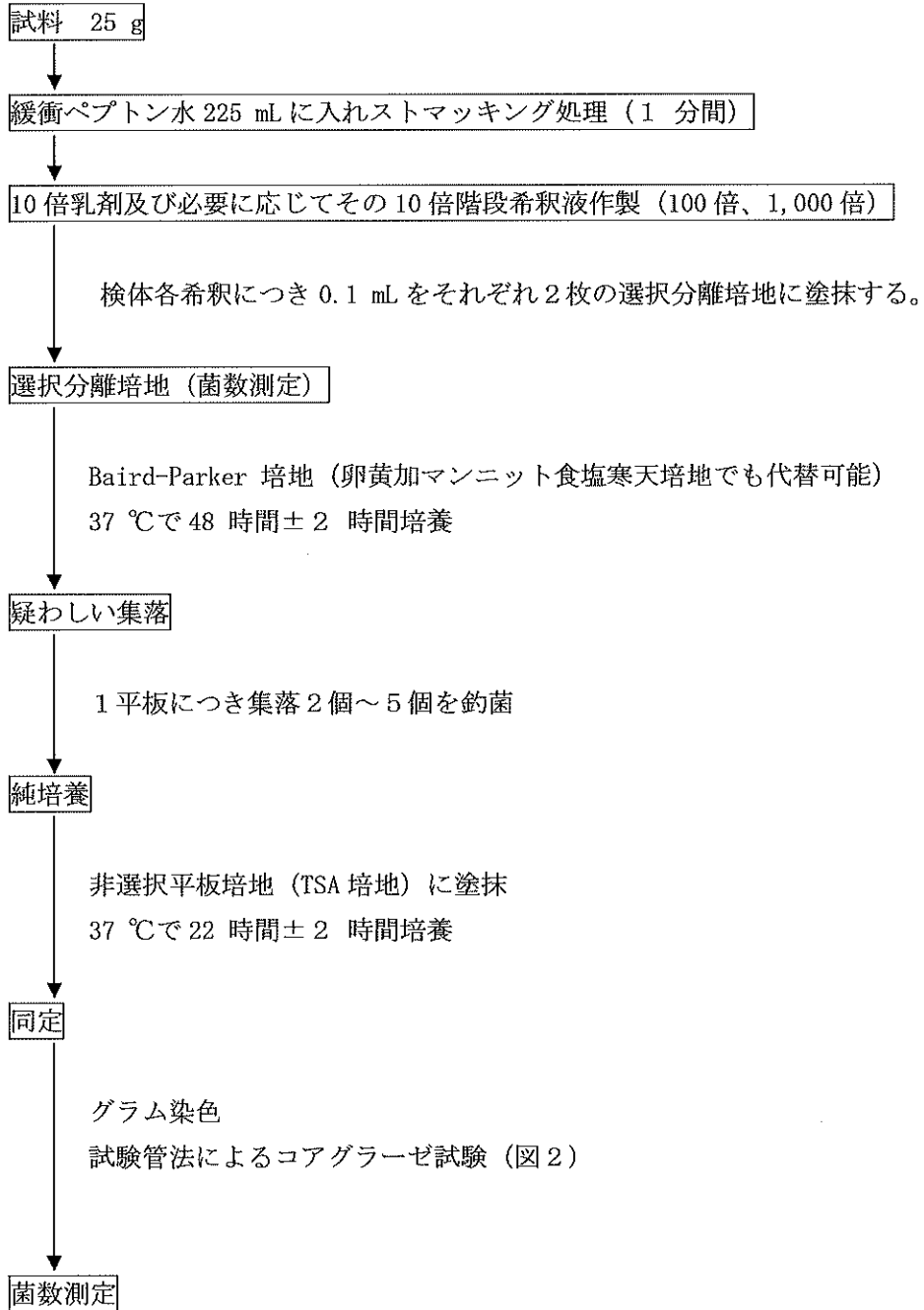
Baird-Parker 寒天培地上で、定型集落を形成し、グラム陽性球菌で、コアグララーゼ陽性であれば、黄色ブドウ球菌と同定する。3%卵黄加マンニット食塩寒天培地についても同様に、黄色ブドウ球菌と疑われる集落を形成し、グラム陽性球菌で、コアグララーゼ陽性であれば、黄色ブドウ球菌と同定する。

※ 市販の乾燥ウサギ血漿用いる場合は、添付の仕様書に従ってコアグララーゼ試験を行っても良い。ウサギ血漿を自家調製する場合は、黄色ブドウ球菌株を用いて、凝集を確認したものをを用いること。

(4) 菌数測定

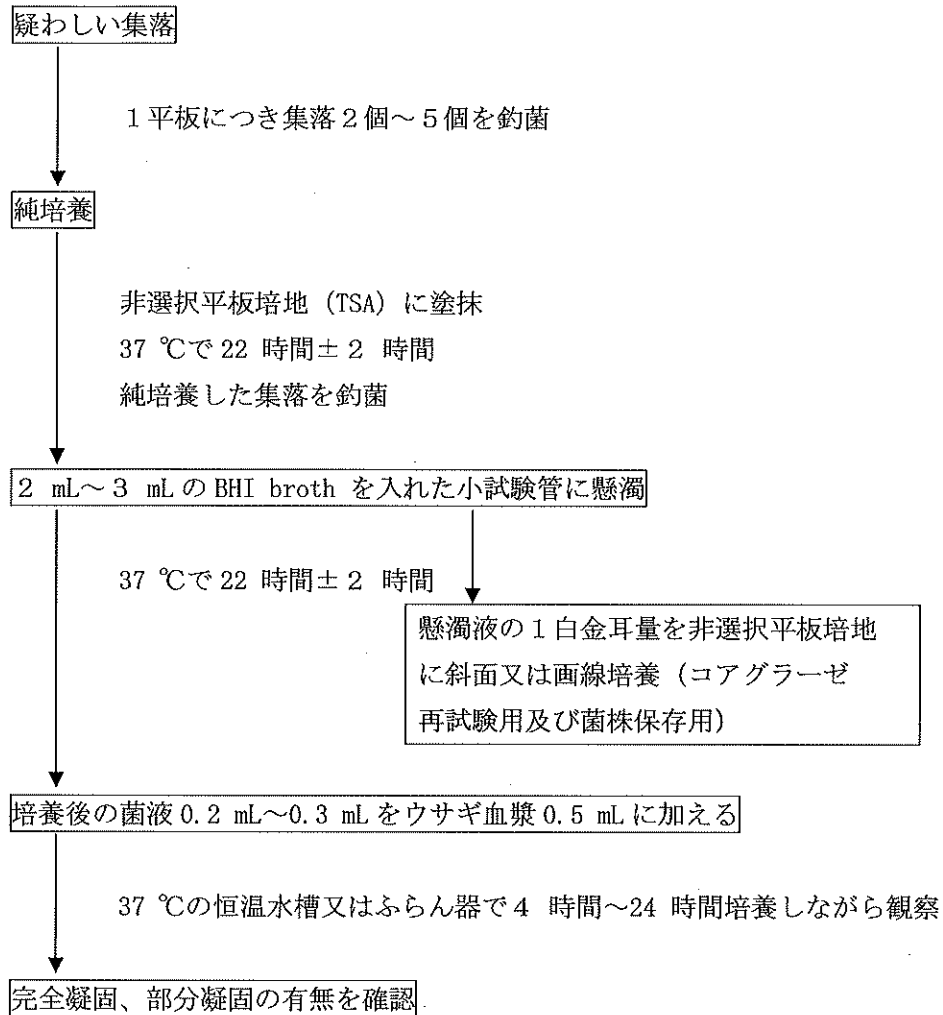
平板上に形成された集落数から、希釈倍数を考慮して、黄色ブドウ球菌菌数を算出する。基準適合性は、10倍乳剤を接種した2枚の寒天平板上に得られた黄色ブドウ球菌の全集落数により判定する。

図1 黄色ブドウ球菌の試験法・直接平板培養法



検体試料 1 g 当たりの菌数を選択分離培地上の集落数と希釈値から算出する。

図2 試験管法によるコアグララーゼ試験



コアグララーゼ陽性と判定する。

希釈液、培地及び試薬の組成と調製

1. 希釈液

緩衝ペプトン水 Buffered peptone water (BPW)

組成

カゼイン酵素分解産物	10.0 g
塩化ナトリウム	5.0 g
リン酸二水素カリウム	1.5 g
リン酸水素二ナトリウム (12水和物)	9.0 g
精製水	1,000 mL

※ オートクレーブ滅菌 121 °C、15 分間、pH 7.0±0.2

※ リン酸塩は、無水物や複数の水和物が存在するため、異なった水和物等を用いる場合はその分子量に合わせて、必ず重量補正を行うこと

2. Baird-Parker 寒天培地

(1) 基礎培地

組成

カゼイン胨消化物 (Tryptone)	10.0 g
酵母エキス	1.0 g
肉エキス	5.0 g
ピルビン酸ナトリウム	10.0 g
L-グリシン	12.0 g
塩化リチウム	5.0 g
寒天 (ゲル強度により)	12 g ~ 22 g
精製水	1,000 mL
	pH 7.2±0.2

(2) 亜テルル酸カリウム溶液 (1 %) Potassium tellurite solution

組成

K ₂ TeO ₃	1.0 g
精製水	100 mL

※ 溶解 (微加熱可) 後、0.22 μm フィルターにてろ過滅菌、4 °C で1ヶ月まで保存が可能である。

(3) 卵黄液 (20 %~30 %) Egg yolk emulsion

新鮮な卵で卵殻に傷のないものを選び、洗剤でブラシ洗浄する。流水で水洗後、

70 %エタノールに 30 秒間浸漬後に風乾するか、又はエタノールを噴霧後に火炎滅菌する。無菌的に割卵して卵白を除去する。この場合、市販のステンレス製の黄身取り器を滅菌して使用すると容易である。卵黄を滅菌した広口びん（希釈びん等）に入れ、例えば 20 %卵黄液の場合、4 倍量の無菌精製水を加え、滅菌ガラス棒を用いてエマルジョンを作製する。保存する場合は 4 °C で保存し、3 日以内に使用する。注：基礎培地に卵黄液を加えて混合すると泡立つが、市販のステンレス製連続分注器を使用すれば、平板作製時に泡を消す必要がなくなる。

(4) スルファメサジン（スルファジミジン）溶液（0.2 %）

Sulfamezathine (Sulfamethazine, Sulfadimidine)

プロテウス (*Proteus* spp.) による汚染がある時にのみ使用が可能である。

組成

スルファメサジン	0.2 g
0.1M 水酸化ナトリウム	10 mL
精製水	90 mL

※ 溶解後、0.22 μm フィルターにてろ過滅菌し、4 °C で1ヶ月まで保存が可能である。

(5) 培地調製

組成

基礎培地	100 mL
亜テルル酸溶液（最終濃度 0.01 %）	1.0 mL
卵黄液（20 %）	5.0 mL
（スルファメサジン溶液 2.5 mL）	

基礎培地を 121 °C で 15 分間オートクレーブした後、約 50 °C に保温する。亜テルル酸カリウム溶液、卵黄液を加え、滅菌シャーレに培地の厚さが 4 mm より厚くなるように分注する（市販の 90 mm シャーレを使う場合は約 20 mL 分注する。）。組成中に市販の 30%卵黄液を使用する時は、滅菌精製水を用いて所定濃度になるよう調整する。

保存する場合は 4 °C で1日までとする（自家調製の場合は、培地性能が低下しないことを確認した期間内であればこの限りでない）。使用前に平板表面を乾燥させる（25 °C ~50 °C、培地表面の水滴が消えるまで）。

市販生培地の使用が可能である。ただし、市販の生培地については、使用期限を越えないように冷蔵で保存する。

3. 3 % 卵黄加マンニット食塩寒天培地 (Baird-Parker 寒天培地の代替として使用可能)

(1) 基礎培地

組成

肉エキス	1 g
ペプトン	10 g
塩化ナトリウム	75 g
マンニット	10 g
寒天	15 g
フェノールレッド (0.2 % 溶液)	12 mL
精製水	850 mL

pH 7.4±0.2

(2) 培地調製

基礎培地を 121 °C で 15 分間オートクレーブした後、20 % 卵黄液を 150 mL 加えて混合し、滅菌シャーレに分注し、固めた後乾燥して用いる。

市販の 30 % 卵黄液を用いる際は基礎培地量を 900 mL とし、卵黄液 100 mL を添加する。

※ 市販生培地の使用が可能である。

4. コアグララーゼ試験用ウサギ血漿

ウサギ血漿は市販の乾燥ウサギ血漿を仕様書のとおり希釈して用いる。新鮮なウサギ血漿を 3 % 倍量の滅菌精製水を用いて希釈したものを用いてもよいが、凝固防止剤にクエン酸塩を用いた場合は EDTA を 0.1 % 加えること。自家調製する場合は、既知の黄色ブドウ球菌株を用いて、凝集を確認したのものを用いる。